[redacted]

2020濃計発第40号
2020年9月3日

原子力規制委員会　殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長
社長執行役員　増田　尚宏[redacted]

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、2020年6月1日付け2020濃計発第10号をもって申請（2020年8月19日付け2020濃計発第38号をもって一部補正）しました、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

別　紙

１．補正の内容

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の記述を、別添１の加工施設保安規定補正対照表のとおり変更する。また、補正後の新旧対照表を別添２に示す。

２．補正の理由

原子炉等規制法の一部改正に伴い、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和４１年総理府令第３７号。）の一部が改正され、それに伴い審査基準が改正されたことから、関係条項の規定を変更又は追加し 2020 年６月１日付け 2020 濃計発第 10 号をもって変更認可申請（2020 年８月 19 日付け 2020 濃計発第 38 号をもって一部補正）を行った濃縮・埋設事業所加工施設保安規定について、記載の適正化を行う。

以　上

加工施設保安規定　補正対照表（１／１）

<table>
<tr><th>補正前（2020 年 8 月 19 日補正）</th><th>補正後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr>
<td>（操作員の確保）
第 15 条　ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。
　ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第４項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。
２　ウラン濃縮工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。
３　ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。
４　ウラン濃縮工場長は、1 直当たり 4 名以上の当直員をそろえる。
５　ウラン濃縮工場長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</td>
<td>（操作員の確保）
第 15 条　ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。
　ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第５項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。
２　ウラン濃縮工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。
３　ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。
４　ウラン濃縮工場長は、1 直当たり 4 名以上の当直員をそろえる。
５　ウラン濃縮工場長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</td>
<td>記載の適正化</td>
</tr>
<tr>
<td>別表 31　社員等への保安教育実施方針（第 87 条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">保安教育項目</th><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="2">放射線業務従事者</th><th rowspan="2">その他の社員等</th></tr>
<tr><th>加工施設の操作員</th><th>加工施設の操作員以外の者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">関係法令及び保安規定の遵守に関すること
（180 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="3">法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む）並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td colspan="3">加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステム関する実務知識</td></tr>
<tr><td>改正の都度</td><td colspan="3">加工施設保安規定の改正内容（改正教育）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
１.、２.、３.、４.　（略）</td>
<td>別表 31　社員等への保安教育実施方針（第 87 条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">保安教育項目</th><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="2">放射線業務従事者</th><th rowspan="2">その他の社員等</th></tr>
<tr><th>加工施設の操作員</th><th>加工施設の操作員以外の者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">関係法令及び保安規定の遵守に関すること
（180 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="3">法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む）並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td colspan="3">加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識</td></tr>
<tr><td>改正の都度</td><td colspan="3">加工施設保安規定の改正内容（改正教育）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
１.、２.、３.、４.　（略）</td>
<td>記載の適正化</td>
</tr>
<tr>
<td>添付２　重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針
（第73条関連）

重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針

１.、２.　（略）

３．評価・改善
　事業部長は、運営管理課長に重大事故に至る恐れがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</td>
<td>添付２　重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針
（第73条関連）

重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針

１.、２.　（略）

３．評価・改善
　事業部長は、運営管理課長に重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</td>
<td>記載の適正化</td>
</tr>
</table>

加工施設保安規定　新旧対照表（ 1 / 141 ）

現　行	変更後	変更理由
第１章　総則 （目的） 第１条　この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第 22 条第１項の規定に基づき定める。 ２　この規定は、濃縮・埋設事業所加工施設（以下「加工施設」という。）に係わる保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	第１章　総則 （目的） 第１条　この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第 22 条第１項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設（以下「加工施設」という。）に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（項の統合）） ・記載の適正化（各施設の記載整合） （以降、ひらがなから漢字への記載変更は同じ）
（適用範囲） 第２条　この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。	（適用範囲） 第２条　この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。	
（関係法令及び保安規定の遵守） 第３条　日本原燃株式会社の役員、従業員及び臨時雇員（以下「社員」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、関係法令及びこの規定を遵守しなければならない。 ２　社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、関係法令及びこの規定の遵守が適切に行われるようにするための活動を第 11 条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。 ３　濃縮事業部長（以下「事業部長」という。）は、第１項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。 ４　各職位は、別表 30 に定めるこの規定に基づく文書を遵守しなければならない。	（規定の遵守） 第３条　日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員（以下「社員等」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 （削除） ２　濃縮事業部長（以下「事業部長」という。）は、第１項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 （削除）	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・記載の適正化（各施設の記載整合（第４条へ記載を移動）） ・記載の適正化（その他記載の適正化） （以降、条項番号の変更は同じ） ・記載の適正化（各施設の記載整合） ・記載の適正化（各施設の記載整合（第８条へ記載を移動））
（新規追加）	（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第４条　社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第６条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 ２　各職位（この規定において「各職位」とは、第７条に示す組織における課長以上の者をいう。）は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。	・記載の適正化（各施設の記載整合（第３条から記載を移動）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
（安全文化の醸成） 第３条の２　社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成のための活動を第 11 条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。	第３条の２　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（事業者対応方針等の履行） 第３条の３　社長は、加工施設における保安活動を実施するに あたり 、事業者対応方針、法第 22 条第５項の規定に基づき原子力規制委員会が 定期に行う 検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を 第３章 に定める 品質保証 に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 ２　各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	（事業者対応方針等の履行） 第５条　社長は、この規定に基づく 保安活動を実施するに 当たり 、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 15 号）による改正前の 法第 22 条第５項の規定に基づき原子力規制委員会が 行った 検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を 第６条 に定める 品質マネジメントシステム計画 に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 ２　各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（炉規制法の改正反映（記載の適正化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
（新規追加）	第２章　品質マネジメントシステム （品質マネジメントシステム計画） 第６条　保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。 3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。 (1) 加工施設 法第 13 条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。 (2) ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。 4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第７条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。） (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（第３章から記載を移動し、品質マネジメントシステム計画を規定）） （以降、本章において同じ）

現　行	変更後	変更理由
	合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。） a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。） c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。） (3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。 (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。 a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。 b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図１に示す。 c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。） d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。） e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。 ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。） g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。） (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	

現　行	変更後	変更理由
	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図２に示す。 a. 品質方針及び品質目標 b. 品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」 c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表１に示す文書 d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表２に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） 4.2.2 品質マニュアル 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。 a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c. 品質マネジメントシステムの適用範囲 d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 e. プロセスの相互の関係 4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）	

現　行	変更後	変更理由
	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。) a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。) c. a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。) d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に定める。 5 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 a. 品質方針を定めること。 b. 品質目標が定められているようにすること。 c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。) d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	

現　行	変更後	変更理由
	e. 資源が利用できる体制を確保すること。 f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。 5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。 5.3 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。) a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。) b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 d. 要員に周知され、理解されていること。 e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。) (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。) 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。) a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こ	

現　行	変更後	変更理由
	り得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。） b.　品質マネジメントシステムの実効性の維持 c.　資源の利用可能性 d.　責任及び権限の割当て 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。） (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。） (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。 　また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 　社長は、第８条第２項第２号、第３号、第５号及び第６号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a.　プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b.　品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。 c.　健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d.　関係法令を遵守すること。 5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。） a.　個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b.　要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c.　個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d.　健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 e.　関係法令を遵守すること。	

現　行	変更後	変更理由
	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。) 5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションは以下のとおり。 a. 安全・品質改革委員会 b. 品質・保安会議 c. 濃縮安全委員会 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年１回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a. 内部監査の結果 b. 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。) c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項　JIS Q 9001（ISO9001)」（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。） d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織	

現　行	変更後	変更理由
	が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。） e. 品質目標の達成状況 f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） g. 関係法令の遵守状況 h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 k. 部門又は要員からの改善のための提案 l. 資源の妥当性 m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。） 5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。） b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。） e. 関係法令の遵守に関する改善 (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。 6 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。） a. 要員 b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。） c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可	

現　行	変更後	変更理由
	能性がある事項を含む。） d. その他必要な資源 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。） (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。） c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。） (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。（「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。） (3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。（「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。） a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	

現　行	変更後	変更理由
	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。 a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係法令 c. a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。 a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法 b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法 c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 7.3 設計開発 7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。） (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	

現　行	変更後	変更理由
	c.　設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d.　設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3)　組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4)　組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1)　組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a.　機能及び性能に係る要求事項 b.　従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c.　関係法令 d.　その他設計開発に必要な要求事項 (2)　組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1)　組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2)　組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3)　組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a.　設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b.　調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c.　合否判定基準を含むものであること。 d.　機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 7.3.4 設計開発レビュー (1)　組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a.　設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b.　設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2)　組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3)　組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.5 設計開発の検証 (1)　組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画に従って検証を実施する」	

現　行	変更後	変更理由
	には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。） (2)　組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3)　組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。 7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1)　組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。) (2)　組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3)　組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.3.7 設計開発の変更の管理 (1)　組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2)　組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3)　組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4)　組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1)　組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2)　組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。) (3)　組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4)　組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。 (5)　組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (6)　組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施	

現　行	変更後	変更理由
	に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。 7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。） e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 7.4.3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。 7.5 個別業務の管理 7.5.1 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。 a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。（「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。） b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 e. 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。 f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認	

現　行	変更後	変更理由
	を行っていること。 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。） 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。 7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。） 7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。 7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。（「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。） b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。	

現　行	変更後	変更理由
	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。 8 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。) (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。) 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。) a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	

現　行	変更後	変更理由
	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。 (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。) (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。 8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。(「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。) (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。 (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。 (5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。 8.2.4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。) (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。) (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	

現　行	変更後	変更理由
	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。 　ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。） (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 8.3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。） (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。） (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 (4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。 8.4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。（「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメン	

現　行	変更後	変更理由
	トシステムの実効性を改善することを含む。） (2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。） d. 調達物品等の供給者の供給能力 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。） 8.5.2 是正処置等 (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。 a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。 (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。） (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。 c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。） e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。） g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	

現　行	変更後	変更理由
	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。 (3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。) 8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。(「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。) a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。 e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。 (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	

現　行	変更後	変更理由
	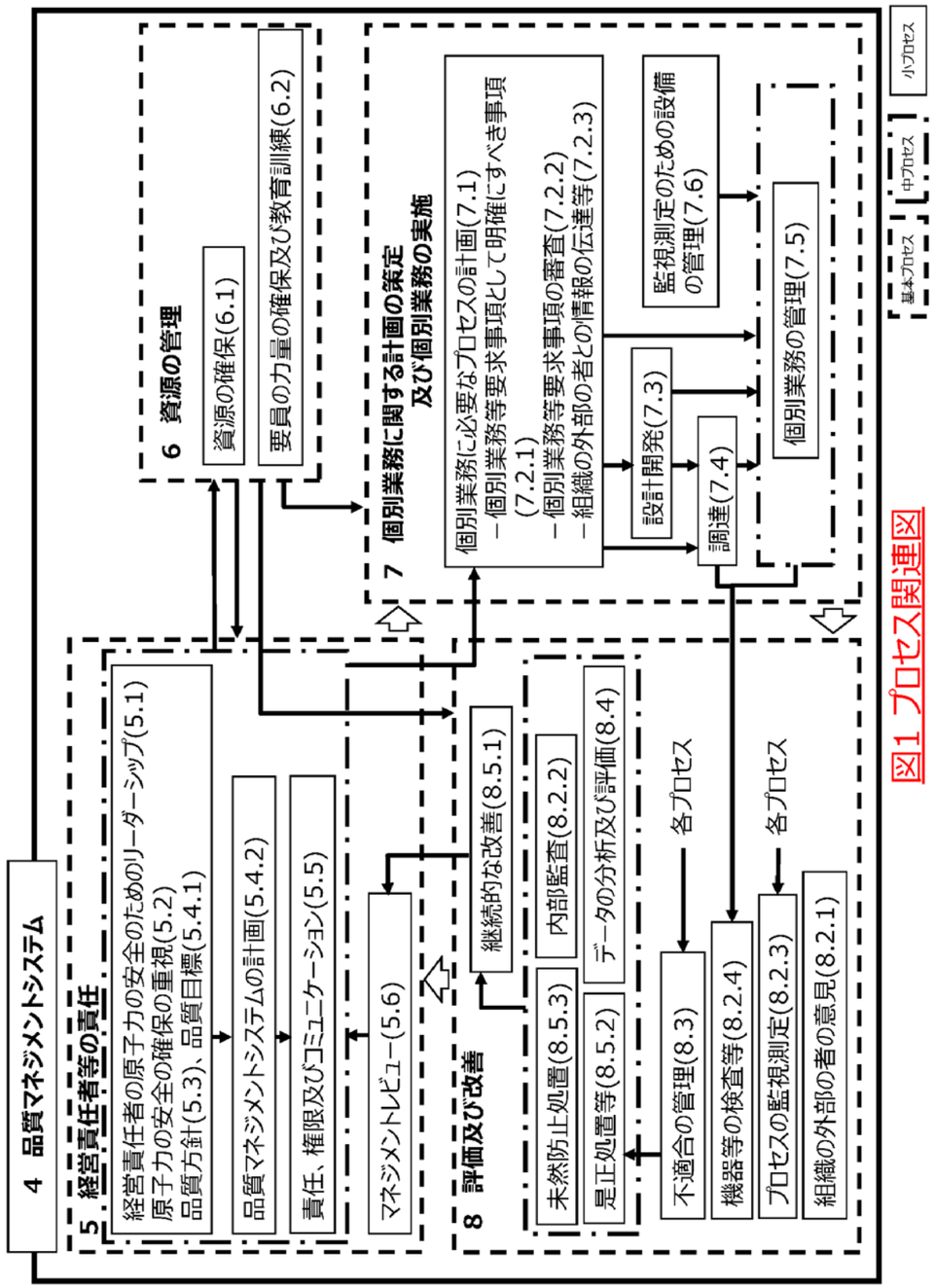 図1 プロセス関連図	

現　行	変更後	変更理由
	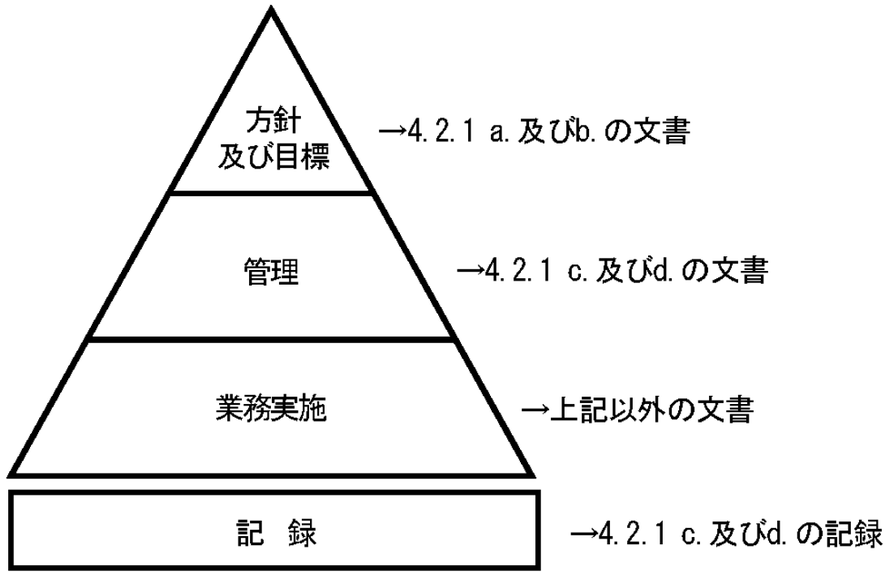 図２ 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図	

現　行	変更後	変更理由

表１　品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関 係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室　原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	―
		調達室　原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	―
		安全・品質本部　原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	―
		濃縮事業部　原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	―
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	―
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	―
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	―
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	―
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	―
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第 13 条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第 11 条
		加工施設　濃縮安全委員会運営要領	事業部長	第 12 条

現　行	変更後					変更理由
	5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	―	
	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室　教育訓練要領	監査室長	―	
			調達室　教育訓練要領	調達室長	―	
			安全・品質本部　教育訓練要領	安全・品質本部長	―	
			加工施設　教育・訓練要領	事業部長	第 87 条、第 88 条	
	7.1	加工施設の操作	加工施設　運転総括要領	事業部長	第 14 条～第 30 条	
		核燃料物質の管理	加工施設　核燃料物質等管理要領	事業部長	第 31 条～第 35 条	
		施設管理	加工施設　施設管理要領	事業部長	第 36 条～第 41 条	
		放射性廃棄物管理	加工施設　放射性廃棄物管理要領	事業部長	第 42 条～第 52 条	
		放射線管理	加工施設　放射線管理要領	事業部長	第 53 条～第 58 条、第 61 条～第 70 条	
			濃縮・埋設事業所　周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第 59 条、第 60 条	
		火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備	火災防護計画	事業部長	第 71 条、第 72 条	
		自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動	加工施設　異常事象対策要領	事業部長	第 72 条、第 73 条、第 74 条～第 86 条	

現　行	変更後	変更理由

	を行うための体制の整備、非常時の措置			
	加工施設の定期的な評価	加工施設　定期安全レビュー実施要領	事業部長	第 89 条
7.3	設計開発	加工施設　施設管理要領	事業部長	第 37 条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	―
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第 39 条、第 40 条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	―
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	―

表２　品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

現　行	変更後	変更理由
第２章　保安管理体制 第１節　組織 （保安に関する組織） 第４条　加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図１に示すとおりとする。	第３章　保安管理体制 第１節　組織 （保安に関する組織） 第７条　加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図１に示すとおりとする。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（２章から記載を移動））
第２節　職務 （職務） 第５条　各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。 ２　加工施設の保安に関する職位と職務に係る責任及び権限は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 副社長（安全担当）は、第９条に定める品質・保安会議の議長を務める。 (3) 監査室長は、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行うとともに、所管する業務に関し「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（以下「JEAC4111-2009」という。）に定める管理責任者として必要な業務を行う。 （新規追加） (4) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐（事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関しJEAC4111-2009に定める管理責任者として必要な業務を行う。	第２節　職務 （職務） 第８条　各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 ２　前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 （削除） (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	・記載の適正化（各施設の記載整合（第３条から記載移動）） ・記載の適正化（各施設の記載整合） ・運用の見直しに伴う変更（調達に係る組織の保安組織への追加） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化）） ・記載の適正化（その他記載の適正化） （以降、句読点の記載変更は同じ） ・運用の見直しに伴う変更（調達に係る組織の保安組織への追加） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化）） ・記載の適正化（各施設の記載整合） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
(5) 事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、JEAC4111-2009 に定める 管理責任者として必要な業務を行う。	(6) 事業部長は、加工施設 に係る 保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
(6) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。	(7) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））
(7) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括する。	(8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括する とともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（検査の独立性確保の反映））
(8) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第 12 号 に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。	(9) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第 13 号 に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。	
(9) 濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。	(10) 濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。	
(10) 放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。	(11) 放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。	
(11) 品質保証課長は、事業部長が行う 品質保証 に係る業務の補佐に関する業務を行う。	(12) 品質保証課長は、事業部長が行う 品質マネジメントシステム に係る業務の補佐に関する業務を行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））
(12) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で 第 7 条 に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更 ② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための体制の整備 ③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山（降灰）等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ⑤ 非常時の措置 ⑥ 保安教育の実施計画	(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で 第 10 条 に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更 ② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための体制の整備 ③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山（降灰）等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ⑤ 非常時の措置 ⑥ 保安教育の実施計画	
(13) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。	(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。	
(14) 警備課長は、加工施設の周辺監視区域の 出入管理 に関する業務を行う。	(15) 警備課長は、加工施設の 保全区域及び 周辺監視区域の 立入制限 に関する業務を行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（職務の

現　行	変更後	変更理由
		追加))
(15) 保全管理課長は、保守管理に係る計画に関する業務を行う。	(16) 保全管理課長は、保全活動管理指標の設定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（職務の変更))
(16) 機械保全課長は、建物及び機械設備の保守管理に関する業務を行う。	(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。 ただし、保全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（職務の追加))
(17) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の保守管理に関する業務を行う。	(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化))
(18) 施設計画課長は、加工の事業変更許可及び設計及び工事の方法の認可申請に関する業務を行う。	(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。	
(19) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。	(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。	
(20) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。	(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。	
（新規追加）	(22) 第 39 条に定める使用前事業者検査又は第 40 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（検査の独立性確保の反映))
(21) 別表１に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の保修を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の保修に係る業務を行う。	(23) 別表１に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の保修を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の保修に係る業務を行う。	
３　各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。	（削除）	・記載の適正化（各施設の記載整合）
第３節　核燃料取扱主任者	第３節　核燃料取扱主任者	
（核燃料取扱主任者の選任） 第６条　核燃料物質等の取扱いに関して、加工施設の保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 ２　社長は、核燃料取扱主任者及び代行者を核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が３年以上の者から選任する。 ３　核燃料取扱主任者は、第５条に定める保安に関する職務を兼任してはならない。	（核燃料取扱主任者の選任） 第９条　加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。 ２　核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が３年以上の者から社長が選任する。 ３　核燃料取扱主任者は、第８条に定める保安に関する職務を兼任しない。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
（核燃料取扱主任者の職務） 第７条　核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。 (3) 保安上必要な場合には、各職位に助言、協力すること。	（核燃料取扱主任者の職務等） 第 10 条　核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 保安上必要な場合は、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。 （削除）	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・原子力規制における検査制

現　行	変更後	変更理由
	(3) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の内容を確認すること。	度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（確認事項の変更））
(4) 加工施設の定期的な評価に関する事項を審査すること。	(4) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果を確認すること。	・記載の適正化（各施設の記載整合） （以降、確認の記載変更は同じ）
(5) 第 36 条に基づくカスケード設備運転条件、第 37 条の２に基づく年間液化回数、第 51 条に基づく施設定期自主検査実施計画、第 54 条に基づく保修作業計画、第 56 条に基づく改造計画、第 59 条の２、第 59 条の３及び第 60 条の３に基づく搬出計画、第 107 条に基づく保安教育の実施計画、第 111 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。	(5) 第 23 条に基づくカスケード設備運転条件、第 25 条に基づく年間液化回数、第 38 条に基づく作業管理に係る実施計画、第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画、第 44 条、第 45 条及び第 49 条に基づく搬出計画、第 87 条に基づく保安教育の実施計画、第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（確認事項の変更））
(6) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に原則として立ち会うこと。	（削除）	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（検査制度の変更に伴う記載の削除））
(7) 法に基づく報告を審査すること。	(6) 法に基づく報告を確認すること。	
(8) 加工の事業変更許可、設計及び工事の方法の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を審査すること。	(7) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の方法の計画の認可並びにこの規定の変更認可に係る申請の要否を確認すること。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化））
(9) 前号の申請について、その内容を審査すること。 (10) 第 112 条に示す記録を確認すること。 (11) この規定及びこの規定に定める文書並びに第４章、第５章及び第７章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。 (12) その他、保安の監督に関して必要なこと。	(8) 前号の申請について、その内容を確認すること。 (9) 第 90 条に示す記録を確認すること。 (10) 第４章、第５章及び第７章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。 (11) その他、保安の監督に関して必要なこと。	
（新規追加）	２　社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 ３　核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。	・記載の適正化（各施設の記載整合（第８条から記載を移動））
（意見の尊重） 第８条　社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 ２　核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従う。 ３　各職位は、核燃料取扱主任者より助言を受けた場合は、その助言を尊重する。	第８条　削除	・記載の適正化（各施設の記載整合（第 10 条へ記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
第４節　会議体	第４節　会議体	
（品質・保安会議の審議事項 及び 構成等） 第９条　次の各号に定める事項について は、品質・保安会議において 、保安に 関する 基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める 品質保証 に 関する 事項（関係法令及び保安規定の遵守 、安全文化醸成 に関する事項を含む）	（品質・保安会議の審議事項、構成等） 第 11 条　品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に 係る 基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める 保安に関する品質マネジメントシステム に 係る 事項（関係法令及び保安規定の遵守 の意識の向上 に関する事項を含む。）	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・記載の適正化（各施設の記載整合） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（品質マネジメントシステム計画への統合、記載の適正化））
（新規追加） (4) 加工施設の定期的な評価 に関する事項	(4) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (5) 第 89 条に基づく 加工施設の定期的な評価 の結果	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（審議事項の変更））
２　品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。 ３　第１項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した もの が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、議長、 安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 ４　議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。 ５　社長は、前項の報告を尊重する。 ６　品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。	２　品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。 ３　第１項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 ４　議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。 ５　社長は、前項の報告を尊重する。 ６　品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
（濃縮安全委員会の審議事項 及び 構成等） 第 10 条　次の各号に定める事項については、事業部長の諮問を受け、濃縮安全委員会において、保安上の妥当性を 事業部 全体の観点から審議する。 (1) 加工の事業変更許可申請に関する事項	（濃縮安全委員会の審議事項、構成等） 第 12 条　濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を 加工施設に係る保安に関する業務 全体の観点から審議する。 (1) 加工 施設 の事業変更許可申請に関する事項	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
(2) 設計及び工事の方法の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む） （新規追加） (5) 加工施設の定期的な評価に関する事項 (6) この規定に基づく以下の事項に係る文書の制定及び改廃 ① 加工施設の品質保証計画書の運用（「濃縮事業部　全社品質保証計画書運用要則」） ② 文書管理及び記録の管理（「濃縮事業部　文書管理要領」） ③ 監視機器及び測定機器の管理（「加工施設　試験検査装置管理要領」） ④ 物品及び役務の調達の管理（「濃縮事業部　調達先管理要領」） ⑤ 不適合管理（「濃縮事業部　不適合等管理要領」） ⑥ 是正処置及び予防処置（「濃縮事業部　不適合等管理要領」） ⑦ 加工施設の操作及び管理（核燃料物質の管理を含む）（「加工施設　運転総括要領」、「加工施設　核燃料物質等管理要領」） ⑧ 放射性廃棄物管理（「加工施設　放射性廃棄物管理要領」） ⑨ 保守管理（「加工施設　保守要領」） ⑩ 放射線管理（核燃料物質等の運搬を含む）（「加工施設　放射線管理総括要領」、「濃縮・埋設事業所　周辺監視区域等出入管理要領」） ⑪ 保安教育（「加工施設　教育・訓練要領」） ⑫ 火災防護活動のための体制の整備（「火災防護計画」） ⑬ 異常時及び非常時の措置（自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備を含む）（「加工施設　異常事象対策要領」、「火災防護計画」） ⑭ 濃縮安全委員会の運営管理（「加工施設　濃縮安全委員会運営要領」） ⑮ 加工施設の定期的な評価（「加工施設　定期安全レビュー実施要領」） (7) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更 ① カスケード設備の運転条件（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。） ② カスケード設備運転条件設定方法	(2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 (5) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (6) 第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の結果 (7) 第６条の表１に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 （削除） (8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更 ① 第 23 条に基づくカスケード設備の運転条件（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。） ② 第 23 条に基づくカスケード設備運転条件設定方法	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（品質マネジメントシステム計画への統合、記載の適正化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（審議事項の変更）） ・記載の適正化（各施設の記載整合）

現　行	変更後	変更理由
③ 年間液化回数 ④ 施設定期自主検査実施計画 ⑤ 改造計画 ⑥ 保安教育の実施計画 ⑦ 加工施設の定期的な評価の実施計画 (8) その他事業部長が必要と認める事項 2　濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3　濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、核燃料取扱主任者が出席できない場合は、代行者が出席する。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4　委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。 5　事業部長は、前項の報告を尊重する。	③ 第 25 条に基づく年間液化回数 （削除） ④ 第 38 条に基づく作業管理に係る実施計画 ⑤ 第 87 条に基づく保安教育の実施計画 ⑥ 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画 (9) その他事業部長が必要と認める事項 2　濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3　濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 4　委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 5　委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。 6　事業部長は、前項の報告を尊重する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（審議事項の変更）） ・運用の見直しに伴う変更（濃縮安全委員会委員の代理者要件の明確化） ・記載の適正化（各施設の記載整合）
（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等） 第 10 条の２　社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。 2　安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。 3　安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 4　安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 5　社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。	（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等） 第 13 条　社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。 2　安全・品質改革委員会は、品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。 3　安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 4　安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 5　社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
第３章　品質保証 （品質保証体制の構築、維持及び改善） 第 11 条　社長は、JEAC4111-2009 に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。 ２　社長は、前項に基づき関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた品質保証計画書として「全社品質保証計画書」を作成し、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に運用させるとともに、当該業務を行う社員に保安活動を実施させる。 ３　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、管理責任者として、「全社品質保証計画書」の効果的な運用のために必要な事項を「監査室　全社品質保証計画書運用要則」、「安全・品質本部　全社品質保証計画書運用要則」及び「濃縮事業部　全社品質保証計画書運用要則」に定める。	（削除） 第 11 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（第２章へ記載を移動し、品質マネジメントシステム計画を規定）） （以降、本章にて同じ）
（内部コミュニケーション） 第 12 条　社長は、品質・保安会議、濃縮安全委員会及び安全・品質改革委員会における品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び報告により、内部コミュニケーションが適切に行われることを確認する。 　なお、濃縮安全委員会における審議及び報告については、品質・保安会議及びマネジメントレビューにより確認する。	第 12 条　削除	
（責任及び権限） 第 13 条　社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第４条に、またその責任及び権限を第５条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。 １の２　社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。 　また、安全・品質本部及び事業部から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。 ２　社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 　また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全についての認識を高めさせる。	第 13 条　削除	
（品質方針） 第 14 条　社長は、法令・規則要求事項の遵守及び原子力安全の重要性について、加工の事業に関する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知するとともに、次の各号に定める事項を配慮した保安に関する品質方針（以下「品質方針」という。）を策定する。 (1) 日本原燃株式会社の経営方針や理念に対して適切なものとする。	第 14 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
(2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む。 (4) 管理責任者に品質方針に基づき品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップする。 (5) 社内全体に品質方針が伝達され、理解されるようにする。 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。		
（品質目標） 第 15 条　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について前条に定める品質方針に基づき、次の各号に定める事項に留意した関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安に関する品質目標（以下「品質目標」という。）を毎年度策定する。 (1) 品質方針に示される枠組みに基づき、品質目標を策定し、文書化する。 (2) 品質目標が品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認する。 ２　監査室長は管理責任者として、前項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち監査室長が所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。 ３　安全・品質本部長は管理責任者として、第１項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち安全・品質本部長が所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。 ４　事業部長は管理責任者として、第１項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち事業部長の所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。	第 15 条　削除	
（資源の提供） 第 16 条　社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。 (1) 保安活動に必要な要員を提供し、第 13 章に基づき管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に要員の力量を確保させる。 (2) 第 30 条に基づく加工施設を提供し、管理責任者である事業部長に維持管理させる。 (3) 加工施設の保安に必要な作業環境を明確にし、管理責任者である事業部長に運営管理させる。	第 16 条　削除	
（マネジメントレビュー） 第 17 条　社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年１回以上実施する。 また、安全・品質本部長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。	第 17 条　削除	
（マネジメントレビューへのインプット） 第 18 条　前条のマネジメントレビューへのインプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全	第 18 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項のとおりとする。 (1) 監査の結果 (2) 法に基づく検査の状況 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果 (4) 予防処置及び是正処置の状況 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (7) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (8) 改善のための提案		
（マネジメントレビューからのアウトプット） 第 19 条　第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 　ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第９条に定める品質・保安会議に諮ることができる。 (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善 (3) 資源の必要性	第 19 条　削除	
（品質マネジメントシステムの継続的な改善） 第 20 条　社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。 　なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	第 20 条　削除	
（文書及び記録の管理） 第 21 条　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「監査室　文書管理要領」、「安全・品質本部　文書管理要領」及び「濃縮事業部　文書管理要領」を作成する。 　また、記録の管理に関する文書として、「監査室　記録管理要領」、「安全・品質本部　記録管理要領」及び「濃縮事業部　文書管理要領」を作成する。 ２　文書管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 文書の作成、内容の適切性（保安規定上の位置付けに関することを含む）の審査・承認に関すること。 (2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること。 (3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること。 (4) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書の管理に関すること。 (5) 旧版の文書管理に関すること。	第 21 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
３　記録の管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 記録の作成及び維持に関すること。 (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄管理に関すること。 ４　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第１項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、第 112 条に基づく保安活動に関する記録を維持させる。		
（業務の計画及び実施） 第 22 条　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。 (1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。 (2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。 (3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。 (4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。 ２　事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「全社品質保証計画書」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、それを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。 (1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度 (2) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 加工施設の保修及び取替えの難易度 ３　事業部長は管理責任者として、各課長に第４章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。 ４　前項の文書には、業務内容に応じ該当する次の各号に定める事項を明確にすること。 なお、業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、適用前に確認すること。 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項 (2) 業務に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性 (3) その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査・試験活動並びにこれらの合否判定基準 ５　事業部長は管理責任者として、各課長に業務を実施させるにあたり、必要に応じ次の各号に定める事項を実施させる。	第 22 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
(1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ① 改造の各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。 ② 改造に係る要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 ③ 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は設計者以外の者が行う。 ④ 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。 ⑤ 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。 なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価を含める。 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ① 保安活動に必要な情報が利用できる。 ② 業務に必要な文書が利用できる。 ③ 適切な設備を利用できる。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 ⑤ 規定された監視及び測定が実施されている。 ⑥ 次工程への引渡しが規定されたとおりに実施されている。 (3) 業務の妥当性の確認 業務の過程で結果として生じるアウトプットが検証できない場合は、適切な方法を検討し、その業務が計画どおりの結果を出せることの妥当性を確認すること。 (4) 識別及びトレーサビリティ 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じ識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。 (5) 組織外の所有物の管理 規制当局の所有物について、その取扱いに注意を払うとともに、必要に応じ識別し、記録を維持すること。 (6) 調達製品の保存 第 23 条に基づき調達した取替品、貯蔵品について、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行い、適合した状態で保存すること。 (7) 外部とのコミュニケーション 原子力安全に関して規制当局とのコミュニケーションを図るため、規制当局へのヒアリングを実施すること。 ６　事業部長は管理責任者として、加工施設に対する要求事項への適合性を実証するため、次の各号に定める事項を含めた監視機器及び測定機器に関する文書として、「加工施設　試験検査装置管理要領」を作成し、各職位に実施させる。 (1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。		

現　行	変更後	変更理由
① 定められた間隔又は使用前に必要に応じて校正若しくは検証、又はその両方を行い、その記録を維持すること。 ② 機器の調整及び必要に応じ再調整すること。 ③ 校正状態を明確にするために識別をすること。 ④ 測定結果が無効となる操作ができないようにすること。 ⑤ 取扱い、保修、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。		
（調達管理） 第 23 条　事業部長は管理責任者として、次の各号に定める事項を含めた物品及び役務（以下「調達製品」という。）の調達に関する文書として、「濃縮事業部　調達先管理要領」を作成する。 (1) 調達製品の要求事項（調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報の取得に係ることを含む）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査すること。 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。 また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。 (4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定めること。 (5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にすること。 (6) 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有すること。 ２　事業部長は管理責任者として、各職位に前項に定める文書に基づき、調達管理を実施させる。	第 23 条　削除	
（検査及び試験） 第 24 条　事業部長は管理責任者として、各課長に第 51 条に定める施設定期自主検査により加工施設の健全性を確認させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。 (1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。 (2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。	第 24 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
(3) 検査及び試験が完了するまでは、当該機器を使用させないこと。 ただし、各課長が承認した場合はこの限りでない。		
（内部監査） 第 25 条　監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室　内部監査要則」を作成する。 (1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項 ２　監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年１回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。 ３　前項の内部監査において検出された改善を要する事項については、その監査対象業務を実施した各職位が計画を策定し、改善を実施する。	第 25 条　削除	
（不適合管理） 第 26 条　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室　不適合管理要領」、「安全・品質本部　不適合管理要領」及び「濃縮事業部　不適合等管理要領」を作成する。 ２　不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 (2) 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、次工程への引渡し又は合格と判断することを正式に許可する。 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 (5) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。 (6) 加工施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、保安に関する不適合の情報を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）へ登録することにより公開する。 ３　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第１項に定める文書に基づき、不適合を処理させる。	第 26 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
（是正処置及び予防処置） 第 27 条　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室　不適合管理要領」、「安全・品質本部　不適合管理要領」及び「濃縮事業部　不適合等管理要領」を作成する。 ２　再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第９条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 (4) 必要な処置の決定及び実施 (5) 採った処置の結果の記録 (6) 採った是正処置の有効性のレビュー ３　予防処置に関する文書には、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 不適合及びその原因の特定 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価 (3) 必要な処置の決定及び実施 (4) 採った処置の結果の記録 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー ４　監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第１項に定める文書に基づき、是正処置及び予防処置を行わせる。 ５　前項の予防処置には、加工施設の保安活動の実施によって得られた知見のみならず、必要に応じ他の施設から得られた知見により、不適合の発生を予防するために必要な処置を含めること。	第 27 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
第４章　加工施設の操作 第１節　加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 （加工施設の操作に係る計画及び実施） 第 28 条　運転管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた加工施設の操作に関する文書として、「加工施設　運転総括要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第４章　加工施設の操作 （削除） 第 28 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（加工施設の操作に係る評価及び改善） 第 29 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 29 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
第２節　通則 （加工施設の使用） 第 30 条　各課長は、加工施設において核燃料物質等を取扱う場合は、別表２に示す加工施設により行う。 ２　運転管理課長は、火災感知設備、消火設備等が保守点検等で使用できない場合は、コールドトラップからの UF_6漏えいの影響を可能な限り低く抑えるために、コールドトラップの運転を全 24 基中 12 基以下に制限する。	第１節　通則 （加工施設の使用） 第 14 条　各課長は、加工施設において核燃料物質等を取扱う場合は、別表２に示す加工施設により行う。 ２　運転管理課長は、火災感知設備、消火設備等が保守点検等で使用できない場合は、コールドトラップからの UF_6漏えいの影響を可能な限り低く抑えるために、コールドトラップの運転を全 24 基中 12 基以下に制限する。	
（操作員の確保） 第 31 条　各課長は、第 107 条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 （新規追加） ２　各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。 ３　運転管理課長は、１直あたり４名以上の当直員をそろえる。 （新規追加）	（操作員の確保） 第 15 条　ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。 ただし、訓練のために加工施設を操作させる場合であって、第５項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。 ２　ウラン濃縮工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。 ３　ウラン濃縮工場長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。 ４　ウラン濃縮工場長は、１直当たり４名以上の当直員をそろえる。 ５　ウラン濃縮工場長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
（巡視・点検） 第 32 条　巡視・点検を担当する課長（以下「巡視・点検担当課長」という。）は、毎日１回以上、別表３に示す設備等について巡視・点検を行う。	（巡視点検） 第 16 条　巡視点検を担当する課長（以下「巡視点検担当課長」という。）は、毎日１回以上、別表３に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第 36 条に定める観点を含めて行う。	・記載の適正化（その他記載の適正化） （以降、巡視点検の記載変更は同じ）

現　行	変更後	変更理由
ただし、休祭日における巡視・点検については、運転管理課長が行う。	ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理との関連性の明確化））
（操作上の一般事項） 第 33 条　各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作（設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関することを含む）を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、手順書を定める。 （新規追加） ２　各課長は、手順書の制定にあたっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。 ３　各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。	（操作上の一般事項） 第 17 条　各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。 (1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。 (2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。 (3) 警報作動時の対応内容に関すること。 ２　各課長は、前項に基づき手順書を制定するに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 ３　各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（操作に係る措置の明確化）） ・記載の適正化（その他記載の適正化）
（新規追加）	（引継） 第 18 条　運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。	・記載の適正化（その他記載の適正化（第 33 条の５から記載を移動））
（資機材等の管理） 第 33 条の２　各課長は、加工施設において資機材等を保管する場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、保管場所を設定する。 また、管理区域内で繰り返し使用する資機材等は、管理区域内の保管場所に保管し、管理区域から搬出しない。 ただし、N_2ボンベ等、使用後の交換にともない搬出するもの及び点検・校正、内容物の詰替えにともない一時的に搬出するものを除く。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) 資機材等への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により資機材等を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ２　各課長は、保管場所において、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 核燃料物質により汚染された資機材等は、開口部を閉止又はビニル養生等の汚染拡大防止措置を講じるとともに、区画等の設定により関係者以外の近接を防止する。 (2) 可燃性の資機材等を保管する場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じる。 (3) 溢水により流出した資機材等が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、資	（資機材等の管理） 第 19 条　各課長は、加工施設において資機材等を保管する場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、保管場所を設定する。 また、管理区域内で繰り返し使用する資機材等は、管理区域内の保管場所に保管し、管理区域から搬出しない。 ただし、N_2ボンベ等、使用後の交換に伴い搬出するもの及び点検・校正、内容物の詰替えに伴い一時的に搬出するものを除く。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) 資機材等への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により資機材等を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ２　各課長は、保管場所において、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 核燃料物質により汚染された資機材等は、開口部を閉止又はビニル養生等の汚染拡大防止措置を講じるとともに、区画等の設定により関係者以外の近接を防止する。 (2) 可燃性の資機材等を保管する場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じる。 (3) 溢水により流出した資機材等が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、資	

現　行	変更後	変更理由
機材等を固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持、管理する。 ３　各課長は、加工施設以外の設備・機器等を設置する場合又は設置される場合は、あらかじめ加工施設の設備・機器等の機能、安全性に影響がないことを確認するとともに、設置場所に近接する設備の管理担当課長の確認を受ける。	機材等を固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持、管理する。 ３　各課長は、加工施設以外の設備・機器等を設置する場合又は設置される場合は、あらかじめ加工施設の設備・機器等の機能、安全性に影響がないことを確認するとともに、設置場所に近接する設備の管理担当課長の確認を受ける。	
（UF_6サンプルの管理） 第 33 条の３　運転管理課長は、次の各号に定める事項により液体状態又は気体状態の UF_6サンプルを取扱う。 (1) 運転管理課長は、気体状態の UF_6サンプルをサンプラ又はサンプルチューブに採取する。 また、液体状態の UF_6サンプルをサンプルシリンダに採取した後、サンプルチューブに小分けする。 (2) 運転管理課長は、前号で採取した UF_6サンプルの分析を実施する。 なお、サンプラ及びサンプルシリンダ（以下「UF_6サンプル容器」という。）並びにサンプルチューブは第 47 条の２に基づき保管する。 (3) 運転管理課長は、均質・ブレンディング設備にて、前号の UF_6サンプル容器内に残存する UF_6を排気し、空の UF_6サンプル容器を第 33 条の２に基づき保管する。 (4) 運転管理課長は、分析等に使用した後の UF_6サンプルを、分析室にて溶液中に溶解した後、沈殿処理する。	（UF_6サンプルの管理） 第 20 条　運転管理課長は、次の各号に定める事項により液体状態又は気体状態の UF_6サンプルを取扱う。 (1) 運転管理課長は、気体状態の UF_6サンプルをサンプラ又はサンプルチューブに採取する。 また、液体状態の UF_6サンプルをサンプルシリンダに採取した後、サンプルチューブに小分けする。 (2) 運転管理課長は、前号で採取した UF_6サンプルの分析を実施する。 なお、サンプラ及びサンプルシリンダ（以下「UF_6サンプル容器」という。）並びにサンプルチューブは第 34 条に基づき保管する。 (3) 運転管理課長は、均質・ブレンディング設備にて、前号の UF_6サンプル容器内に残存する UF_6を排気し、空の UF_6サンプル容器を第 19 条に基づき保管する。 (4) 運転管理課長は、分析等に使用した後の UF_6サンプルを、分析室にて溶液中に溶解した後、沈殿処理する。	
（分析室におけるウランの取扱） 第 33 条の４　運転管理課長は、分析室のフード等でウランを取扱う場合は、別表３の２に定める最大取扱ウラン量以下とする。	（分析室におけるウランの取扱） 第 21 条　運転管理課長は、分析室のフード等でウランを取扱う場合は、別表４に定める最大取扱ウラン量以下とする。	
（引継） 第 33 条の５　運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。	第 33 条の５　削除	・記載の適正化（その他記載の適正化（第 18 条へ記載を移動））
第３節　保安上特に管理を必要とする設備 （保安上特に管理を必要とする設備） 第 34 条　保安上特に管理を必要とする設備は、別表４に定めるものとする。	第２節　保安上特に管理を必要とする設備 （保安上特に管理を必要とする設備） 第 22 条　保安上特に管理を必要とする設備は、別表５に定めるものとする。	
（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保） 第 35 条　各課長は、保安上特に管理を必要とする設備の機能を第 32 条に定める巡視・点検及び別表 14 に定める事項等の実施により常に確保する。	第 35 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理への統合））

現　行	変更後	変更理由
第４節　操作上の留意事項 （臨界安全管理） 第 36 条　運営管理課長は、別表５に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[redacted]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。 ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[redacted]による運転条件とすることができる。 ２　事業部長は、前項の承認を行うに あたって は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の 審査 がされていることを確認する。 ３　運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第１項の運転条件を遵守する。 ４　運転管理課長は、毎日１回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 なお、濃縮度測定装置の保守 管理 によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。 ５　運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 ６　運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。 ７　運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表６に示す設備及び容器を使用する。 ８　廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が 別表７ に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を 別表７ に定める最大ウラン含有量以下にする。 ９　運転管理課長は、製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。 10　運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を 別表７の２に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。 11　運転管理課長は、臨界警報装置の保守 管理中 に臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。	第３節　操作上の留意事項 （臨界安全管理） 第 23 条　運営管理課長は、別表６に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[redacted]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。 ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[redacted]による運転条件とすることができる。 ２　事業部長は、前項の承認を行うに 当たって は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の 確認 がされていることを確認する。 ３　運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第１項の運転条件を遵守する。 ４　運転管理課長は、毎日１回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 なお、濃縮度測定装置の保守 点検等 によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。 ５　運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 ６　運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。 ７　運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表７に示す設備及び容器を使用する。 ８　廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が 別表８ に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を 別表８ に定める最大ウラン含有量以下にする。 ９　運転管理課長は、製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が 16kg-U 以下であることを確認する。 10　運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を 別表９に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。 11　運転管理課長は、臨界警報装置の保守 点検等を行っているとき に臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（記載の適正化）） （以降、保守点検の記載変更は同じ）
（漏えい管理） 第 37 条　運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。 (1) カスケード設備、UF_6処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧未満で取扱う。	（漏えい管理） 第 24 条　運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。 (1) カスケード設備、UF_6処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧未満で取扱う。	

現　行	変更後	変更理由
ただし、均質･ブレンディング設備における均質槽を除く。 (2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。 (3) 製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ（以下「UF_6シリンダ」という。）、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び NaF 等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。 (4) ケミカルトラップ（NaF）を使用する場合は、性能に異常がないことをウラン検出器により確認する。 ２　機械保全課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が 0.3μmDOP 粒子で 99.9%以上（1 段）であることを DOP 検査により確認する。 ３　機械保全課長は、新たに NaF を交換する場合、装填される NaF の性能が 別表８に示す仕様値を満足していることを分析試験報告書により確認する。 ４　運転管理課長は、気体廃棄物廃棄設備の通常運転時において、必要な負圧を 2mmH_2O（19.6Pa）以上に維持する。 ただし、別図２に示すモニタエリア（モニタ室）又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。 ５　各課長は、UF_6が漏えいした場合においても、放射線業務従事者を保護するために次の各号に定める措置を講じる。 (1) UF_6を取扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接する UF_6を取扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。 (2) 管理区域内作業時に早期に UF_6漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式 HF 検知警報装置を携行する。	ただし、均質･ブレンディング設備における均質槽を除く。 (2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。 (3) 製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ（以下「UF_6シリンダ」という。）、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び NaF 等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。 (4) ケミカルトラップ（NaF）を使用する場合は、性能に異常がないことをウラン検出器により確認する。 ２　機械保全課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が 0.3μmDOP 粒子で 99.9%以上（1 段）であることを DOP 検査により確認する。 ３　機械保全課長は、新たに NaF を交換する場合、装填される NaF の性能が 別表 10に示す仕様値を満足していることを分析試験報告書により確認する。 ４　運転管理課長は、気体廃棄物廃棄設備の通常運転時において、必要な負圧を 2mmH_2O（19.6Pa）以上に維持する。 ただし、別図２に示すモニタエリア（モニタ室）又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。 ５　各課長は、UF_6が漏えいした場合においても、放射線業務従事者を保護するために次の各号に定める措置を講じる。 (1) UF_6を取扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接する UF_6を取扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。 (2) 管理区域内作業時に早期に UF_6漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式 HF 検知警報装置を携行する。	
（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置） 第 37 条の２　事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む 第 28 条に基づく文書 を承認し、各職位に実施させる。 (1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。 (2) 事業部長は、前号の承認を行うに あたって は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の 審査 がされていることを確認する。 (3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第１号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は１基のみで実施する。 (4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。 (5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を 第 28 条に基づく文書 に定め、事業部長の承認を得る。	（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置） 第 25 条　事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む 第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　運転総括要領」） を承認し、各職位に実施させる。 (1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。 (2) 事業部長は、前号の承認を行うに 当たって は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の 確認 がされていることを確認する。 (3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第１号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は１基のみで実施する。 (4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。 (5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を 第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　運転総括要領」）に定め、事業部長の承認を得る。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を２号発回均質室に入室させない。 　ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。 (7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第５号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が２号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。 (8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2 号発回均質室からの退避指示を行う。	(6) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を２号発回均質室に入室させない。 　ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。 (7) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第５号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が２号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。 (8) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2 号発回均質室からの退避指示を行う。	
（過充填防止） 第 38 条　運転管理課長は、核燃料物質を UF_6シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器（以下「UF_6 シリンダ類」という。）に充填する場合は、その量を 別表９に定める最大充填量以下に保つ。	（過充填防止） 第 26 条　運転管理課長は、核燃料物質を UF_6シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器（以下「UF_6 シリンダ類」という。）に充填する場合は、その量を 別表 11に定める最大充填量以下に保つ。	
（熱的制限） 第 39 条　運転管理課長は、UF_6シリンダ類を加熱する場合は、その温度を 別表 10に定める管理値以下に保つ。 ２　運転管理課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するための使用前検査に合格していることを確認する。	（熱的制限） 第 27 条　運転管理課長は、UF_6シリンダ類を加熱する場合は、その温度を 別表 12に定める管理値以下に保つ。 ２　運転管理課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するための使用前検査に合格 又は使用前事業者検査の使用前確認が完了 していることを確認する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化））
（吊上げ高さ制限） 第 40 条　運転管理課長は、核燃料物質が充填されている UF_6シリンダ類を吊上げる場合は、床面等からの高さを 別表 11に定める制限値以下に保つ。	（吊上げ高さ制限） 第 28 条　運転管理課長は、核燃料物質が充填されている UF_6シリンダ類を吊上げる場合は、床面等からの高さを 別表 13に定める制限値以下に保つ。	
第５節　異常時の措置 （異常時の措置） 第 41 条　加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。 ２　管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及び関係箇所に通報する。 　ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。 ３　運転管理課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央	第４節　異常時の措置 （異常時の措置） 第 29 条　加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。 ２　管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及び関係箇所に通報する。 　ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。 ３　運転管理課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央	

現　行	変更後	変更理由
制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ４　運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の[redacted]による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ５　管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 　ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。	制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ４　運転管理課長は、新型遠心機を含むカスケード設備の[redacted]による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ５　管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 　ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。	
（異常時における設備の手動による作動） 第 42 条　管理担当課長は、第 34 条の保安上特に管理を必要とする設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。	（異常時における設備の手動による作動） 第 30 条　管理担当課長は、第 22 条に定める保安上特に管理を必要とする設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。	・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
第５章　核燃料物質の管理 第１節　核燃料物質の管理に係る計画、実施、評価及び改善 （核燃料物質の管理に係る計画及び実施） 第 43 条　運転管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた核燃料物質の管理に関する文書として、「加工施設　核燃料物質等管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第５章　核燃料物質の管理 （削除） 第 43 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（核燃料物質の管理に係る評価及び改善） 第 44 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 44 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
第２節　核燃料物質の管理 （核燃料物質等の受入れ、払出し） 第 45 条　運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。 ２　運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、第 77 条を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。 (1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。 (2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。 (3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。 (4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。 ３　運営管理課長は、空の UF_6 シリンダを受入れた場合は、当該シリンダが ANSI 又は ISO 規格に適合していることを確認する。	（削除） （核燃料物質等の受入れ、払出し） 第 31 条　運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。 ２　運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、第 69 条を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。 (1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。 (2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。 (3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。 (4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。 ３　運営管理課長は、空の UF_6 シリンダを受入れた場合は、当該シリンダが ANSI 又は ISO 規格に適合していることを確認する。	・記載の適正化（その他記載の適正化）
（核燃料物質の運搬） 第 46 条　運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、加工規則第７条の６に規定されている措置を講じる。	（核燃料物質の取扱い） 第 32 条　運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（運搬前の確認の明確化））

現　行	変更後	変更理由
（核燃料物質の貯蔵） 第 47 条　運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) UF_6シリンダに封入されていることを確認すること。 (2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) UF_6シリンダの貯蔵数量は、別表 12に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 ２　運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) 中間製品容器の保管数量が、別表 13に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。 ３　運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。 (4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、別表 13に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。	（核燃料物質の貯蔵） 第 33 条　運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) UF_6シリンダに封入されていることを確認すること。 (2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) UF_6シリンダの貯蔵数量は、別表 14に示す最大貯蔵数量を超えないこと。 (5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 ２　運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。 (4) 中間製品容器の保管数量が、別表 15に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。 ３　運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。 (2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。 (3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。 (4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、別表 15に示す最大保管数量を超えないこと。 (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。	
（UF_6サンプル等の保管） 第 47 条の２　運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した UF_6サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) UF_6サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。 また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。 (2) サンプル保管戸棚に保管すること。 なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。 (3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5kg-U を超えないこと。 (4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。	（UF_6サンプル等の保管） 第 34 条　運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した UF_6サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。 (1) UF_6サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。 また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。 (2) サンプル保管戸棚に保管すること。 なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。 (3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5kg-U を超えないこと。 (4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。	
（空シリンダの管理） 第 48 条　運転管理課長は、空の UF_6シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。 ２　運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1 号均質室内又は 2 号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。 ３　運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台に保管する。	（空シリンダの管理） 第 35 条　運転管理課長は、空の UF_6シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。 ２　運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1 号均質室内又は 2 号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。 ３　運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2 号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台に保管する。	

現　行	変更後	変更理由
4　運転管理課長は、核燃料物質を空の UF_6シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。 (1) 製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、洗浄検査が行われていること。 (2) 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格していること。 (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。 (4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格していること。	4　運転管理課長は、核燃料物質を空の UF_6シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。 (1) 製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、洗浄検査が行われていること。 (2) 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格 又は使用前事業者検査の使用前確認が完了 していること。 (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。 (4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格 又は使用前事業者検査の使用前確認が完了 していること。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
第６章　保守管理 第１節　保守管理に係る計画、実施、評価及び改善 （保守管理に係る計画及び実施） 第 49 条　保全管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた保守管理に関する文書として、「加工施設　保守要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　事業部長は、第１項の文書において、別表 13 の２に定める加工施設の設備等の性能の維持のために行う部品交換等の措置について、以下の事項を定める。 (1) 別表 13 の２の対象に係る基準 (2) 経年変化により想定される事象等を検知するための点検等の計画及び当該事象を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む） (3) 性能の維持に必要な部品交換等の措置及び検査、それらの記録の作成等 (4) あらかじめ想定していない変化等により部品交換等が必要となった場合における設計及び工事の方法の認可に係る申請並びに使用前検査の受検の要否の確認 (5) その他、本項を適切に運用するために必要な事項 ４　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第６章　施設管理 （削除） 第 49 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理を規定）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（保守管理に係る評価及び改善） 第 50 条　事業部長は、前条第４項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 50 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（新規追加）	（施設管理計画） 第 36 条　加工施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。 また、11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理を規定）） （以降、本章において同じ）

現　行	変更後	変更理由
	(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 　また、11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。 2 保全プログラムの策定 　事業部長は、保全管理課長に1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。 　また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。 3 保全対象範囲の策定 　保修担当課長は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。 4 施設管理の重要度の設定 　保修担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 　ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 (4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために 4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 (2) 保全管理課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。 　また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 保全管理課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 　なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。 6 施設管理実施計画の策定 (1) 保全管理課長は、3 の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成す	

現　行	変更後	変更理由
	る 6.1 から 6.3 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。 a.　施設管理実施計画の始期及び期間 b.　加工施設の設計及び工事の計画 c.　加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。） d.　加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。） e.　加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 f.　加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 g.　上記 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること h.　加工施設の施設管理に関する記録に関すること (2)　保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1 から 6.3 の計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。 a.　運転実績、事故及び故障事例等の運転経験 b.　使用環境及び設置環境 c.　劣化、故障モード d.　機器の構造等の設計的知見 e.　科学的知見 (3)　保修担当課長及び検査実施責任者は、施設管理の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1 から 6.3 の計画を策定する。 6.1　点検計画の策定 (1)　保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2)　保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a.　予防保全 ①　時間基準保全 ②　状態基準保全 b.　事後保全 (3)　保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a.　時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①　点検の具体的方法 ②　構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③　実施頻度	

現　行	変更後	変更理由
	④ 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ｉ）状態監視データの具体的採取方法 ii） 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii）状態監視データ採取頻度 iv）実施時期 ｖ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ｉ）巡視点検の具体的方法 ii）構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii）実施頻度 iv）実施時期 ｖ）機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 ③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ｉ）定例試験の具体的方法 ii）構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii）実施頻度 iv）実施時期 ｖ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。 (4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期 6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。 また、計画段階において、法令に基づく必要な手続き※１の要否について確認を行い、	

現　行	変更後	変更理由
	その結果を記録する。 (2) 保修担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。 (3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第 39 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※１：法令に基づく手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）、第16条の２（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の３第３項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。 6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期 7 施設管理の実施 (1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。 (2) 保修担当課長は、施設管理の実施に当たって、第 37 条による設計管理及び第 38 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 39 条、第 40 条に従う。 (3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 16 条による巡視点検を定期的に行う。 (4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、施設管理の結果について記録する。 8 施設管理の結果の確認・評価 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※２までに確認･評価し、記録する。	

現　行	変更後	変更理由
	(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期※２までに確認・評価し、記録する。 ※２：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、(1) 及び (2) の活動を第６条に基づき実施する。 10 保全の有効性評価 保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1 に基づき保全方式を選定する。 また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価	

現　行	変更後	変更理由
	(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。 11 施設管理の有効性評価 (1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に 10 の保全の有効性評価の結果及び 1 の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。 12 構成管理 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第６条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 37 条で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。） 13 情報共有 保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　施設管理要領」）に基づき、他の加工事業者と情報共有を行う。	
（新規追加）	（設計管理） 第 37 条　保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 ２　保修担当課長は、第１項において第６条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第６条 7.3 に従って実施する。 なお、本条に基づき実施する第 6 条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 39 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	
（新規追加）	（作業管理） 第 38 条　保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 ２　保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止	

現　行	変更後	変更理由
	(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第７章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第８章に基づく放射線管理 ３　保修担当課長は、保安上重要と判断される作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 ４　事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。	
第２節　施設定期自主検査 （施設定期自主検査の実施） 第 51 条　各課長は毎年度、施設定期自主検査について、別表 14 に定める関係課長と協議の上、実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各課長は、第１項の実施計画に基づき、施設定期自主検査を行う。	（削除） 第 51 条　削除	
（施設定期自主検査を行う設備等） 第 52 条　施設定期自主検査を行う設備、検査項目等は、別表 14 のとおりとする。	第 52 条　削除	
（施設定期自主検査結果の報告） 第 53 条　各課長は、施設定期自主検査の結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、別表 14 に定める関係課長に通知する。	第 53 条　削除	
（新規追加）	（使用前事業者検査の実施） 第 39 条　ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 ２　ウラン濃縮工場長は、第７条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。 ３　前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。	

現　行	変更後	変更理由
	(2) 検査要領書※１を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 設工認に従って行われたものであること。 ②「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。 ４　検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第７条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員 (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者 ５　検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。 ６　検査実施責任者は、第３項及び第４項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 ７　検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※１：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法	
（新規追加）	（定期事業者検査の実施） 第 40 条　ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 ２　ウラン濃縮工場長は、第７条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。 ３　前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※１を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。	

現　行	変更後	変更理由
	(4)　検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ４　検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第７条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 ５　検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。 ６　検査実施責任者は、第３項及び第４項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 ７　検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※１：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 ③ ①、②による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法	
（新規追加）	（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 第 41 条　保全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　保全管理課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ３　事業部長は、第１項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 ４　各課長は、第１項及び第２項の実施計画に基づき、評価を実施する。 ５　各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 ６　保全管理課長は、第４項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 ７　事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 ８　加工施設の長期施設管理方針は添付３に示すものとする。	

現　行	変更後	変更理由
第３節　保修及び改造 （保修作業の実施） 第 54 条　管理担当課長は、第 41 条第５項に基づき異常の原因を調査した結果、保修が必要と判断した場合は、保修担当課長に必要な保修作業を実施させ、正常な状態に復帰させる。 ２　保修担当課長は、前項の保修作業又はその他の保修作業の実施にあたっては、当該保修作業に関連する管理担当課長と協議する。 　また、保修担当課長は、保安上重要と判断される保修作業については、次の各号に定める事項を記載した保修作業計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 保修作業の目的 (2) 保修作業対象設備 (3) 保修作業期間 (4) 保修作業実施体制 (5) 保修作業の内容及び保安上必要な措置 ３　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。	（削除） 第 54 条　削除	
（保修作業後の措置） 第 55 条　保修担当課長は、前条の規定に基づく保修作業を行ったときは、当該設備の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を前条の管理担当課長に通知するとともに、保安上重要と判断される保修については、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ２　保修担当課長は、保修作業により得られた保安に関する技術情報について、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有する。	第 55 条　削除	
（改造） 第 56 条　各課長は、加工施設の改造を行う場合は、当該改造に関係する課長と協議する。 　また、各課長は、保安上重要と判断される改造については、次の各号に定める事項を記載した改造計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 改造の目的 (2) 改造対象設備 (3) 改造期間 (4) 改造実施体制 (5) 改造の内容及び保安上必要な措置 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各課長は、第１項の規定に基づく改造を行ったときは、当該設備の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を第１項の関係する課長に通知するとともに、保安上重要と判断される改造については事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。	第 56 条　削除	

現　行	変更後	変更理由
第７章　放射性廃棄物管理 第１節　放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画、実施、評価及び改善 （放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施） 第 57 条　廃棄物管理課長は、「加工施設　放射性廃棄物管理要領」を定める際、加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。 ２　廃棄物管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する文書として、「加工施設　放射性廃棄物管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 ３　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ４　各職位は、第２項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第７章　放射性廃棄物管理 第１節　放射性廃棄物管理に係る基本方針 （放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第 42 条　加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。 （削除）	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合）） ・記載の適正化（各施設の記載整合）
（放射性廃棄物管理に係る評価及び改善） 第 58 条　事業部長は、前条第４項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 58 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
第２節　放射性廃棄物管理 （仕掛品） 第 59 条　各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。 　なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。 ２　各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。 　ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。 　また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。 　ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。	第２節　放射性廃棄物管理 （仕掛品） 第 43 条　各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。 　なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。 ２　各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。 　ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。 　また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。 　ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。	

現　行	変更後	変更理由
（放射性固体廃棄物） 第 59 条の２　廃棄物管理課長は、前条第２項及び 第 60 条の３第 13 項 により搬入された放射性固体廃棄物を 別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ２　廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。 (1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 (2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。 (3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。 (4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。 (5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。 ３　廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。 また、第 32 条 に定める巡視・点検により、前項第６号の状態が維持されていることを確認する。 ４　廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに あたり 、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ５　前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本（200 リットルドラム缶換算）とする。	（放射性固体廃棄物） 第 44 条　廃棄物管理課長は、前条第２項及び 第 49 条第 12 項 により搬入された放射性固体廃棄物を 別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ２　廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。 なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。 (1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 (2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。 (3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。 (4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。 (5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。 ３　廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。 また、第 16 条 に定める巡視点検により、前項第６号の状態が維持されていることを確認する。 ４　廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに 当たり 、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ５　前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本（200 リットルドラム缶換算）とする。	

現　行	変更後	変更理由
6　事業部長は、第４項の承認を行うに あたって は、核燃料取扱主任者の 審査 がされていることを確認する。 7　廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。 　なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。 8　廃棄物管理課長は、第 59 条 第２項及び前項により、別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき 別表 15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 (1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。 (2) 撤去した金属胴遠心機の保管場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。 (3) 第１号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。 9　廃棄物管理課長は、別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物について 、次の各号の措置を講じ、保管廃棄 する。 　なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて 別表 15の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。 (1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。 (2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。 10　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 　なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。 11　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。 　また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び C ウラン貯蔵室を施錠し、人の接近を防止する。 　ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。	6　事業部長は、第４項の承認を行うに 当たって は、核燃料取扱主任者の 確認 がされていることを確認する。 7　廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。 　なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。 8　廃棄物管理課長は、第 43 条 第２項及び前項により、別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき 別表 16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 (1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。 (2) 撤去した金属胴遠心機の保管場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。 (3) 第１号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。 9　廃棄物管理課長は、別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は 、次の各号の措置 のほか、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第７条の８に規定されている必要な措置 を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認 する。 　なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて 別表 16の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。 (1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。 (2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。 10　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 　なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。 11　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及び C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。 　また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び C ウラン貯蔵室を施錠し、人の接近を防止する。 　ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（廃棄前の確認の明確化））

現　行	変更後	変更理由
（スラッジ） 第 59 条の３　運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。 ２　廃棄物管理課長は、前項のスラッジをＡウラン濃縮廃棄物室へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図２に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。 　また、設定に あたって は、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) スラッジへの延焼のおそれがある火災源が存在しない。 　また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 　また、地震によりスラッジを収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ３　廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場において、次の各号に定める措置を講じ、スラッジを保管する。 (1) 保管廃棄待ちスラッジ置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 (2) 保管廃棄待ちスラッジ置場においてスラッジを保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。 (3) 原則としてスラッジへの延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 　なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。 (4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。 (5) 溢水により流出したスラッジが保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、スラッジを収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。 ４　廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場におけるスラッジの保管状況を確認する。 　また、第 32 条 に定める巡視・点検により、前項第６号の状態が維持されていることを確認する。 ５　廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄待ちスラッジ置場に保管するに あたり 、あらかじめスラッジの発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 　なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ６　事業部長は、前項の承認を行うに あたって は、核燃料取扱主任者の 審査 がされていることを確認する。	（スラッジ） 第 45 条　運転管理課長は、管理廃水処理設備の廃水処理に伴い放射性固体廃棄物のスラッジが発生した場合は、汚染の広がりを防止するため難燃性の袋により梱包するとともに、火災防護のため金属製の容器に収納し、廃棄物管理課長に引取りを依頼する。 ２　廃棄物管理課長は、前項のスラッジをＡウラン濃縮廃棄物室へ搬出するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図２に定める場所に保管廃棄待ちスラッジ置場を設定し、当該置場で保管する。 　また、設定に 当たって は、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) スラッジへの延焼のおそれがある火災源が存在しない。 　また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 　また、地震によりスラッジを収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ３　廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場において、次の各号に定める措置を講じ、スラッジを保管する。 (1) 保管廃棄待ちスラッジ置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 (2) 保管廃棄待ちスラッジ置場においてスラッジを保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。 (3) 原則としてスラッジへの延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 　なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。 (4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。 (5) 溢水により流出したスラッジが保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、スラッジを収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。 ４　廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場におけるスラッジの保管状況を確認する。 　また、第 16 条 に定める巡視点検により、前項第６号の状態が維持されていることを確認する。 ５　廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄待ちスラッジ置場に保管するに 当たり 、あらかじめスラッジの発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 　なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。 ６　事業部長は、前項の承認を行うに 当たって は、核燃料取扱主任者の 確認 がされていることを確認する。	

現　行	変更後	変更理由
7　廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場にスラッジを保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じ追加収納する。 8　廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、A ウラン濃縮廃棄物室へ搬出する。 9　廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄する場合は、別表 15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 10　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室に搬入されたスラッジを保管廃棄する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて A ウラン濃縮廃棄物室内で移動することができる。 11　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室におけるスラッジの保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。 12　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の接近を防止する。	7　廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場にスラッジを保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じ追加収納する。 8　廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、A ウラン濃縮廃棄物室へ搬出する。 9　廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄する場合は、別表 16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 10　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室に搬入されたスラッジを保管廃棄する 場合は、加工規則第７条の８に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて A ウラン濃縮廃棄物室内で移動することができる。 11　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室におけるスラッジの保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。 12　廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の接近を防止する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（廃棄前の確認の明確化））
（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第 59 条の４　放射線管理課長は、第 65 条 第１項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の事項を確認する。 (1)　設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2)　使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3)　放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。	（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第 46 条　放射線管理課長は、第 55 条 第１項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の事項を確認する。 (1)　設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。 (2)　使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。 (3)　放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。	
（放射性液体廃棄物） 第 60 条　運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1)　運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。 (2)　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成 27 年原子力規制委員会告示第８号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業	（放射性液体廃棄物） 第 47 条　運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1)　運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。 (2)　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成 27 年原子力規制委員会告示第８号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業	

現　行	変更後	変更理由
に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）（以下「線量告示」という。）第８条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 (3)　廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が 別表 16に定める管理目標値を超えないように努める。 (4)　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が 別表 17に定める管理目標値を超えないように努める。 (5)　運転管理課長は、別表 19に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を 別表 20に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表 20に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。	に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）（以下「線量告示」という。）第８条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 (3)　廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が 別表 17に定める管理目標値を超えないように努める。 (4)　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が 別表 18に定める管理目標値を超えないように努める。 (5)　運転管理課長は、別表 20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を 別表 21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表 21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。	
（有機溶剤） 第 60 条の２　運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。 ２　廃棄物管理課長は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表７のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、廃油保管廃棄場所へ搬出する。 ３　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 ４　廃棄物管理課長は、廃油保管廃棄場所に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて廃油保管廃棄場所内で移動することができる。 ５　廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、廃油保管廃棄場所から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。 また、第２項から第４項の措置を講じ、再度、廃油保管廃棄場所へ搬出し、保管廃棄する。 ６　廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 ７　廃棄物管理課長は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。 また、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶を金属製の容器へ収納するとともに、金属製の容器への施錠により人の近接を防止する。	（有機溶剤） 第 48 条　運転管理課長は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。 ２　廃棄物管理課長は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、ドラム缶（別表８のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、廃油保管廃棄場所へ搬出する。 ３　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 ４　廃棄物管理課長は、廃油保管廃棄場所に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する 場合は、加工規則第７条の８に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて廃油保管廃棄場所内で移動することができる。 ５　廃棄物管理課長は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、廃油保管廃棄場所から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。 また、第２項から第４項の措置を講じ、再度、廃油保管廃棄場所へ搬出し、保管廃棄する。 ６　廃棄物管理課長は、管理廃水処理室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 ７　廃棄物管理課長は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。 また、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶を金属製の容器へ収納するとともに、金属製の容器への施錠により人の近接を防止する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（廃棄前の確認の明確化））
（機械油） 第 60 条の３　機械保全課長は、第 65 条 第１項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等に伴い発生した機械	（機械油） 第 49 条　機械保全課長は、第 55 条 第１項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等に伴い発生した機械油	

現　行	変更後	変更理由
油を汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。 ２　廃棄物管理課長は、既に放射性液体廃棄物として保管廃棄した機械油を固形化処理する場合は、汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、保管場所から搬出する。 　なお、第９項による固形化処理のために搬出するまでの間、廃油保管廃棄場所にて前条第６項及び第７項により保管する。 ３　廃棄物管理課長は、第１項及び第２項の機械油を固形化処理するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図２に定める場所に固形化処理待ち機械油置場を設定し、当該置場で機械油を保管する。 　また、設定に あたって は、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) 機械油への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 　また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 　また、地震により機械油を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ４　廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機械油置場において、次の各号に定める措置を講じ、機械油を保管する。 (1) 固形化処理待ち機械油置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 (2) 固形化処理待ち機械油置場において機械油を保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。 (3) 原則として機械油への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 　なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。 (4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。 (5) 溢水により流出した機械油が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、機械油を収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。 ５　廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機械油置場における機械油の保管状況を確認する。 　また、第 32 条 に定める巡視・点検により、前項第６号の状態が維持されていることを確認する。 ６　廃棄物管理課長は、機械油を固形化処理待ち機械油置場に保管するに あたり 、あらかじめ機械油の固形化に必要な期間等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 　なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長	を汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。 （削除） ２　廃棄物管理課長は、前項の機械油を固形化処理するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図２に定める場所に固形化処理待ち機械油置場を設定し、当該置場で機械油を保管する。 　また、設定に 当たって は、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 (1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。 (2) 機械油への延焼のおそれがある火災源が存在しない。 　また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。 (3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。 (4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 　また、地震により機械油を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。 (5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。 ３　廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機械油置場において、次の各号に定める措置を講じ、機械油を保管する。 (1) 固形化処理待ち機械油置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。 (2) 固形化処理待ち機械油置場において機械油を保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。 (3) 原則として機械油への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 　なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。 (4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。 (5) 溢水により流出した機械油が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、機械油を収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。 (6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。 ４　廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機械油置場における機械油の保管状況を確認する。 　また、第 16 条 に定める巡視点検により、前項第６号の状態が維持されていることを確認する。 ５　廃棄物管理課長は、機械油を固形化処理待ち機械油置場に保管するに 当たり 、あらかじめ機械油の固形化に必要な期間等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 　なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長	・運用の見直しに伴う変更 （既に保管廃棄した機械油の固形化完了に伴う記載の削除）

現　行	変更後	変更理由
の承認を得る。 7　事業部長は、前項の承認を行うに あたって は、核燃料取扱主任者の 審査 がされていることを確認する。 8　廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機械油置場に保管中の機械油を固形化処理する場合は、汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、固形化処理作業場所へ搬出する。 9　廃棄物管理課長は、前項の機械油に吸着剤を添加し、機械油と吸着剤を撹拌して固形化処理するために、第３項 各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図２に定める場所に固形化処理作業場所を設定するとともにその旨を周知し、当該場所で固形化処理を実施する。 　また、設定に あたって は、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 10　廃棄物管理課長は、固形化処理作業場所において、第４項 各号に定める措置を講じるとともに、エリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じ、固形化処理を実施する。 　ただし、固形化処理作業場所においては、機械油を保管することはないため、第４項 第２号及び第５号は除外する。 11　廃棄物管理課長は、固形化処理作業場所の設定が不要となった場合は、機械油及び固形化処理した機械油の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。 12　廃棄物管理課長は、固形化処理作業場所において、第 32 条 に定める巡視・点検により、第 10項の状態が維持されていることを確認する。 13　廃棄物管理課長は、第９項 により固形化処理した機械油を難燃性の袋等に梱包するとともに、金属製の容器に収納し、放射性固体廃棄物として、廃棄物前処理室に搬出する。 14　廃棄物管理課長は、前項の機械油を 第 59 条の２ により搬入し、保管廃棄する。	の承認を得る。 6　事業部長は、前項の承認を行うに 当たって は、核燃料取扱主任者の 確認 がされていることを確認する。 7　廃棄物管理課長は、固形化処理待ち機械油置場に保管中の機械油を固形化処理する場合は、汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、固形化処理作業場所へ搬出する。 8　廃棄物管理課長は、前項の機械油に吸着剤を添加し、機械油と吸着剤を撹拌して固形化処理するために、第２項 各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図２に定める場所に固形化処理作業場所を設定するとともにその旨を周知し、当該場所で固形化処理を実施する。 　また、設定に 当たって は、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。 9　廃棄物管理課長は、固形化処理作業場所において、第３項 各号に定める措置を講じるとともに、エリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じ、固形化処理を実施する。 　ただし、固形化処理作業場所においては、機械油を保管することはないため、第３項 第２号及び第５号は除外する。 10　廃棄物管理課長は、固形化処理作業場所の設定が不要となった場合は、機械油及び固形化処理した機械油の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。 11　廃棄物管理課長は、固形化処理作業場所において、第 16 条 に定める巡視点検により、第９項の状態が維持されていることを確認する。 12　廃棄物管理課長は、第８項 により固形化処理した機械油を難燃性の袋等に梱包するとともに、金属製の容器に収納し、放射性固体廃棄物として、廃棄物前処理室に搬出する。 13　廃棄物管理課長は、前項の機械油を 第 44 条 により搬入し、保管廃棄する。	
（IF_5） 第 60 条の４　運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF_5を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 ２　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 ３　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性液体廃棄物を専用の容器に封入する とともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付 した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。 　なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。 4　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における放	（IF_5） 第 50 条　運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF_5を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 ２　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 ３　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性液体廃棄物を専用の容器に封入 する。 4　廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付 すほか、加工規則第７条の８に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 　なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。 5　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における放	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（廃棄前の確認の明確化））

現　行	変更後	変更理由
射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 5　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。	射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 6　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。	
（放射性気体廃棄物） 第 61 条　運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第８条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が 別表 18に定める管理目標値を超えないように努める。 (4) 運転管理課長は、別表 19に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を 別表 20に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表 20に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 (5) 廃棄物管理課長は、別表 19に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。	（放射性気体廃棄物） 第 51 条　運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第８条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が 別表 19に定める管理目標値を超えないように努める。 (4) 運転管理課長は、別表 20に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を 別表 21に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表 21に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 (5) 廃棄物管理課長は、別表 20に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。	
（IF_7） 第 61 条の２　運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF_7を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 なお、回収に先立って専用の容器が気体廃棄物廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。 ２　廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 ３　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性気体廃棄物を専用の容器に封入する とともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付 した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。 なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。 4　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室における放射性気体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 5　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。	（IF_7） 第 52 条　運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する IF_7を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 なお、回収に先立って専用の容器が気体廃棄物廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。 ２　廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 16に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。 ３　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性気体廃棄物を専用の容器に封入 する。 4　廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を A 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する場合は、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条 に基づく記録と照合できる整理番号を付 すほか、加工規則第７条の８に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。 なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。 5　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室における放射性気体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 6　廃棄物管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の近接を防止する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（廃棄前の確認の明確化））

現　行	変更後	変更理由
第８章　放射線管理 第１節　放射線管理に係る基本方針、計画、実施、評価及び改善 （放射線管理に係る基本方針、計画及び実施） 第 62 条　放射線管理課長は、「加工施設　放射線管理総括要領」を定める際、加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者（一時立入者を含む）の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。 ２　放射線管理課長及び警備課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた放射線管理に関する文書として、「加工施設　放射線管理総括要領」及び「濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 　なお、警備課長が所管する文書については、加工施設の周辺監視区域の出入管理に関する事項に限る。 ３　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ４　各職位は、第２項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第８章　放射線管理 第１節　放射線管理に係る基本方針 （放射線管理に係る基本方針） 第 53 条　加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者（一時立入者を含む。）の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。 （削除）	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合）） ・記載の適正化（各施設の記載整合）
（放射線管理に係る評価及び改善） 第 63 条　事業部長は、前条第４項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 63 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
第２節　区域管理 （管理区域） 第 64 条　管理区域は、別図２に示す区域とする。 ２　放射線管理課長は、前項以外の場所であって、一時的に線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。 ３　放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。 ４　放射線管理課長は、第１項の管理区域のうち、第 65 条第１項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域を一時的に解除する場合は、線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。 ５　放射線管理課長は、前項の一時的に解除した区域を元の管理区域として設定する場合は、	第２節　区域管理 （管理区域） 第 54 条　管理区域は、別図２に示す区域とする。 ２　放射線管理課長は、前項以外の場所であって、一時的に線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。 ３　放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。 ４　放射線管理課長は、第１項の管理区域のうち、第 55 条第１項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域を一時的に解除する場合は、線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。 ５　放射線管理課長は、前項の一時的に解除した区域を元の管理区域として設定する場合は、	

現　行	変更後	変更理由
核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。 6　放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。 7　放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を、加工の事業に関する業務を行う者に周知する。	核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。 6　放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。 7　放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を、加工の事業に関する業務を行う者に周知する。	
（管理区域の区域区分） 第 65 条　放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき別図２のとおり区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）:（第 2 種管理区域） (2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域 :（第 1 種管理区域） 2　放射線管理課長は、前項の管理区域について外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて細区分する。 3　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域にすることができる。 4　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域について作業実施に伴い核燃料物質の除去機能を持つ局所排気系を設ける等、汚染のおそれのない区域以外の管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域以外の管理区域にすることができる。 5　放射線管理課長は、第３項及び前項のうち、管理区域の区域区分の変更を繰り返し行う作業であって、あらかじめ核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を得た計画に基づき管理区域の区域区分の変更を行う場合は、都度の核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を省略することができる。 6　放射線管理課長は、前項に基づき管理区域の区域区分の変更をした場合は、その結果について、核燃料取扱主任者及び事業部長に報告する。	（管理区域の区域区分） 第 55 条　放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき別図２のとおり区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）:（第 2 種管理区域） (2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域 :（第 1 種管理区域） 2　放射線管理課長は、前項の管理区域について外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて細区分する。 3　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第１条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域にすることができる。 4　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域について作業実施に伴い核燃料物質の除去機能を持つ局所排気系を設ける等、汚染のおそれのない区域以外の管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域以外の管理区域にすることができる。 5　放射線管理課長は、第３項及び前項のうち、管理区域の区域区分の変更を繰り返し行う作業であって、あらかじめ核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を得た計画に基づき管理区域の区域区分の変更を行う場合は、都度の核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を省略することができる。 6　放射線管理課長は、前項に基づき管理区域の区域区分の変更をした場合は、その結果について、核燃料取扱主任者及び事業部長に報告する。	
（管理区域内の特別措置） 第 66 条　放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の場所と区分し、人の立入りを制限する。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 0.5mSv を超える区域 (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第６条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第４条に定める表面密度限度を超える区域 2　各課長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、放射線管理課長の承認を得る。	（管理区域内の特別措置） 第 56 条　放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の場所と区分し、人の立入りを制限する。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 0.5mSv を超える区域 (2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第６条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第４条に定める表面密度限度を超える区域 2　各課長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、放射線管理課長の承認を得る。	
（飲食及び喫煙の禁止） 第 67 条　放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。	（飲食及び喫煙の禁止） 第 57 条　放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。	

現　行	変更後	変更理由
（管理区域への出入管理） 第 68 条　管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立入る者 ２　放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。 (2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を得る。 ３　一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。 ４　放射線管理課長は、第２項及び第３項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 ５　放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 ６　放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第１項第２号の一時立入者で複数の者が立入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。 ７　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に あたって 、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が 別表 21に定める値を超えないような措置を講じる。 なお、被服に汚染があった場合は、第 59 条 第２項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理課長へ引渡す。	（管理区域への出入管理） 第 58 条　管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立入る者 ２　放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。 (1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。 (2) 各課長は、作業 ごと に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を得る。 ３　一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。 (1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。 ４　放射線管理課長は、第２項及び第３項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。 ５　放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。 ６　放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第１項第２号の一時立入者で複数の者が立入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。 (3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。 (4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。 ７　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に 当たって 、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が 別表 22に定める値を超えないような措置を講じる。 なお、被服に汚染があった場合は、第 43 条 第２項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理課長へ引渡す。	・記載の適正化（その他記載の適正化）
（新規追加）	（保全区域） 第 59 条　保全区域は、別図３に示す区域とする。 ２　警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（保全区域の追加））

現　行	変更後	変更理由
（周辺監視区域） 第 69 条　周辺監視区域は、別図３に示す区域とする。 ２　警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限するとともに周辺監視区域の出入管理を行う。 ただし、当該区域に人が立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。	（周辺監視区域） 第 60 条　周辺監視区域は、別図３に示す区域とする。 ２　警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限する。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
第３節　被ばく管理 （線量の評価及び通知） 第 70 条　放射線管理課長は、第 68 条第２項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。 ２　各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。 ３　放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 22に基づいて評価し、別表 23に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 23に定める線量限度を超えていないことを確認する。 なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。 ４　放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置を講じる。 ５　事業部長は、第３項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 95 条に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 23 の２に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 ６　放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 23 の３に基づいて評価し、別表 23 の２に定める線量限度を超えていないことを確認する。	第３節　被ばく管理 （線量の評価及び通知） 第 61 条　放射線管理課長は、第 58 条第２項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。 ２　各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。 ３　放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表 23に基づいて評価し、別表 24に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表 24に定める線量限度を超えていないことを確認する。 なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。 ４　放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置を講じる。 ５　事業部長は、第３項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第 76 条に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表 25に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 ６　放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表 26に基づいて評価し、別表 25に定める線量限度を超えていないことを確認する。	
（作業に伴う放射線管理） 第 71 条　各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うにあたり、作業訓練を行う。 ２　各課長は、放射性物質の飛散のおそれがある作業を行う場合は、汚染拡大を防止するため、次の各号に定める措置を実施する。	（作業に伴う放射線管理） 第 62 条　各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うに当たり、作業訓練を行う。 ２　各課長は、放射性物質の飛散のおそれがある作業を行う場合は、汚染拡大を防止するため、次の各号に定める措置を実施する。	

現　行	変更後	変更理由
(1) 作業場を区画して行う。 (2) 作業場からの退域及び物品を移動する場合は、汚染検査を行う。 (3) 放射性物質の飛散のおそれがある作業は、分析室フード等内、除染ハウス、グリーンハウス等にて行う。 ３　放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。	(1) 作業場を区画して行う。 (2) 作業場からの退域及び物品を移動する場合は、汚染検査を行う。 (3) 放射性物質の飛散のおそれがある作業は、分析室フード等内、除染ハウス、グリーンハウス等にて行う。 ３　放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。	
（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置） 第 71 条の２　事業部長は、次に掲げる均質槽において液化を行う場合の措置を含む 第 62 条 に基づく文書を承認し、各職位に実施させる。 (1) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室する場合は、あらかじめ 第 107 条 に基づく保安教育が実施されていることを確認し、入室承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が管理区域に入室する場合は、管理区域への出入管理情報により管理区域に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。 　また、前号の入室承認を確認し、携行する防護具の使用状況により 2 号発回均質室に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。 (3) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室する場合は、次の事項を遵守させる措置を講じる。 ① 必要な防護具を携行すること。 ② 退避指示があった場合、携行する防護具を着用し 2 号発回均質室から退避すること。	（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置） 第 63 条　事業部長は、次に掲げる均質槽において液化を行う場合の措置を含む 第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　放射線管理要領」）を承認し、各職位に実施させる。 (1) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室する場合は、あらかじめ 第 87 条 に基づく保安教育が実施されていることを確認し、入室承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が管理区域に入室する場合は、管理区域への出入管理情報により管理区域に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。 　また、前号の入室承認を確認し、携行する防護具の使用状況により 2 号発回均質室に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。 (3) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が 2 号発回均質室に入室する場合は、次の事項を遵守させる措置を講じる。 ① 必要な防護具を携行すること。 ② 退避指示があった場合、携行する防護具を着用し 2 号発回均質室から退避すること。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））
（床、壁等の除染） 第 72 条　各課長は、線量告示第４条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。 ２　放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。 ３　担当課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。	（床、壁等の除染） 第 64 条　各課長は、線量告示第４条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。 ２　放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。 ３　担当課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。	
第４節　線量当量等の測定 （線量当量等の測定） 第 73 条　放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を 別表 24に定めるところにより測定する。	第４節　線量当量等の測定 （線量当量等の測定） 第 65 条　放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を 別表 27に定めるところにより測定する。	

現　行	変更後	変更理由
２　放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 ３　放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。	２　放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 ３　放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。	
（放射線測定器類の管理） 第 74 条　放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表 25に定める放射線測定器類を年１回点検し、その機能が正常であることを確認する。 ２　放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表 25に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやか に修理又は代替品を補充する。	（放射線測定器類の管理） 第 66 条　放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表 28に定める放射線測定器類を年１回点検し、その機能が正常であることを確認する。 ２　放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表 28に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やか に修理又は代替品を補充する。	
第５節　物品移動の管理 （物品の移動） 第 75 条　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が 別表 26に定める値を超えていないことを確認する。	第５節　物品移動の管理 （物品の移動） 第 67 条　放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が 別表 29に定める値を超えていないことを確認する。	
（事業所 内の 運搬） 第 76 条　各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、加工規則第７条の６に定める運搬に関する措置を講じる。 （新規追加） ２　各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が 別表 26に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を 得る 。	（事業所 において行われる 運搬） 第 68 条　各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 ただし、管理区域内において行う運搬については第２号、第５号、第６号、第７号及び第８号は適用しない。 (1) 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。 (2) 加工規則に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が加工規則に定める限度を超えない場合であって、加工規則に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (3) 運搬物の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (4) 加工規則に定める危険物と混載しないこと。 (5) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。 (6) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (8) 運搬物（加工規則に定めるコンテナに収納した運搬物にあっては当該コンテナ）及び車両の適当な箇所に加工規則に定める標識を付けること。 ２　各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に 表面密度及び線量当量率が 別表 29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を 受ける 。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（運搬の確認事項の明確化））

現　行	変更後	変更理由
（新規追加）	３　各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第１項から第２項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。	
（事業所外への運搬） 第 77 条　各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則及び核燃料物質等車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。 （新規追加） ２　各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 26に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。	（事業所外への運搬） 第 69 条　各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 ２　各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた核燃料輸送物として運搬する。 ３　各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入されていること。 (2) 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。 (3) Ｌ型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に外運搬規則に定める表示を有していること。 (4) Ａ型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 ４　各課長は、運搬前に核燃料輸送物の表面密度及び線量当量率が別表 29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（運搬の確認事項の明確化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（原料ウランを納めた輸送物の運搬の追加））
（新規追加）	（原料ウランを納めた輸送物の運搬） 第 70 条　機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置（事業所外での運搬中に関するものを除く。）を講じる。 ２　保全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査 (5) 収納物検査 (6) 重量検査	

現　行	変更後	変更理由
第９章　火災防護活動のための体制の整備 第１節　火災防護活動のための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善 （火災防護活動のための体制の整備に係る計画及び実施） 第 78 条　運営管理課長は、第 22 条第３項に基づき本章に関する事項を定めた火災防護活動のための体制の整備に関する文書として、「火災防護計画」を作成し、事業部長の承認を得る。 　また、「火災防護計画」は、添付１「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第９章　火災防護活動のための体制の整備 （削除） 第 78 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 71 条へ記載を移動））
（火災防護活動のための体制の整備に係る評価及び改善） 第 79 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 79 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 71 条へ記載を移動））
第２節　初期消火活動のための体制の整備 （通報設備の整備） 第 80 条　運営管理課長は、火災発生時に消防吏員に確実に通報するために必要な専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に設置する。 　なお、専用回線を使用した通報設備又は衛星電話が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。	（削除） 第 80 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 71 条へ記載を移動））
（初期消火活動のための要員） 第 81 条　運営管理課長は、初期消火活動のために必要な要員を事業所に 2 名以上常駐させるとともに、隣接する自社の他の事業所に常駐している要員を含めて 7 名以上を選任し、事業部長の承認を得る。 　また、火災発生時に当該要員を速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制をあらかじめ定めておく。 ２　初期消火活動のため通報連絡を受けた前項に定める要員は、速やかに事業所に参集し、初期消火活動を行う。	第 81 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 71 条へ記載を移動））
（初期消火活動のための消防自動車等の配備） 第 82 条　運営管理課長は、初期消火活動のために必要な化学消防自動車について別表 27 に示すとおり配備する。 　また、初期消火活動に必要な泡消火薬剤及びその他資機材を配備する。	第 82 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 71 条へ記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
（火災の早期発見のための巡視体制） 第 83 条　巡視・点検担当課長は、第 32 条に定める巡視により火災の早期発見に努める。	第 83 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 71 条へ記載を移動））
第３節　火災防護活動のための体制の整備 （火災防護活動のための体制の整備） 第 84 条　運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 78 条第１項の計画に定める。 (1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を 第 94 条 により配置する。 (2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を 第 107 条 及び 第 108 条 により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 ２　各課長は、第 78 条第１項 に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 （新規追加） ３　各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。	（削除） （火災防護活動のための体制の整備） 第 71 条　運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第６条の表１に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付１「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を 第 75 条 により配置する。 また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上（事業所常駐 2 名以上、隣接する自社の他の事業所常駐 7 名以上）配置する。 (2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を 第 87 条 及び 第 88 条 により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 30 に示す化学消防自動車等を配備する。 ２　各課長は、前項 に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 ３　事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 ４　各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 78, 79, 80, 81, 82, 83 条から記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
第 10 章　自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 第１節　自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善 （自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画及び実施） 第 85 条　運営管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に関する文書として「加工施設　異常事象対策要領」及び「火災防護計画」を作成し、事業部長の承認を得る。 　また、「加工施設　異常事象対策要領」及び「火災防護計画」は、添付１「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第 10 章　自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 （削除） 第 85 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 72 条へ記載を移動））
（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る評価及び改善） 第 86 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 86 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 72 条へ記載を移動））
第２節　自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 （自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第 87 条　運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を 第 85 条第１項の計画に定める。 (1)　自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を 第 94 条 により配置する。 (2)　自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を 第 107 条 及び 第 108 条 により実施する。 (3)　自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 ２　各課長は、第 85 条第１項 に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 （新規追加） ３　各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると	（削除） （自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第 72 条　運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を 第６条の表１に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設　異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。 　また、本文書は、添付１「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1)　自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を 第 75 条 により配置する。 (2)　自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を 第 87 条 及び 第 88 条 により実施する。 (3)　自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 ２　各課長は、前項 に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 ３　事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 ４　各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 85,86 条から記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。 4　各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。	判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。 5　各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。	

現　行	変更後	変更理由
第 11 章　重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における 加工施設の保全活動を行うための体制の整備 第１節　重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における 加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善 （重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画及び実施） 第 88 条　運営管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に関する文書として、「加工施設　異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 　また、「加工施設　異常事象対策要領」は、添付２「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第 11 章　重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における 加工施設の保全活動を行うための体制の整備 （削除） 第 88 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 73 条へ記載を移動））
（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る評価及び改善） 第 89 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は、必要な措置を講じる。	第 89 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 73 条へ記載を移動））
第２節　重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における 加工施設の保全活動を行うための体制の整備 （重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第 90 条　運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を 第 88 条第１項の計画に定める。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を 第 94 条 により配置する。 (2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を 第 107 条 及び 第 108 条 により実施する。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	（削除） （重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備） 第 73 条　運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を 第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。 　また、本文書は、添付２「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を 第 75 条 により配置する。 (2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を 第 87 条 及び 第 88 条 により実施する。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 88 条から記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。 ２　運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を 第 88 条第１項の計画 に定める。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。 (2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 （新規追加）	(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。 ２　運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を 前項の文書 に定める。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。 (2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 (3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ３　各課長は、第１項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 ４　事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（大規模損壊への対応の明確化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 88 条から記載を移動）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（第 89 条から記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
第 12 章　非常時の措置 第１節　非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善 （非常時の措置に係る計画及び実施） 第 91 条　運営管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた非常時の措置に関する文書として、「加工施設　異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第 12 章　非常時の措置 （削除） 第 91 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（非常時の措置に係る評価及び改善） 第 92 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 92 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
第２節　事前対策 （非常時対策組織） 第 93 条　運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 ２　非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が あたる 。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。	第１節　事前対策 （非常時対策組織） 第 74 条　運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 ２　非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が 当たる 。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。	
（非常時要員） 第 94 条　運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。	（非常時要員） 第 75 条　運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。	
（緊急作業従事者） 第 95 条　運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 (1)　別表 28 の２に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2)　別表 28 の３に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3)　実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては、原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員、同法第９条第１項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第３項に規定する副原子力防災管理者	（緊急作業従事者） 第 76 条　運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。 (1)　別表 33に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2)　別表 34に定める緊急作業についての訓練を受けた者 (3)　実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては、原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員、同法第９条第１項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第３項に規定する副原子力防災管理者	

現　行	変更後	変更理由
（非常時用機材の整備） 第 96 条　運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を 第 91 条第１項の計画 に定める。 ２　各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に確保する。	（非常時用機材の整備） 第 77 条　運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を 第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　異常事象対策要領」）に定める。 ２　各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（記載の適正化））
（安全避難通路） 第 97 条　運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路（均質槽からの UF_6漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。）、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 ２　各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 　なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。	（安全避難通路） 第 78 条　運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路（均質槽からの UF_6漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。）、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 ２　各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 　なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。	
（通報系統） 第 98 条　運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第 91 条第１項の計画 に定める。	（通報系統） 第 79 条　運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　異常事象対策要領」）に定める。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））
第３節　初期活動 （通報） 第 99 条　第 41 条 第１項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。 ２　前項の通報を受けた連絡責任者は、事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。	第２節　初期活動 （通報） 第 80 条　第 29 条 第１項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、前条に定める通報系統に従って 直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。 ２　前項の通報を受けた連絡責任者は、前条に定める通報系統に従って 事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。	・記載の適正化（各施設の記載整合）

現　行	変更後	変更理由
（応急措置） 第 100 条　前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 ２　放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。 　また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。	（応急措置） 第 81 条　前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 ２　放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。 　また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。	
（救助活動） 第 101 条　非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。	（救助活動） 第 82 条　非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。	
第４節　非常時における活動 （非常時体制の発令） 第 102 条　事業部長は、第 99 条第２項の報告を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	第３節　非常時における活動 （非常時体制の発令） 第 83 条　事業部長は、第 80 条第２項の通報を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
（非常時対策活動） 第 103 条　非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、第 98 条であらかじめ確立した通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。 ２　非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 　なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。 ３　第 70 条第５項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	（非常時対策活動） 第 84 条　非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、第 79 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 ２　非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 　なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。 ３　第 61 条第５項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
（非常時体制の解除） 第 104 条　本部長は、事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	（非常時体制の解除） 第 85 条　本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、第 79 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
第５節　原子力災害対策特別措置法に基づく措置 （原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第 105 条　原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	第４節　原子力災害対策特別措置法に基づく措置 （原子力災害対策特別措置法に基づく措置） 第 86 条　原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	

現　行	変更後	変更理由
第 13 章　保安教育 （力量、教育・訓練及び認識） 第 106 条　運営管理課長は、次の各号に定める事項を考慮した保安教育に関する文書として、「加工施設　教育・訓練要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員に必要な力量を明確にすること。 (2) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとること。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価すること。 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。 (5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持すること。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。	第 13 章　保安教育 第 106 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（保安教育） 第 107 条　運営管理課長は、前条に定める文書に基づき、毎年度、別表 28 に定める項目について、加工施設の保安に必要な社員の保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 （新規追加） ２　事業部長は、前項の承認を行うに あたって は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の 審査 がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。 また、実施結果を記録し、保管するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、必要に応じ改善を行う。 （新規追加） ４　各課長は、請負事業者等に対し、次の各号に定める保安教育を第１項の保安教育の実施計画に基づき実施する。 ただし、第１号及び第２号の教育については、各課長があらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、実施結果を報告させるとともにその内容を確認する。 （新規追加） (1) 加工施設において作業を行わせる場合においては、別表 28 に定める関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき措置に関する保安教育のうち、作業に関連する事項の教育	（保安教育） 第 87 条　運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表 31 の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した 実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容 (2) 保安教育の実施時期 (3) 保安教育の方法 ２　事業部長は、前項の承認を行うに 当たって は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の 確認 がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。 ４　事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 ５　運営管理課長は、第３項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。 ６　各課長は、請負事業者等に対し、濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表 32 の実施方針に基づいた実施計画を第１項の実施計画に定め、保安教育を実施する。 ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。 また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。 ７　事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 ８　運営管理課長は、第６項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。 （削除）	・記載の適正化（各施設の記載整合） ・運用の見直しに伴う変更（請負事業者等の保安教育頻度の見直し及び実施方針の追加）

現　行	変更後	変更理由
(2) 加工施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める保安教育に加え、別表 28 に定めるその他の保安教育 (3) 加工施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する社員と同等の教育		
（非常時訓練） 第 108 条　事業部長は、運営管理課長に非常時の場合に対処するための訓練を年 1 回以上実施させ、その結果を評価し、必要に応じ改善を行う。	（非常時訓練） 第 88 条　事業部長は、運営管理課長に非常時の場合に対処するための訓練を年 1 回以上実施させ、その結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
第 14 章　加工施設の定期的な評価 第１節　加工施設の定期的な評価に係る計画、実施、評価及び改善 （加工施設の定期的な評価に係る計画及び実施） 第 109 条　運営管理課長は、第 22 条第３項に基づき、本章に関する事項を定めた加工施設の定期的な評価に関する文書として、「加工施設　定期安全レビュー実施要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 ２　事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ３　各職位は、第１項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。	第 14 章　加工施設の定期的な評価 （削除） 第 109 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
（加工施設の定期的な評価に係る評価及び改善） 第 110 条　事業部長は、前条第３項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	第 110 条　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（品質マネジメントシステム計画への統合））
第２節　加工施設の定期的な評価 （加工施設の定期的な評価） 第 111 条　各課長 は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施計画を 策定し、事業部長の承認を 得た上で実施する。 (1) 加工施設における 次に定める 保安活動の実施状況 の評価 ① 品質保証活動 ② 運転管理 ③ 保守管理 ④ 核燃料物質管理 ⑤ 放射線管理及び環境モニタリング ⑥ 放射性廃棄物管理 ⑦ 事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置 ⑧ 事故・故障等の経験反映状況 (2) 加工施設に対して実施した 次に定める 保安活動への最新の技術的知見の反映状況 の評価 ① 安全研究成果の反映状況 ② 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。） ③ 技術開発成果の反映状況 ２　各課長は、10 年を超えない期間ごとに、経年変化に関する技術的な評価について実施計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。	（削除） （加工施設の定期的な評価） 第 89 条　運営管理課長 は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について 実施手順及び実施体制を定めた 実施計画を 作成し、事業部長の承認を 得る。 (1) 加工施設における保安活動の実施状況 （削除） (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況 （削除）	・記載の適正化（その他記載の適正化） ・記載の適正化（各施設の記載整合） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加

現　行	変更後	変更理由
３　各課長は、前項の技術的な評価の結果に基づき、加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。		工規則の改正反映（経年劣化に係る評価の施設管理への移動））
（新規追加）	２　事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 ３　各課長は、第１項の実施計画に基づき、評価を実施する。 ４　運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。 ５　事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	
４　事業部長は、第１項から第３項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 ５　各課長は、第１項から第３項の計画に基づき実施した結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、当該評価により得られた知見を予防処置として反映する。	６　事業部長は、第４項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 （削除）	

現　行	変更後	変更理由
第 15 章　記録及び報告 （記録） 第 112 条　各課長は、別表 29に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。	第 15 章　記録及び報告 （記録） 第 90 条　作成責任者及び保存責任者は、別表 35に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
（報告） 第 113 条　各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 加工規則第９条の 16 に定める報告事態又はそれに準じる事態に至るおそれが生じた場合 (2) 放射性液体廃棄物について、別表 16の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性気体廃棄物について、別表 18の管理目標値を超えて放出した場合 (4) 線量当量等に異常が認められた場合 (5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 ２　事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちにあらかじめ定めた連絡責任者を通じて原子力規制委員会に報告する。 ３　事業部長は、第１項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。	（報告） 第 91 条　各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに事業部長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。 (1) 加工規則第９条の 16 に定める報告事態又はそれに準じる事態に至るおそれが生じた場合 (2) 放射性液体廃棄物について、別表 17の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性気体廃棄物について、別表 19の管理目標値を超えて放出した場合 (4) 線量当量等に異常が認められた場合 (5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 ２　前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。 ３　事業部長は、第１項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。	・記載の適正化（各施設の記載整合）
附則 １　この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 （新規追加）	附　則 １．この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 ２．令和２年４月１日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第 90 条に基づき保存する。 ３．この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前事業者検査の結果の記録とみなし、第 90 条に基づき保存する。	・保安記録に係る経過措置を規定

現　行	変更後	変更理由
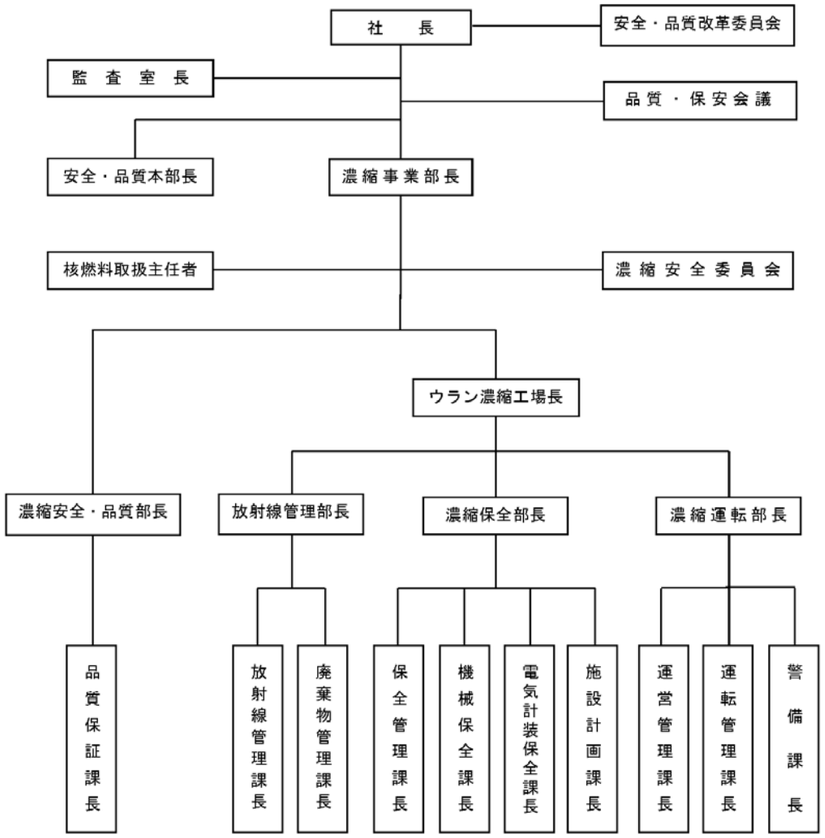 別図１　保安に関する組織（第４条関係）	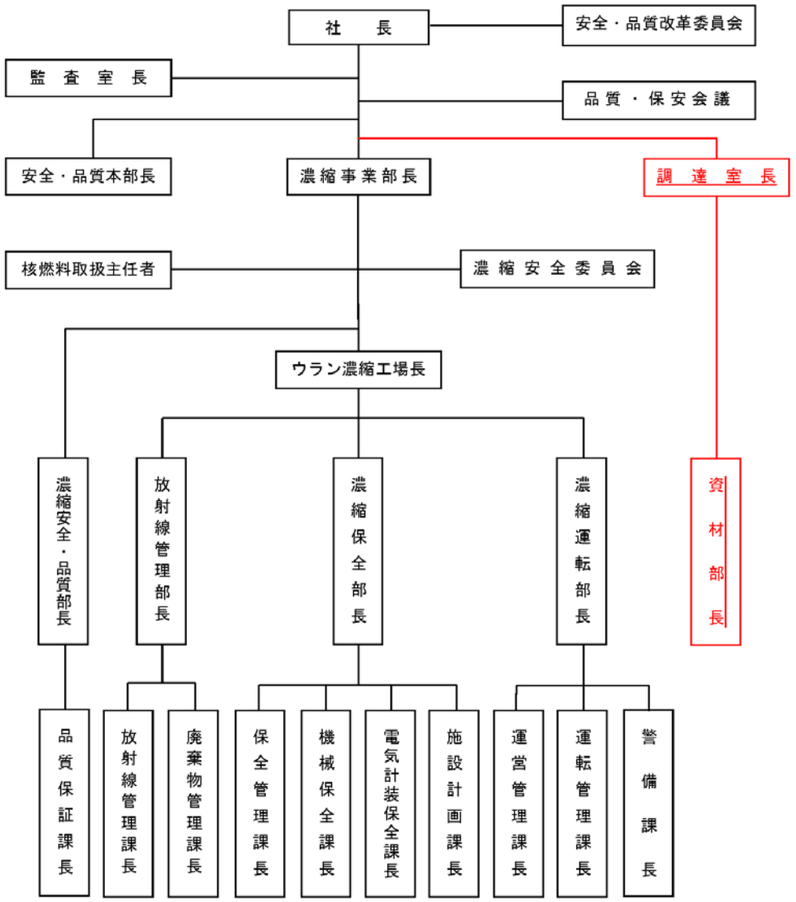 別図１　保安に関する組織（第７条関係）	・運用の見直しに伴う変更（調達に係る組織の保安組織への追加）

現　行	変更後	変更理由
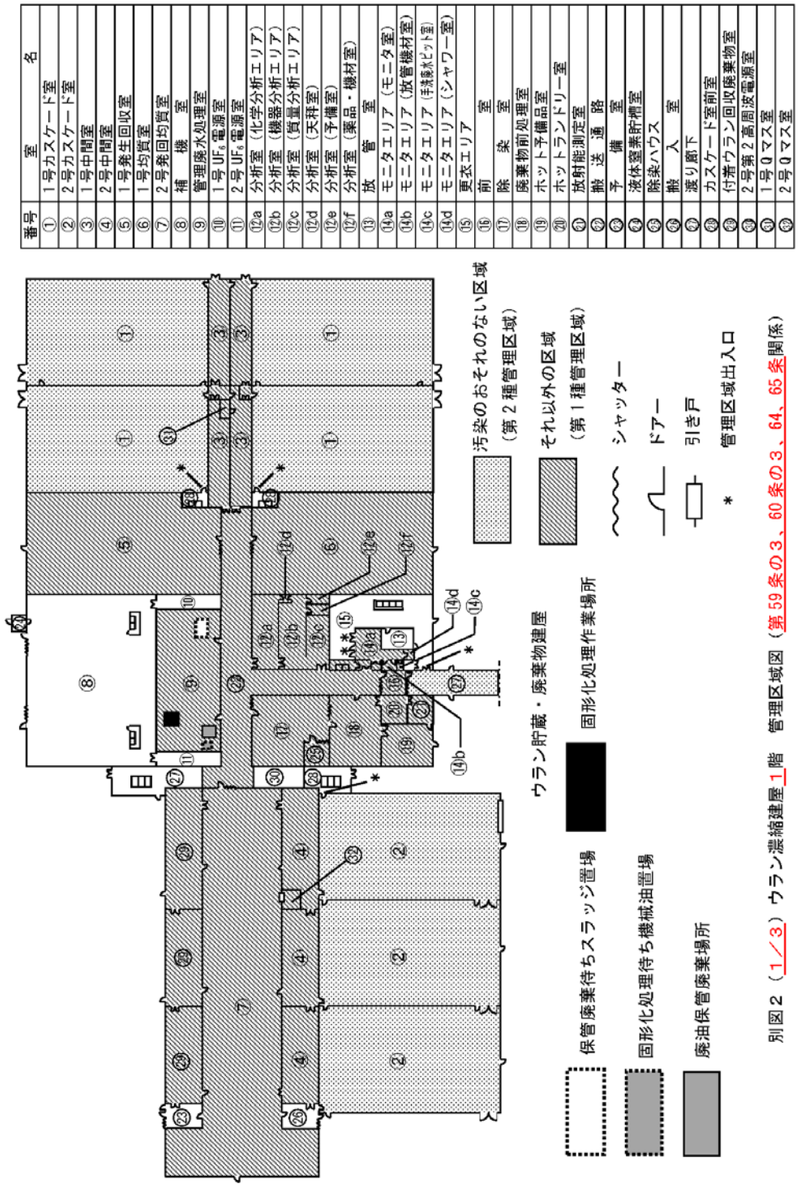 別図２（1／3）ウラン濃縮建屋 1 階　管理区域図（第59条の3、60条の3、64、65条関係）	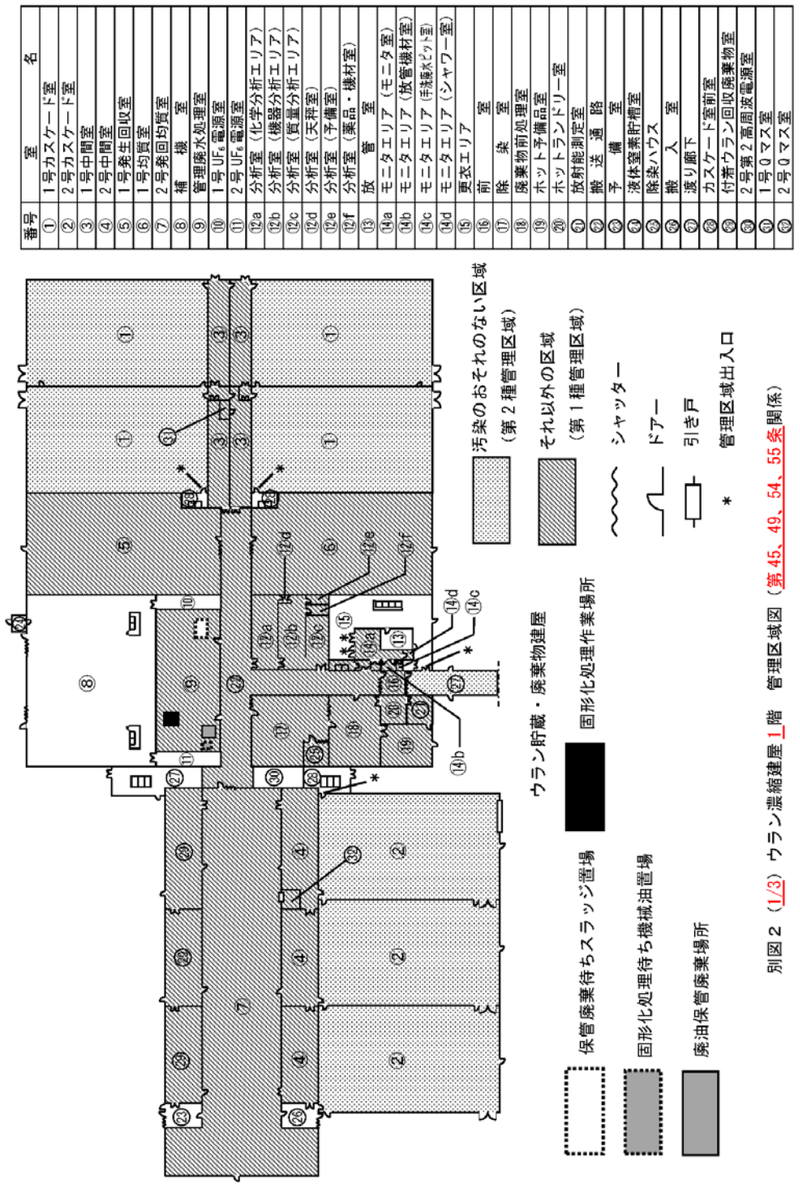 別図２（1/3）ウラン濃縮建屋 1 階　管理区域図（第45、49、54、55条関係）	・記載の適正化（その他記載の適正化） （以降、数字の全角又は半角への変更は同じ）

現　行	変更後	変更理由

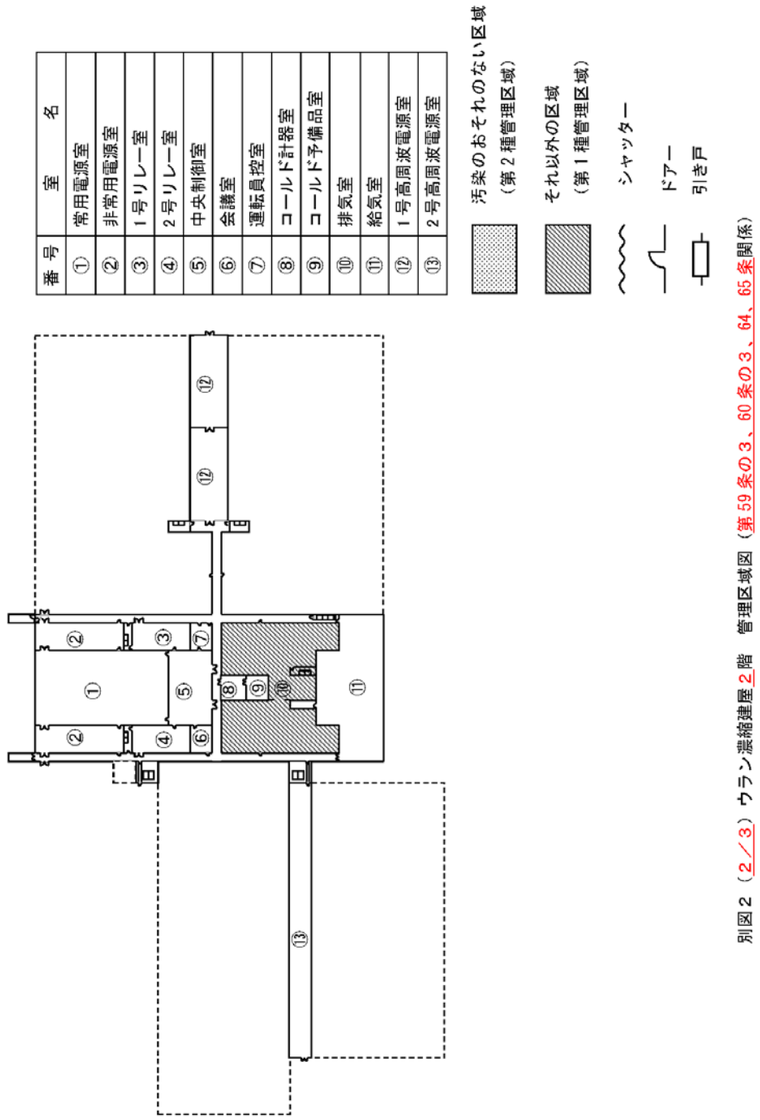

別図２（２／３）ウラン濃縮建屋２階　管理区域図（第59条の３、60条の３、64、65条関係）

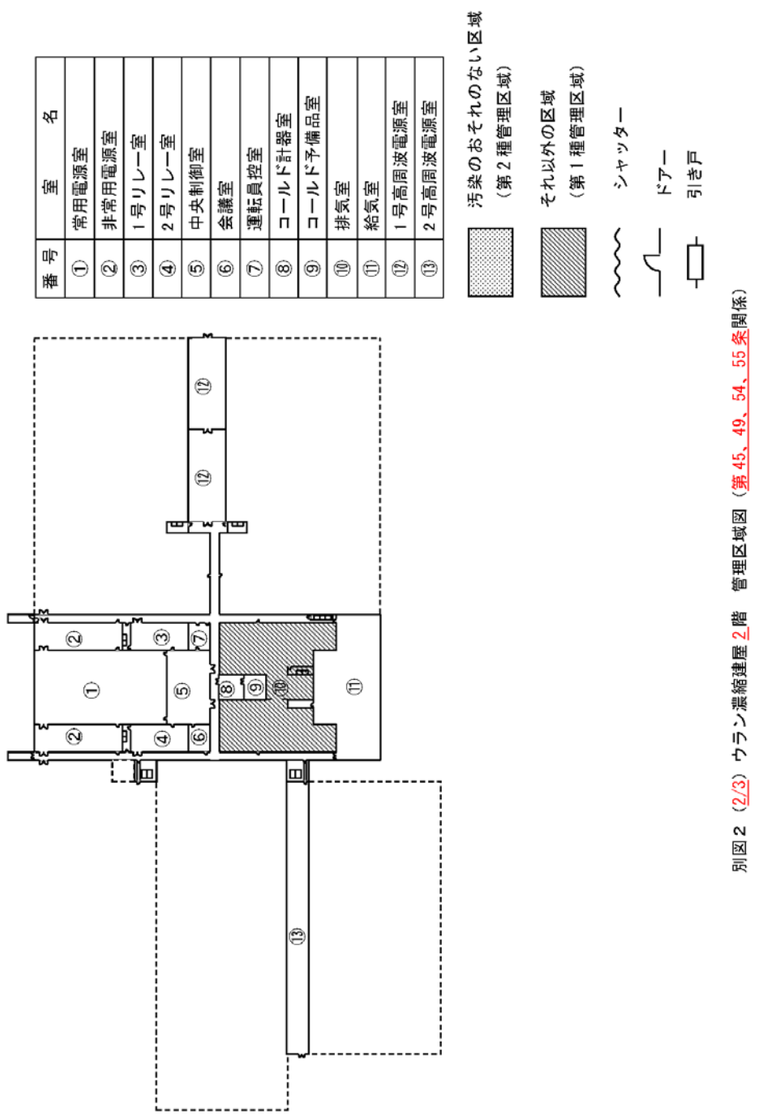

別図２（2/3）ウラン濃縮建屋２階　管理区域図（第45、49、54、55条関係）

現　行	変更後	変更理由

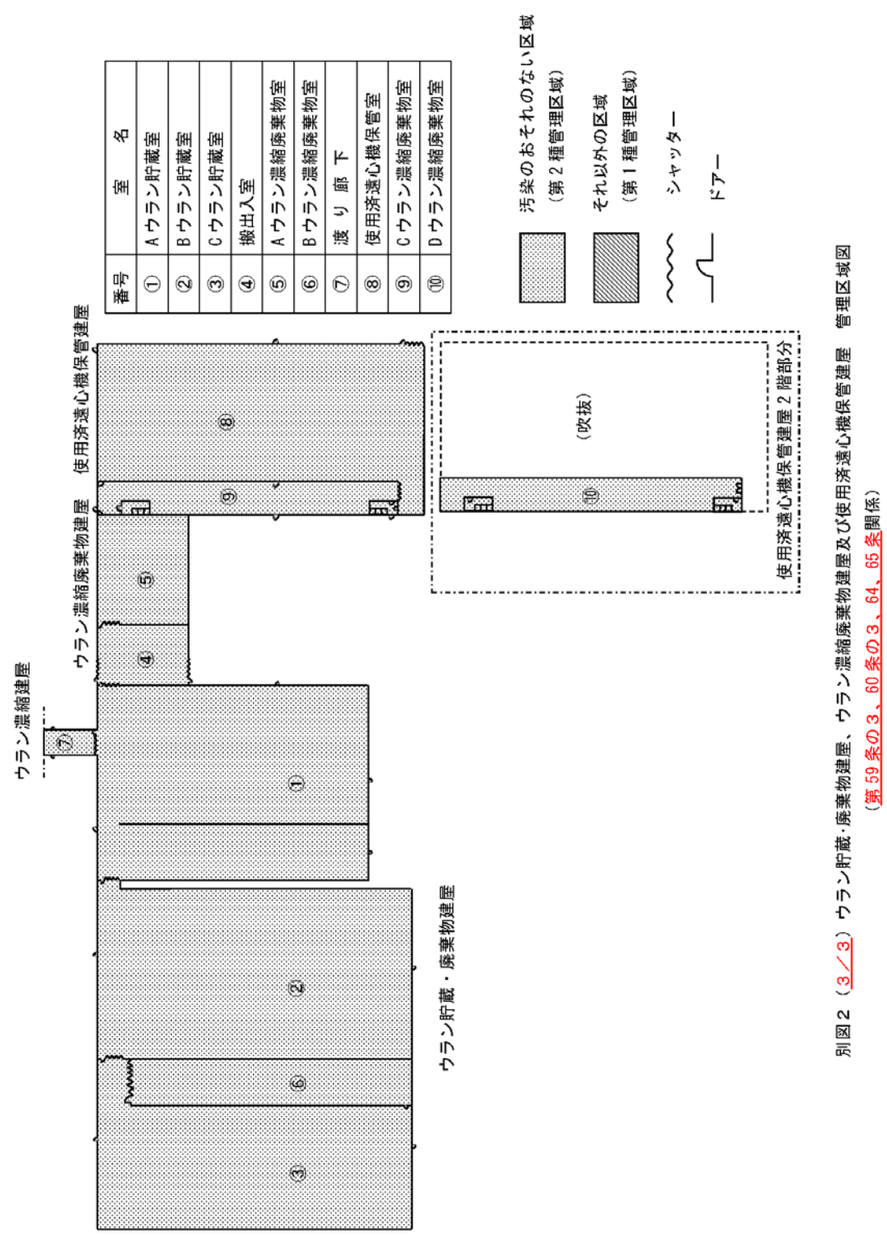

別図２（3／3）ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋　管理区域図
（第59条の3、60条の3、65条関係）

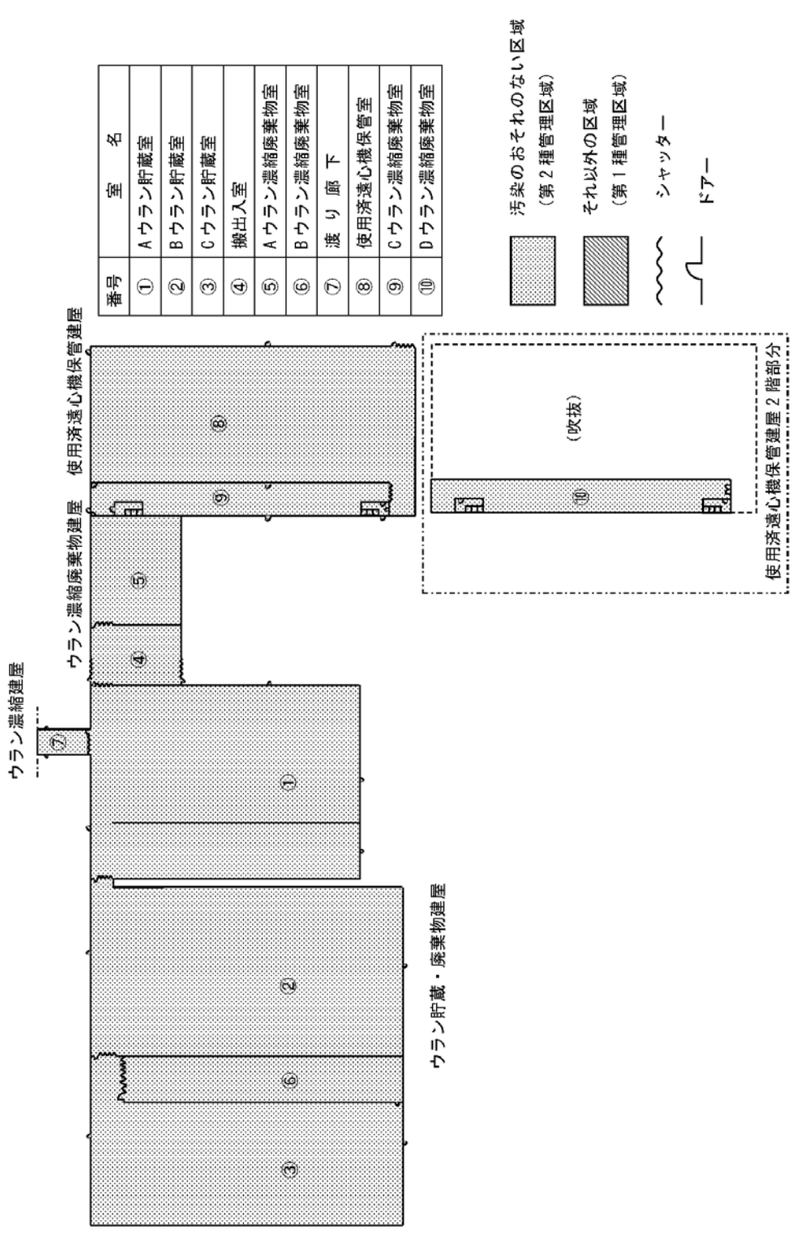

別図２（3/3）ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋　管理区域図
（第45、49、54、55条関係）

現　行

番号	施　設　名
①	ウラン濃縮建屋
②	ウラン貯蔵・廃棄物建屋
③	補助建屋
④	ウラン濃縮廃棄物建屋
⑤	使用済遠心機保管建屋

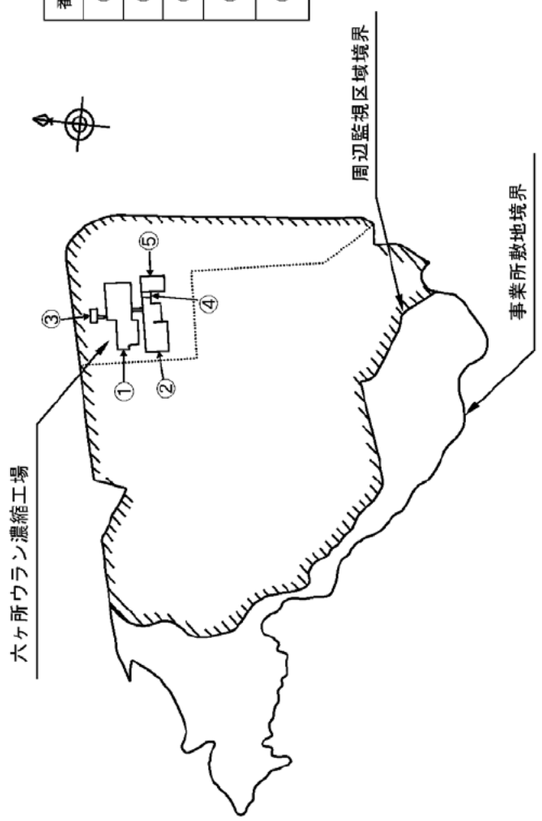

別図３　周辺監視区域図（第69条関係）

変更後

番号	施　設　名
①	ウラン濃縮建屋
②	ウラン貯蔵・廃棄物建屋
③	補助建屋
④	ウラン濃縮廃棄物建屋
⑤	使用済遠心機保管建屋

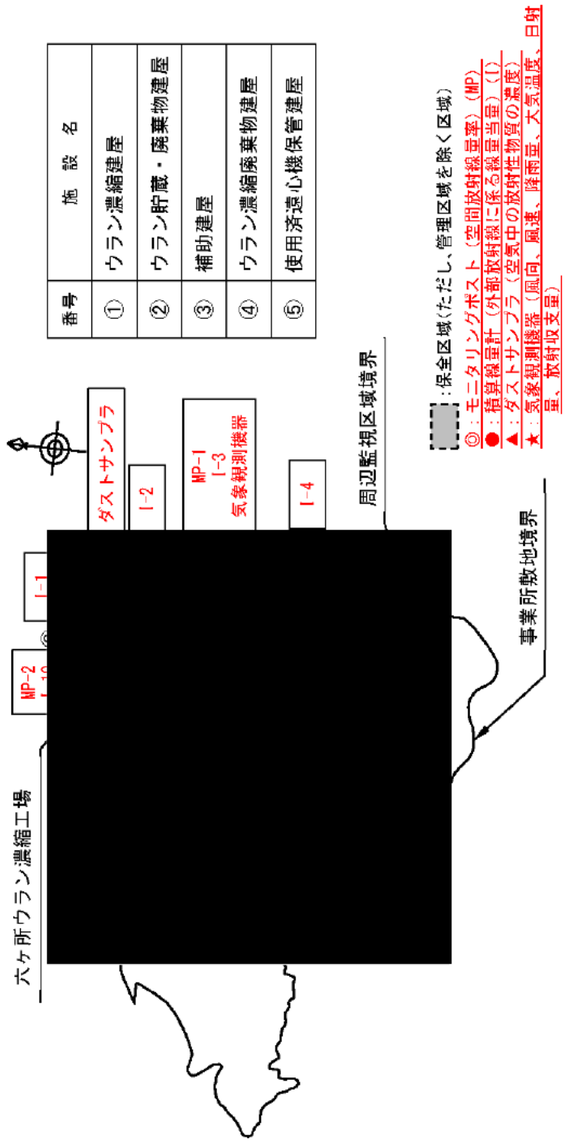

別図３　保全区域及び周辺監視区域図（第59、60、65条関係）

変更理由

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（保全区域の追加））
・記載の適正化（各施設の記載整合）

現　行

別表１　施設の管理及び保修に関する業務の担当課長（第５条関係）

施　設　等	管理担当課長	保修担当課長
１．建物	運転管理課長	機械保全課長
２．上記１．以外の加工施設	—	—
(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—
① 貯蔵専用区域	運転管理課長	機械保全課長
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	機械保全課長
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—
① 気体廃棄物廃棄設備	—	—
a．付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	機械保全課長
b．上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
② 液体廃棄物廃棄設備	—	—
a．付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	機械保全課長
b．廃油保管廃棄場所		
c．固形化処理待ち機械油置場		
d．固形化処理作業場所		
e．上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
③ 固体廃棄物廃棄設備	—	—
a．保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長
b．上記以外の固体廃棄物廃棄設備		
(4) 放射線管理施設	—	—
① 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長
② 排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長
③ エアスニッファ	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
④ 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長
(5) その他加工設備の附属施設	—	—
① 非常用通報設備	運転管理課長	電気計装保全課長
② 非常用電源設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
③ 分析設備	運転管理課長	機械保全課長
④ 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長
⑤ 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長
⑥ 除染設備	運転管理課長	機械保全課長

＊：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

変更後

別表１　施設の管理及び保修に関する業務の担当課長（第８条関係）

施　設　等	管理担当課長	保修担当課長
１．建物	運転管理課長	機械保全課長
２．上記１．以外の加工施設	—	—
(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—
① 貯蔵専用区域	運転管理課長	機械保全課長
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	機械保全課長
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—
① 気体廃棄物廃棄設備	—	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	機械保全課長
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
② 液体廃棄物廃棄設備	—	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	機械保全課長
b. 廃油保管廃棄場所		
c. 固形化処理待ち機械油置場		
d. 固形化処理作業場所		
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
③ 固体廃棄物廃棄設備	—	—
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備		
(4) 放射線管理施設	—	—
① 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長
② 排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長
③ エアスニッファ	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
④ 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長
(5) その他加工設備の附属施設	—	—
① 非常用通報設備	運転管理課長	電気計装保全課長
② 非常用電源設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長＊
③ 分析設備	運転管理課長	機械保全課長
④ 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長
⑤ 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長
⑥ 除染設備	運転管理課長	機械保全課長

＊：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

変更理由

<table>
<tr><th>現　行</th><th>変更後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>別表２　加工施設（第30条関係）
加　工　施　設
(1) 濃縮施設
(2) 核燃料物質の貯蔵施設
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設
(4) 放射線管理施設
(5) その他加工設備の附属施設</td><td>別表２　加工施設（第14条関係）
加　工　施　設
(1) 濃縮施設
(2) 核燃料物質の貯蔵施設
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設
(4) 放射線管理施設
(5) その他加工設備の附属施設</td><td></td></tr>
</table>

現　行

別表３　巡視・点検を行う設備等（第32条関係）

巡視・点検を行う設備等	巡視・点検担当課長
(1) 建屋	—
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長
b. B ウラン濃縮廃棄物室	
③ 補助建屋	運転管理課長
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長
⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長
(2) カスケード設備	運転管理課長
(3) UF_6処理設備	運転管理課長
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長
(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—
① 貯蔵専用区域	運転管理課長
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—
① 気体廃棄物廃棄設備	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長
② 液体廃棄物廃棄設備	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長
b. 廃油保管廃棄場所	
c. 固形化処理待ち機械油置場	
d. 固形化処理作業場所	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長
③ 固体廃棄物廃棄設備	—
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	
(8) 放射線監視・測定設備	—
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長
② エアスニッファ	運転管理課長
(9) 非常用電源設備	運転管理課長
(10) 洗缶設備	運転管理課長
(11) 除染設備	運転管理課長
(12) 高周波電源設備	運転管理課長

変更後

別表３　巡視点検を行う設備等（第16条関係）

巡視点検を行う設備等	巡視点検担当課長
(1) 建屋	—
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長
b. B ウラン濃縮廃棄物室	
③ 補助建屋	運転管理課長
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長
⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長
(2) カスケード設備	運転管理課長
(3) UF_6処理設備	運転管理課長
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長
(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—
① 貯蔵専用区域	運転管理課長
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—
① 気体廃棄物廃棄設備	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長
② 液体廃棄物廃棄設備	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長
b. 廃油保管廃棄場所	
c. 固形化処理待ち機械油置場	
d. 固形化処理作業場所	
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長
③ 固体廃棄物廃棄設備	—
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	
(8) 放射線監視・測定設備	—
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長
② エアスニッファ	運転管理課長
(9) 非常用電源設備	運転管理課長
(10) 洗缶設備	運転管理課長
(11) 除染設備	運転管理課長
(12) 高周波電源設備	運転管理課長

変更理由

<table>
<tr><th>現　行</th><th>変更後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr>
<td>別表３の２　分析室のフード等の最大取扱ウラン量（第33条の４関係）
<table>
<tr><th>フード等</th><th>最大取扱ウラン量</th></tr>
<tr><td>スクラバ付きドラフトチェンバNo.1～10</td><td>0.07kg-U</td></tr>
<tr><td>スクラバ付きドラフトチェンバNo.11～14</td><td>1kg-U</td></tr>
<tr><td>カリフォルニア型フード</td><td>0.04kg-U</td></tr>
</table></td>
<td>別表４　分析室のフード等の最大取扱ウラン量（第21条関係）
<table>
<tr><th>フード等</th><th>最大取扱ウラン量</th></tr>
<tr><td>スクラバ付きドラフトチェンバNo.1～10</td><td>0.07kg-U</td></tr>
<tr><td>スクラバ付きドラフトチェンバNo.11～14</td><td>1kg-U</td></tr>
<tr><td>カリフォルニア型フード</td><td>0.04kg-U</td></tr>
</table></td>
<td></td>
</tr>
</table>

現　行

別表４　保安上特に管理を必要とする設備（第34条関係）

設備・機器等		制限値	管理方法
カスケード設備		濃縮度5%	インターロック＊
廃棄物	使用済みNaF	200リットルドラム缶当たり25kg-U	重量測定＊
	スラッジ	20 リットルドラム缶当たり2kg-U	重量測定及び分析等＊
	分析沈殿物		
シリンダ等（洗缶）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	16kg-U	秤量測定＊
	中間製品容器		
UF_6処理設備	槽	大気圧未満	インターロック＊
	コールドトラップ		
均質・ブレンディング設備	槽	—	インターロック＊
	コールドトラップ	大気圧未満	
付着ウラン回収設備	槽	大気圧未満	インターロック又は警報機能＊
	コールドトラップ		
シリンダ類（過充填防止）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	2,277kg-UF_6	インターロック＊
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）		
	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	12,501kg-UF_6	
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）		
	中間製品容器	4,500kg-UF_6	
	付着ウラン回収容器	1,960kg	
シリンダ類（熱的制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	94℃	インターロック＊
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）		
	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）		
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注）		
	中間製品容器		
	付着ウラン回収容器		
シリンダ類（吊上げ高さ制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	1.2m	インターロック＊
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）		
	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）		
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	1.2m又は1.85m	
	中間製品容器	1.2m	
	付着ウラン回収容器	1.2m	
非常用電源設備	ディーゼル発電機	—	＊
	直流電源設備		
	無停電電源装置		
非常用通報設備	ページング装置	—	＊
気体廃棄物廃棄設備	排風機	—	＊
液体廃棄物廃棄設備	槽類		
放射線監視・測定設備	排気用モニタ	—	＊
	換気用モニタ		

＊設備の機能を別表14に定める事項等の実施により常に確保する。

（注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。

変更後

別表５　保安上特に管理を必要とする設備（第22条関係）

設備・機器等	
カスケード設備	
廃棄物	使用済みNaF
	スラッジ
	分析沈殿物
シリンダ等（洗缶）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	中間製品容器
UF_6処理設備	槽
	コールドトラップ
均質・ブレンディング設備	槽
	コールドトラップ
付着ウラン回収設備	槽
	コールドトラップ
シリンダ類（過充填防止）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	中間製品容器
	付着ウラン回収容器
シリンダ類（熱的制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注）
	中間製品容器
	付着ウラン回収容器
シリンダ類（吊上げ高さ制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）
	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	中間製品容器
	付着ウラン回収容器
非常用電源設備	ディーゼル発電機
	直流電源設備
	無停電電源装置
非常用通報設備	ページング装置
気体廃棄物廃棄設備	排風機
液体廃棄物廃棄設備	槽類
放射線監視・測定設備	排気用モニタ
	換気用モニタ

（削除）

（注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。

変更理由

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理の規定による変更））

現　行

別表５　濃縮度制限値（第36条関係）

濃縮度制限値
濃縮度 5%

別表６　濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器（第36条関係）

設　備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ（NaF） (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF_6回収槽
容　器	(1) 製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器

別表７　ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量（第36条関係）

物　　質	ドラム缶仕様	最大ウラン含有量
使用済み NaF	JIS 規格 鋼製オープンヘッドドラム適合品	200 リットルドラム缶 当たり 25kg-U
スラッジ	旧 JIS 規格 液体用鋼製ドラム準拠 （プラスチック内張り）	20 リットルドラム缶 当たり 2kg-U
分析沈殿物		

別表７の２　少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量（第36条関係）

少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量
分析室で取扱う UF_6サンプル等	分析室での総量として 16kg-U
使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U
スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U
分析沈殿物	1kg-U＊
分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U

＊スクラバ付きドラフトチェンバ（No.11～14）での分析沈殿作業当たり

変更後

別表６　濃縮度制限値（第23条関係）

濃縮度制限値
濃縮度 5%

別表７　濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器（第23条関係）

設　備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ（NaF） (7) NaF 処理槽 (8) 回収系 UF_6回収槽
容　器	(1) 製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器

別表８　ドラム缶仕様及び使用済み NaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量（第23条関係）

物　　質	ドラム缶仕様	最大ウラン含有量
使用済み NaF	JIS 規格 鋼製オープンヘッドドラム適合品	200 リットルドラム缶 当たり 25kg-U
スラッジ	旧 JIS 規格 液体用鋼製ドラム準拠 （プラスチック内張り）	20 リットルドラム缶 当たり 2kg-U
分析沈殿物		

別表９　少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量（第23条関係）

少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量
分析室で取扱う UF_6サンプル等	分析室での総量として 16kg-U
使用済 NaF	200 リットルドラム缶当たり 25kg-U
スラッジ	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U
分析沈殿物	1kg-U＊
分析沈殿物	20 リットルドラム缶当たり 2kg-U

＊：スクラバ付きドラフトチェンバ（No.11～14）での分析沈殿作業当たり

変更理由

現　行

別表８　NaF 仕様値（第37条関係）

試験項目	仕様値
(1) 純度	98%以上
(2) 水分	0.01%以下

別表９　最大充填量（第38条関係）

UF_6シリンダ類	最大充填量
製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）	2,277kg-UF_6
廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）	2,277kg-UF_6
原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	12,501kg-UF_6
廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	12,501kg-UF_6
中　間　製　品　容　器	4,500kg-UF_6
付　着　ウ　ラ　ン　回　収　容　器	1,960kg

別表 10　加熱時温度管理値（第39条関係）

UF_6シリンダ類	加熱時温度管理値
製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃

（注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。

別表 11　吊上げ高さ制限値（第40条関係）

UF_6シリンダ類	吊上げ高さ制限値
製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m

（注）B ウラン貯蔵室及び C ウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は
容器最下面より 1.85m とする。

変更後

別表 10　NaF 仕様値（第24条関係）

試験項目	仕様値
(1) 純度	98%以上
(2) 水分	0.01%以下

別表 11　最大充填量（第26条関係）

UF_6シリンダ類	最大充填量
製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）	2,277kg-UF_6
廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）	2,277kg-UF_6
原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	12,501kg-UF_6
廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	12,501kg-UF_6
中　間　製　品　容　器	4,500kg-UF_6
付　着　ウ　ラ　ン　回　収　容　器	1,960kg

別表 12　加熱時温度管理値（第27条関係）

UF_6シリンダ類	加熱時温度管理値
製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	94℃

（注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。

別表 13　吊上げ高さ制限値（第28条関係）

UF_6シリンダ類	吊上げ高さ制限値
製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	容器最下面より 1.2m

（注）B ウラン貯蔵室及び C ウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は
容器最下面より 1.85m とする。

変更理由

現　行

別表 12　最大貯蔵数量（第 47条関係）

貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量
A ウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）（注）　144 本
	天然ウラン	原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）　228 本
B ウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）（注）　156 本
	劣化ウラン	廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）　592 本
C ウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）　630 本

（注）A ウラン貯蔵室及び B ウラン貯蔵室における廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、合計が 3t-U 以下とする。

別表 13　最大保管数量（第 47 条 関係）

濃縮施設内中間製品容器置場及び付着ウラン回収容器置場

保管場所	最大保管数量
中間製品容器置場	中間製品容器 45 本
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本

変更後

別表 14　最大貯蔵数量（第 33条関係）

貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量
A ウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）（注）　144 本
	天然ウラン	原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）　228 本
B ウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）（注）　156 本
	劣化ウラン	廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）　592 本
C ウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）　630 本

（注）A ウラン貯蔵室及び B ウラン貯蔵室における廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、合計が 3t-U 以下とする。

別表 15　最大保管数量（第 33 条 関係）

（削除）

保管場所	最大保管数量
中間製品容器置場	中間製品容器 45 本
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本

変更理由

・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行

別表 13 の２　設備等の性能の維持のための部品交換等（第 49 条関係）

対象機器	対象部品等	経年変化により想定される事象等	検査項目 *
回転機器 ・ポンプ ・送、排風機 ・冷凍機 ・脱水機	(1)　シール材(メカニカルシール、パッキン、ガスケット等)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　据付・外観検査
機械装置	(1)　シール材(オイルシール) (2)　消耗品類(バッテリ)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい ・消耗品類（バッテリ)の故障又は劣化	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　据付・外観検査
静的機器 ・塔槽類　等	(1)　シール材(パッキン、ガスケット、オイルシール)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　据付・外観検査
配管、ダクト ・継ぎ手部	(1)　シール材(パッキン、ガスケット)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　据付・外観検査
弁類 ・手動弁 ・自動弁 ・調節弁 ・逆止弁 ・安全弁 ・ダンパ ・ストレーナ	(1)　シール材(パッキン、ガスケット、O リング゛、U タイトシート)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　据付・外観検査
フィルタ類（気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設等）	(1)　フィルタ、ろ材等 (2)　NaF ペレット、フッ化カルシウム、活性アルミナ (3)　シール材(ガスケット、ビニールバック、セーフタイドリング)	・ﾌｨﾙﾀ差圧の上昇 ・除去効率の低下 ・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　除去効率確認検査（要求のある設備） (4)　差圧確認 (5)　据付・外観検査
計測制御機器 放射線測定機器	(1)　シール材(パッキン、ガスケット、O リング) (2)　消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルタ、バッテリ等)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい ・消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルタ、バッテリ等)の故障又は劣化	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　機能確認検査 (4)　据付・外観検査
電気機器	(1)　シール材(メカニカルシール、パッキン等) (2)　消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルタ、バッテリ等)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい ・消耗品類（ヒューズ、ランプ、フィルタ、バッテリ等)の故障又は劣化	(1)　交換品の仕様確認 (2)　漏えい検査 (3)　機能確認検査 (4)　据付・外観検査
火災防護機器	(1)　消耗品類(消火器、感知器、ヒューズ、ランプ、バッテリ)	・消耗品類(消火器、感知器、ヒューズ、ランプ、バッテリ)の故障又は劣化	(1)　交換品の仕様確認 (2)　機能確認検査 (3)　据付・外観検査
建物・構築物	(1)　扉及びシャッタの付属品 (2)　壁・床等の塗料、コーキング材	・扉及びシャッタの故障 ・建物・構築物の塗装及びコーキング材の一部欠損 ・建物・構築物の微小なひび割れ、傷	(1)　交換品、塗料及びコーキング材の仕様確認 (2)　据付・外観検査

＊：対象部品等に応じて必要な検査を実施する。
なお、実施困難な場合は、適切な代替検査を実施する。

変更後

別表 13 の２　削除

変更理由

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理の規定による変更））

現　行	変更後	変更理由
別表 14　施設定期自主検査（第 35、52 条関係）	別表 14　削除	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（施設管理の規定による変更））

設　備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長
カスケード設備	濃縮度管理インターロック	流量・圧力の組み合わせによる濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともに 10 分以内にカスケードの生産運転が中断することを確認する。	1 回/年	電気計装保全課長	運転管理課長 運営管理課長
		濃縮度測定装置による濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともにカスケードの生産運転が中断することを確認する。			運転管理課長
	差圧計、圧力計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1 回/年		
	濃縮度測定装置	濃縮度測定装置の校正を実施し精度内であることを確認する。	1 回/年		
UF_6処理設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1 回/月	電気計装保全課長	運転管理課長
		発生槽、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ、一般パージ系コールドトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1 回/年		
	圧力・温度異常高インターロック	発生槽、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ、一般パージ系コールドトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1 回/年		
	重量異常高回収停止インターロック	製品回収槽、廃品回収槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1 回/年		
	圧力計、温度計、重量計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1 回/年		
均質・ブレンディング設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1 回/月	電気計装保全課長	運転管理課長
		原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質パージ系コールドトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1 回/年		
	圧力・温度異常高インターロック	原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質パージ系コールドトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1 回/年		
	重量異常高回収停止インターロック	原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1 回/年		
	圧力計、温度計、重量計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1 回/年		
	中間製品容器	中間製品容器からの漏えいがない構造であることを確認する。	1 回/年	機械保全課長	
	シリンダ交換時の誤操作防止インターロック	均質槽、原料シリンダ槽、製品シリンダ槽のシリンダ交換時の誤操作防止機能が正常であることを確認する。	1 回/年	電気計装保全課長	

現　行						変更後	変更理由
設　備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長		
付着ウラン回収設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長		
		IF_7ボンベ発生槽、回収系混合ガスコールドトラップ、回収系UF_6回収槽、回収系IF_7コールドトラップ、IF_7回収系ボンベ回収槽、パージ系IF_7コールドトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年				
		IF_7循環コンプレッサの圧力が異常高となった場合に警報を発することを確認する。					
		配管の温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。					
	圧力・温度異常高インターロック	IF_7ボンベ発生槽、回収系混合ガスコールドトラップ、回収系UF_6回収槽、回収系IF_7コールドトラップ、パージ系IF_7コールドトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年				
		IF_7循環コンプレッサが圧力異常発生時に停止することを確認する。					
		配管の温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。					
	重量異常高回収停止インターロック	回収系UF_6回収槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1回/年				
	圧力計、温度計、重量計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年				
	付着ウラン回収容器	付着ウラン回収容器からの漏えいがないことを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長 放射線管理課長		
搬送設備	停電時保持能力（含む吊上げ高さ制限）	各天井走行クレーンの吊上げ操作時に設定された高さで停止することを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長		
		各天井走行クレーンの吊上げ操作時に電源供給を停止させ、吊上げ位置を保持することを確認する。					
放射線監視・測定設備	臨界警報装置	臨界検出器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長 放射線管理課長		
		臨界警報装置が臨界を検知した場合に警報を発することを確認する。					
	排気用モニタ	排気用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年				
		排気用モニタのサンプリング流量が規定流量であることを確認する。					
		排気口の放射性物質濃度が濃度異常高となった場合に警報を発することを確認する。					
	換気用モニタ	換気用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年		運転管理課長		
		換気用モニタのHF濃度が濃度異常高となった場合に警報を発することを確認する。					

現　行						変更後	変更理由
設　備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長		
管理区域	線量当量率	線量当量率が所定の値以下であることを確認する。	1回/年	放射線管理課長	―		
	空気中の放射性物質濃度	空気中の放射性物質濃度が所定の値以下であることを確認する。					
気体廃棄物廃棄設備	負圧警報	負圧警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長		
		第１種管理区域各部屋の負圧が異常となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年				
	処理能力	第１種管理区域及び局所排気設備の処理能力が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機械保全課長			
	起動・停止シーケンス（含む負圧維持）	運転中の排風機の故障時に予備機が自動起動することを確認する。	1回/年	電気計装保全課長			
		送・排風機の起動・停止シーケンスが正常に機能することを確認する。	1回/年				
	第1種管理区域負圧	第1種管理区域の負圧が確保されていることを確認する。	1回/年	機械保全課長			
	負圧計	負圧計の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長			
	六フッ化ウラン漏えい検知警報	HF 濃度異常警報を発することを確認する。	1回/月				
		工程用モニタがHF 濃度異常高を検知した場合に警報を発することを確認する。	1回/年				
	六フッ化ウラン漏えい拡大防止インターロック	工程用モニタのHF 濃度異常発生時に、警報を発するとともに、局所排気系が切り替わること、及び均質槽の緊急遮断弁が閉となることを確認する。	1回/年				
		漏えい想定箇所から工程用モニタまでの空気移動時間、工程用モニタの応答時間及び緊急遮断弁が閉となる合計時間が30 秒以内であることを確認する。					
	工程用モニタ	工程用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年				
	高性能フィルタ	第１種管理区域の排気系の高性能フィルタを交換した時は、高性能フィルタの成績書により性能を満足していることを確認する。	1回/年	機械保全課長			
液体廃棄物廃棄設備	液面異常警報	液面異常警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長		
		廃液貯槽類の液面が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年				
	処理能力	放射性液体廃棄物の廃棄設備の処理能力が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機械保全課長			
	液面異常高受入停止インターロック	放射性液体廃棄物の槽類の液面異常発生時に警報を発するとともに受入停止となることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長			
	液面計	液面警報及びインターロックに係わる液面計の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年				

現　行	変更後	変更理由

設　備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長
非常用設備	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機が正常に起動することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長
		外部電源喪失時にディーゼル発電機が自動起動し、20秒以内に非常用設備に電源が供給されることを確認する。	1回/年		
	無停電電源装置、直流電源設備	蓄電池電圧が正常であることを確認する。	1回/月		
		外部電源喪失時に、蓄電池より保安上必要な設備機器に電源が供給されることを確認する。	1回/年		
	自動火災報知設備	自動火災報知設備の警報を発することを確認する。	1回/月	機械保全課長	
		消防法に基づく点検により機能が正常であることを確認する。	1回/年		
	ページング装置	ページング装置の作動が正常であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	
検査設備及び計量設備	分析フード	フード開口部の風速が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長
	秤量計	秤量計の指示値が精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	
	秤	廃棄物管理に係る秤の校正を実施し、精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長 機械保全課長
	分析装置	廃棄物管理に係る分析装置の校正を実施し、精度内であることを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長
貯蔵設備	UF_6シリンダ	UF_6シリンダからの漏えいがないことを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長 放射線管理課長

検査手順書については、各検査責任者が下部要領にて定める。

現　行

別表 15　放射性廃棄物の保管廃棄能力（第 59 条、59 条の２、59 条の３、60 条の２、60 条の４、61 条の ２関係）

保管場所	保管廃棄能力
A ウラン濃縮廃棄物室	5,500 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
B ウラン濃縮廃棄物室	4,400 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
C ウラン濃縮廃棄物室	2,800 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
D ウラン濃縮廃棄物室	4,200 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
使用済遠心機保管室	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機
C ウラン貯蔵室 （使用済遠心機保管エリア）	75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機＊
管理廃水処理室 （廃油保管廃棄場所）	160 本（放射性液体廃棄物　20 リットルドラム缶換算）
A 付着ウラン回収廃棄物室	80 本（放射性液体廃棄物　80 kgボンベ換算）
	27 本（放射性気体廃棄物　80 kgボンベ換算）
B 付着ウラン回収廃棄物室	36 本（放射性液体廃棄物　80 kgボンベ換算）

＊：C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。

別表 16　放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第 60、113条関係）

項　　目	管理目標値 （3 ヶ月 平均値）
U	1×10^{-3}Bq/cm^3

別表 17　放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値（第 60条関係）

項　　目	管理目標値
処理水ピットからの年間廃水量	1,300m^3

別表 18　放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第 61、113条関係）

項　　目	管理目標値 （3 ヶ月 平均値）
U	2×10^{-8}Bq/cm^3

変更後

別表 16　放射性廃棄物の保管廃棄能力（第 43、44、45、48、50、52 条 関係）

保管場所	保管廃棄能力
A ウラン濃縮廃棄物室	5,500 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
B ウラン濃縮廃棄物室	4,400 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
C ウラン濃縮廃棄物室	2,800 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
D ウラン濃縮廃棄物室	4,200 本（放射性固体廃棄物　200 リットルドラム缶換算）
使用済遠心機保管室	555tSWU/y 相当分の金属胴遠心機
C ウラン貯蔵室 （使用済遠心機保管エリア）	75tSWU/y 相当分の金属胴遠心機＊
管理廃水処理室 （廃油保管廃棄場所）	160 本（放射性液体廃棄物　20 リットルドラム缶換算）
A 付着ウラン回収廃棄物室	80 本（放射性液体廃棄物　80 kgボンベ換算）
	27 本（放射性気体廃棄物　80 kgボンベ換算）
B 付着ウラン回収廃棄物室	36 本（放射性液体廃棄物　80 kgボンベ換算）

＊：C ウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。

別表 17　放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第 47、91条関係）

項　　目	管理目標値 （3 月 平均値）
U	1×10^{-3}Bq/cm^3

別表 18　放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値（第 47条関係）

項　　目	管理目標値
処理水ピットからの年間廃水量	1,300m^3

別表 19　放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第 51、91条関係）

項　　目	管理目標値 （3 月 平均値）
U	2×10^{-8}Bq/cm^3

変更理由

・記載の適正化（その他記載の適正化）

・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行

別表 19　放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第 60、61条関係）

測定項目	測定頻度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（全α）	放出の都度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（U）	精密測定１回/3 月
排気口における排気中の放射性物質濃度（全α）	原則として１回/週
排気口における排気中の放射性物質濃度（U）	精密測定１回/3 月

別表 20　放出管理用計測器の種類等（第 60、61条関係）

区　　分	種　　類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	ウラン濃縮建屋
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ	ウラン濃縮建屋
	放射能測定装置*	

＊：放射性液体廃棄物放出管理用と共用

別表 21　身体及び身体に着用している物の表面密度（第 68条関係）

区　　分	表　面　密　度
アルファ線を放出する放射性物質	0.4Bq/cm^2
アルファ線を放出しない放射性物質	4Bq/cm^2

別表 22　放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 70条関係）

項 目	評価頻度
実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2	１回/3 月*3（本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間１回/月*4） その他、放射線管理課長が必要と認めた都度
等価線量*1	

＊１：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。
＊２：ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。
＊３：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間
＊４：毎月１日を始期とする１月間

変更後

別表 20　放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第 47、51条関係）

測定項目	測定頻度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（全α）	放出の都度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（U）	精密測定１回/3 月
排気口における排気中の放射性物質濃度（全α）	原則として１回/週
排気口における排気中の放射性物質濃度（U）	精密測定１回/3 月

別表 21　放出管理用計測器の種類等（第 47、51条関係）

区　　分	種　　類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	ウラン濃縮建屋
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ	ウラン濃縮建屋
	放射能測定装置*	

＊：放射性液体廃棄物放出管理用と共用

別表 22　身体及び身体に着用している物の表面密度（第 58条関係）

区　　分	表　面　密　度
アルファ線を放出する放射性物質	0.4Bq/cm^2
アルファ線を放出しない放射性物質	4Bq/cm^2

別表 23　放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 61条関係）

項 目	評価頻度
実効線量*1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量*2	１回/3 月*3（本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間１回/月*4） その他、放射線管理課長が必要と認めた都度
等価線量*1	

＊１：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。
＊２：ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。
＊３：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間
＊４：毎月１日を始期とする１月間

変更理由

現　行

別表23　放射線業務従事者に係る線量限度（第70条関係）

実効線量限度	等　価　線　量　限　度		
	眼の水晶体	皮　膚	妊娠中である女子の腹部表面
１．100mSv/5 年 *1 ２．50mSv/年 *2 ３．女子 *3：上記１．及び２．に定めるほか、5mSv/3 月 *4 ４．妊娠中である女子：上記１．及び２．に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv

＊１：平成 13 年４月１日以後５年ごとに区分した各期間
＊２：４月１日を始期とする１年間
＊３：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中４．に該当する者を除く
＊４：４月１日、７月１日、10 月１日及び１月１日を始期とする各３月間

別表 23 の ２　緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度（第 70条関係）

実効線量限度	等価線量限度	
	眼の水晶体	皮膚
１．100mSv（２．の場合を除く。） ２．250mSv（線量告示第７条第２項に定める事象が発生した場合）	300mSv	1Sv

別表 23 の ３　緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 70条関係）

項　　目	評　価　頻　度
実効線量 *1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量	１回/月 *2
等価線量 *1	

＊１：線量の算定については線量告示第 10 条によるものとする。
＊２：毎月１日を始期とする１月間

変更後

別表24　放射線業務従事者に係る線量限度（第61条関係）

実効線量限度	等　価　線　量　限　度		
	眼の水晶体	皮　膚	妊娠中である女子の腹部表面
１．100mSv/5 年 *1 ２．50mSv/年 *2 ３．女子 *3：上記１．及び２．に定めるほか、5mSv/3 月 *4 ４．妊娠中である女子：上記１．及び２．に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv

＊１：平成 13 年４月１日以後５年ごとに区分した各期間
＊２：４月１日を始期とする１年間
＊３：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中４．に該当する者を除く。
＊４：４月１日、７月１日、10 月１日及び１月１日を始期とする各３月間

別表 25　緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度（第 61条関係）

実効線量限度	等価線量限度	
	眼の水晶体	皮膚
１．100mSv（２．の場合を除く。） ２．250mSv（線量告示第７条第２項に定める事象が発生した場合）	300mSv	1Sv

別表 26　緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第 61条関係）

項　　目	評　価　頻　度
実効線量 *1 ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量	１回/月 *2
等価線量 *1	

＊１：線量の算定については線量告示第 10 条によるものとする。
＊２：毎月１日を始期とする１月間

変更理由

現　行

別表 24　管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 73条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域（汚染のおそれのない区域以外の区域）	・外部放射線に係る線量当量 *1 ・外部放射線に係る線量当量率 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週 1 回/週 1 回/週 1 回/週	放射線管理課長
管理区域（汚染のおそれのない区域）	・外部放射線に係る線量当量 *1 ・外部放射線に係る線量当量率	1 回/週 1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量 *1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・空間放射線量率 ・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量	1 回/週 1 回/3 月 連続 *2 連続 *2	
周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度 ・湖沼水中の放射性物質の濃度 ・空気中の放射性物質の濃度	1 回/3 月	

＊１：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
＊２：点検等による機器の停止時を除く。
（新規追加）

別表 25　放射線測定器類（第 74条関係）

測　定　器　名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・ダストサンプラ ・可搬式 HF 検知警報装置 ・退出モニタ ・放射能測定装置 ・積算線量計 ・個人線量計 ・モニタリングポスト ・気象観測機器 *1	6 台 10 台 7 台 7 台 1 台 3 台 1 式 1 式 3 式 1 式	放射線管理課長
・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 *2
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長

＊１：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計
＊２：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

変更後

別表 27　管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 65条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域（汚染のおそれのない区域以外の区域）	・外部放射線に係る線量当量 *1 ・外部放射線に係る線量当量率 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週 1 回/週 1 回/週 1 回/週	放射線管理課長
管理区域（汚染のおそれのない区域）	・外部放射線に係る線量当量 *1 ・外部放射線に係る線量当量率	1 回/週 1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量 *1*3 ・空気中の放射性物質の濃度 *3 ・空間放射線量率 *3 ・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量 *3	1 回/週 1 回/3 月 連続 *2 連続 *2	
周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度 ・湖沼水中の放射性物質の濃度 ・空気中の放射性物質の濃度	1 回/3 月	

＊１：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。
＊２：点検等による機器の停止時を除く。
＊３：測定地点を別図３に示す。

別表 28　放射線測定器類（第 66条関係）

測　定　器　名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・ダストサンプラ ・可搬式 HF 検知警報装置 ・退出モニタ ・放射能測定装置 ・積算線量計 ・個人線量計（警報付電子線量計） ・モニタリングポスト ・気象観測機器 *1	6 台 10 台 7 台 7 台 1 台 3 台 1 式 1 式 3 式 1 式	放射線管理課長
・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長 *2
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長

＊１：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計
＊２：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

変更理由

・記載の適正化（各施設の記載整合）

・記載の適正化（各施設の記載整合）

現　行

別表 26　物品等の移動に係る基準（第 75、76、77条関係）

項　目	基　準　値			
	物品の移動	事業所内の運搬	事業所外への運搬	
			L 型輸送物以外の輸送物	L 型輸送物
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質　0.4Bq/cm² アルファ線を放出しない放射性物質　4Bq/cm²			
表面における線量当量率	―	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は 10mSv/h		5μSv/h
表面から 1m における線量当量率	―	100μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は除く。		―

別表 27　初期消火活動に係る設備等（第 82条関係）

設　備　等	数　　量
化学消防自動車 *1、3	1 台 *2

＊１：400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有すること。
＊２：点検又は故障の場合には、＊１に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。
＊３：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。

変更後

別表 29　物品等の移動に係る基準（第 67、68、69条関係）

項　目	基　準　値			
	物品の移動	事業所において行われる運搬	事業所外への運搬	
			L 型輸送物以外の輸送物	L 型輸送物
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質　0.4Bq/cm² アルファ線を放出しない放射性物質　4Bq/cm²			
表面における線量当量率	―	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は 10mSv/h		5μSv/h
表面から 1m における線量当量率	―	100μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は除く。		―

別表 30　初期消火活動に係る設備等（第 71条関係）

設　備　等	数　　量
化学消防自動車 *1、3	1 台 *2

＊１：400 リットル毎分の泡放射を同時に 2 口行うことが可能な能力を有すること。
＊２：点検又は故障の場合には、＊１に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。
＊３：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。

変更理由

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化））

現　行

別表28 保安教育項目（第107条関係）

保安教育項目	放射線業務従事者		その他の社員及び請負事業者等
	加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（180分以上）	法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の方法の認可に係る事項を含む）並びに品質保証計画書（入所時教育）		
	加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質保証計画書に係る実務知識*		
	加工施設保安規定の改正内容（改正教育）		
加工施設の構造、性能及び操作に関すること（120分以上）	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識（入所時教育）		対象外
	加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識(訓練含む)*	対象外	
放射線管理に関すること(240分以上)（実務知識については60分以上）	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）（入所時教育）		対象外
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）*		
核燃料物質等の取扱いに関すること(60分以上)	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識（入所時教育）		対象外
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識（臨界防止含む）*	対象外	
非常の場合に採るべき措置に関すること（60分以上）	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等（入所時教育）		
	非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識（訓練含む）*		

1．＊を付した保安教育の実施頻度は年１回とする。
2．濃縮・埋設事務所に勤務する者のうち、第４条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については、非常の場合に採るべき措置に関する教育のうち、必要な事項の教育を実施する。
　なお、教育の時間については、必要な事項に応じて設定することができる。
3．第４条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者のうち、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき措置に関する教育を実施する。
4．入所時教育については、3年に1回再教育を実施する。(ただし、＊を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。)
5．第107条第４項第１号に定める教育の時間については、作業に関連する事項に応じて設定することができる。
6．この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、施設の使用にあたり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

変更後

別表31　社員等への保安教育実施方針（第87条関係）

保安教育項目	実施時期	放射線業務従事者		その他の社員等
		加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（180分以上）	入所時	法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む）並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識		
	1回/年	加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識		
	改正の都度	加工施設保安規定の改正内容（改正教育）		
加工施設の構造、性能及び操作に関すること（120分以上）	入所時	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識		対象外
	1回/年	加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識(訓練含む)	対象外	
放射線管理に関すること（240分以上）（実務知識については60分以上）	入所時	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）		対象外
	1回/年	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）		
核燃料物質等の取扱いに関すること（60分以上）	入所時	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識		対象外
	1回/年	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識（臨界防止含む）	対象外	
非常の場合に講ずべき処置に関すること（60分以上）	入所時	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等		
	1回/年	非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識（訓練含む）		

（削除）
1．濃縮・埋設事務所に勤務する者のうち、第７条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については、非常の場合に講ずべき処置に関する教育のうち、必要な事項の教育を実施する。
　なお、教育の時間については、必要な事項に応じて設定することができる。
2．第７条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者のうち、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する教育を実施する。
3．実施時期を入所時とした教育については、3年に1回再教育を実施する。(ただし、実施時期を１回/年とした教育を実施する場合はこれに替えることができる。)
（削除）

4．この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、施設の使用に当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。

変更理由

・記載の適正化（各施設の記載整合）

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記載の適正化））
・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

<table>
<tr><th>現　行</th><th>変更後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>（新規追加）</td><td>別表 32　請負事業者等への保安教育実施方針（第 87 条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">保安教育項目</th><th rowspan="2">実施時期</th><th colspan="2">放射線業務従事者</th><th rowspan="2">その他の請負事業者等</th></tr>
<tr><th>加工施設の操作員</th><th>加工施設の操作員以外の者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">関係法令及び保安規定の遵守に関すること
（180 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="3">法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む）並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td>加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>改正の都度</td><td colspan="3">加工施設保安規定の改正内容（改正教育）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">加工施設の構造、性能及び操作に関すること
（120 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="2">加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td>加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識（訓練含む）</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放射線管理に関すること（240 分以上）
（実務知識については 60 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="2">放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td>放射線防護及び放射線管理に係る実務知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">核燃料物質等の取扱いに関すること
（60 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="2">核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識</td><td>対象外</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td>核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識（臨界防止含む）</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常の場合に講ずべき処置に関すること
（60 分以上）</td><td>入所時</td><td colspan="3">非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等</td></tr>
<tr><td>1 回/年</td><td>非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識（訓練含む）</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
</table>
1．実施時期を入所時とした教育については、3 年に 1 回再教育を実施する。（ただし、実施時期を 1 回/年とした教育を実施する場合はこれに替えることができる。）
2．加工施設の操作員以外の請負事業者等については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に講ずべき処置に関する保安教育のうち、作業に関連する事項の内容とし、教育の時間は、内容に応じて設定することができる。
3．この規定の改正内容に係る教育（改正教育）については、施設の使用に当たり、あらかじめ実施することとし、教育の時間及び対象者については、改正内容に応じて設定することができる。</td><td>・運用の見直しに伴う変更（請負事業者等の保安教育頻度の見直し及び実施方針の追加）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>変更後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr>
<td>別表 28 の 2　緊急作業についての教育（第 95条関係）
<table>
<tr><th>教育項目</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td><td>180 分以上</td></tr>
<tr><td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td><td>60 分以上</td></tr>
</table>
</td>
<td>別表 33　緊急作業についての教育（第 76条関係）
<table>
<tr><th>教育項目</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td><td>180 分以上</td></tr>
<tr><td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td><td>60 分以上</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>別表 28 の 3　緊急作業についての訓練（第 95条関係）
<table>
<tr><th>訓練項目</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>緊急作業の方法</td><td>180 分以上</td></tr>
<tr><td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い＊</td><td>180 分以上</td></tr>
</table>
＊：兼用できる訓練
・第108条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練
</td>
<td>別表 34　緊急作業についての訓練（第 76条関係）
<table>
<tr><th>訓練項目</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>緊急作業の方法</td><td>180 分以上</td></tr>
<tr><td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い＊</td><td>180 分以上</td></tr>
</table>
＊：兼用できる訓練
・第88条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

現　行

別表29　保安に関する記録（第７、112条関係）

１．加工規則第７条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
(1) 使用前検査の結果	検査の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
(2) 施設定期検査の結果	検査の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	
(3) 加工規則第７条の４の２の規定による検査の結果	検査の都度			検査終了後5年が経過するまでの期間
(4) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	10年間
(5) ＊ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理課長	放射線管理課長	
(6) ＊ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで
(7) ＊ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	放射線管理課長	放射線管理課長	
(8) ＊ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理課長	放射線管理課長	

変更後

別表35　保安に関する記録（第90条関係）

１．加工規則第７条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
１．加工施設の施設管理（加工規則第７条の４第１項に規定するものをいう。以下、この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
(2) 加工規則第７条の４第１項第４号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設確認の実施の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
(3) 加工規則第７条の４第１項第５号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者	評価の都度	保全管理課長	保全管理課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
２．放射線管理記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	10年間
(2) ＊ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理課長	放射線管理課長	
(3) ＊ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで
(4) ＊ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	放射線管理課長	放射線管理課長	
(5) ＊ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	
(6) ＊ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理課長	放射線管理課長	

変更理由

・記載の適正化（その他記載の適正化）

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記録事項の変更及び記載の適正化））

現　行

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
(9) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を実施した課長	運搬を実施した課長	1年間
(10) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間
(11) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度			
(12) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	運転管理課長	運転管理課長	1年間
(13) 保安上特に管理を必要とする設備における圧力、流量及び温度の値	連続して			
(14) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度			
(15) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度			
(16) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	運転管理課長	運転管理課長	
(17) 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視・点検を行った課長	巡視・点検を行った課長	
(18) 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	修理を行った課長	修理を行った課長	
(19) 事故の発生及び復旧の時	その都度	運営管理課長	運営管理課長	法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間
(20) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度			
(21) 事故の原因	その都度			
(22) 事故後の処置	その都度			
(23) 風向及び風速	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間
(24) 降雨量	連続して			
(25) 大気温度	連続して			
(26) 保安に必要な教育訓練計画	策定の都度	運営管理課長	運営管理課長	5年間
(27) 保安に必要な教育訓練の実施の日時及び項目	実施の都度	教育訓練を実施した課長	教育訓練を実施した課長	
(28) 保安に必要な教育訓練を受けた者の氏名	実施の都度			
(29) 加工規則第７条の２の２の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後５年が経過するまでの期間

変更後

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
(7) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を実施した課長	運搬を実施した課長	1年間
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間
(9) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度			
３．操作記録 (1) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	運転管理課長	運転管理課長	1年間
(2) 保安上特に管理を必要とする設備における圧力、流量及び温度の値	連続して			
(3) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度			
(4) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度			
(5) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度			
（削除）				
（削除）				
４．加工施設の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の 日時	その都度	運営管理課長	運営管理課長	法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度			
(3) 事故の原因	その都度			
(4) 事故後の処置	その都度			
５．気象記録 (1) 風向及び風速	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間
(2) 降雨量	連続して			
(3) 大気温度	連続して			
６．保安教育の記録 (1) 保安に必要な教育訓練計画	策定の都度	運営管理課長	運営管理課長	5年間
(2) 保安に必要な教育訓練の実施の日時及び項目	実施の都度	教育訓練を実施した課長	教育訓練を実施した課長	
(3) 保安に必要な教育訓練を受けた者の氏名	実施の都度			
７．品質管理基準規則第４条第３項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネンジメントシステム に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後５年が経過するまでの期間

変更理由

現　行

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
(30) 加工施設の定期的な評価の結果 イ　加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果 ロ　加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果 ハ　加工規則第７条の８の２第１項第１号に掲げる評価の結果	評価の都度	評価を実施した課長	評価を実施した課長	法第 22 条の８第３項において準用する法第 12 条の６第８項の確認を受けるまでの期間
ニ　加工規則第７条の８の２第１項第２号に掲げる計画	計画策定の都度	計画を策定した課長	計画を策定した課長	法第 22 条の８第３項において準用する法第 12 条の６第８項の確認を受けるまでの期間
(31) ＊ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が５年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで

＊：線量等の記載については、線量告示第３条に基づくものとする。

変更後

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
（削除）				

＊：線量等の記載については、線量告示第３条に基づくものとする。

変更理由

<table>
<tr><th>現　行</th><th>変更後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr>
<td>２．その他の記録
<table>
<tr><th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>作成責任者</th><th>保存責任者</th><th>保存期間</th></tr>
<tr><td>(1) カスケード設備の運転条件</td><td>設定の都度</td><td>運営管理課長</td><td>運営管理課長</td><td rowspan="2">同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td></tr>
<tr><td>(2) 管理区域の設定、解除の状況</td><td>設定又は解除の都度</td><td>放射線管理課長</td><td>放射線管理課長</td></tr>
<tr><td>(3) 第68条第２項及び第３項に基づく指定の記録</td><td rowspan="2">その都度</td><td>放射線管理課長</td><td>放射線管理課長</td><td rowspan="2">1年間</td></tr>
<tr><td>(4) 第68条第２項及び第３項に基づく立入承認の記録</td><td>立入承認を行った課長</td><td>放射線管理課長</td></tr>
<tr><td>(5) 試験、検査、校正及び測定の結果</td><td>実施の都度</td><td>試験、検査、校正及び測定を行った課長</td><td>試験、検査、校正及び測定を行った課長</td><td>1年間</td></tr>
<tr><td>(6) 第113条第１項に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td><td>その都度</td><td>運営管理課長</td><td>運営管理課長</td><td>法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間</td></tr>
<tr><td>(7) 品質・保安会議の議事録</td><td>開催の都度</td><td>品質・保安会議議長</td><td>安全・品質本部長</td><td>法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間</td></tr>
<tr><td>(8) 濃縮安全委員会の議事録</td><td>開催の都度</td><td>濃縮安全委員会委員長</td><td>運営管理課長</td><td>法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間</td></tr>
<tr><td>(9) 安全・品質改革委員会の議事録</td><td>開催の都度</td><td>安全・品質改革委員会委員長</td><td>安全・品質本部長</td><td>法第22条の８第３項において準用する法第12条の６第８項の確認を受けるまでの期間</td></tr>
<tr><td>(10) 日射量、放射収支量</td><td>連続して</td><td>放射線管理課長</td><td>放射線管理課長</td><td>10年間</td></tr>
</table>
</td>
<td>（削除）</td>
<td>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（その他の記録の削除））</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>変更後</th><th>変更理由</th></tr>
<tr>
<td>（新規追加）</td>
<td>２．加工規則第３条の４の３及び第３条の11に基づく記録
<table>
<tr><th>記録事項</th><th>記録すべき場合</th><th>作成責任者</th><th>保存責任者</th><th>保存期間</th></tr>
<tr><td>１．使用前事業者検査の結果
(1) 検査年月日
(2) 検査の対象
(3) 検査の方法
(4) 検査の結果
(5) 検査を行った者の氏名
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
(7) 検査の実施に係る組織
(8) 検査の実施に係る工程管理
(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
(10) 検査記録の管理に関する事項
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>検査の都度</td><td>検査実施責任者</td><td>検査実施責任者</td><td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td></tr>
<tr><td>２．定期事業者検査の結果
(1) 検査年月日
(2) 検査の対象
(3) 検査の方法
(4) 検査の結果
(5) 検査を行った者の氏名
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
(7) 検査の実施に係る組織
(8) 検査の実施に係る工程管理
(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
(10) 検査記録の管理に関する事項
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>検査の都度</td><td>検査実施責任者</td><td>検査実施責任者</td><td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間</td></tr>
</table>
</td>
<td>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（記録の追加））</td>
</tr>
</table>

現　行

別表30　加工施設の保安に関する文書（第３条関係）

保安規定関連条項	文書名称	制定者
第11条第２項	全社品質保証計画書	社　長
第11条第３項	濃縮事業部　全社品質保証計画書運用要則	濃縮事業部長
第21条	濃縮事業部　文書管理要領	濃縮事業部長
第23条	濃縮事業部　調達先管理要領	濃縮事業部長
第26条、第27条	濃縮事業部　不適合等管理要領	濃縮事業部長
第10条	加工施設　濃縮安全委員会運営要領	濃縮事業部長
第22条第６項	加工施設　試験検査装置管理要領	濃縮事業部長
第28条	加工施設　運転総括要領	濃縮事業部長
第43条	加工施設　核燃料物質等管理要領	濃縮事業部長
第49条	加工施設　保守要領	濃縮事業部長
第57条	加工施設　放射性廃棄物管理要領	濃縮事業部長
第62条	加工施設　放射線管理総括要領	濃縮事業部長
第62条	濃縮・埋設事業所　周辺監視区域等出入管理要領	濃縮事業部長
第78条、第85条	火災防護計画	濃縮事業部長
第85条、第88条、第91条	加工施設　異常事象対策要領	濃縮事業部長
第106条	加工施設　教育・訓練要領	濃縮事業部長
第109条	加工施設　定期安全レビュー実施要領	濃縮事業部長
第11条第３項	安全・品質本部　全社品質保証計画書運用要則	安全・品質本部長
第21条	安全・品質本部　文書管理要領	安全・品質本部長
第21条	安全・品質本部　記録管理要領	安全・品質本部長
第26条、第27条	安全・品質本部　不適合管理要領	安全・品質本部長
第11条第３項	監査室　全社品質保証計画書運用要則	監査室長
第21条	監査室　文書管理要領	監査室長
第21条	監査室　記録管理要領	監査室長
第25条	監査室　内部監査要則	監査室長
第26条、第27条	監査室　不適合管理要領	監査室長

注）保安に関する文書にて保安活動を実施するにあたり、必要に応じ手順書等を作成する。

変更後

別表30　削除

変更理由

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（第６条へ記載を移動））

現　行	変更後	変更理由
添付１　火災防護活動及び自然災害対応 に係る実施方針 （第９章、第 10 章 関連）	添付１　火災防護活動及び自然災害対応 に係る実施方針 （第 71 条、第 72 条 関連）	・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針	火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針	
1．火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の 1.1 項～1.4 項を含む「火災防護計画」を作成し、事業部長の承認を得る。	1．火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の 1.1 項～1.4 項を含む第６条の表１に掲げる文書（「火災防護計画」）を作成し、事業部長の承認を得る。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））
1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 81 条に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第 93 条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付２「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1 項（体制の整備）に示す。	1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 71 条に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第 74 条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付２「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1 項（体制の整備）に示す。	
1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 107 条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 107 条及び第 108 条に基づき教育・訓練を実施する。	1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。	
1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火薬剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に確保する。	1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。	・記載の適正化（その他記載の適正化） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（記載の適正化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化）） ・記載の適正化（その他記載の適正化）
1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む「火災防護計画」を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、UF_6を内包する機器を設置する 2 号発回均質室、2 号中間室（搬入室を含む）、2 号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室及び B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。 1）火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 2）可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。 3）管理区域内における火気の使用制限に関すること。 4）火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。 5）火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。 6）管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。 7）火災発生時の消火の方法に関すること。 8）火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。 9）火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF_6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。 10）火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。	1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第６条の表１に掲げる文書（「火災防護計画」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 なお、UF_6を内包する機器を設置する 2 号発回均質室、2 号中間室（搬入室を含む）、1 号均質室、2 号カスケード室、A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室及び B ウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。 1）火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。 2）可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。 3）管理区域内における火気の使用制限に関すること。 4）火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。 5）火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。 6）管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。 7）火災発生時の消火の方法に関すること。 8）火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。 9）火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF_6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。 10）火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。	

現　行	変更後	変更理由
11）防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。 12）火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。	11）防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。 12）火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。	
（新規追加）	1.5 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（評価・改善の記載の追加））
２．自然災害 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の 2.1 項～2.4 項を含む「加工施設　異常事象対策要領」及び「火災防護計画」を作成し、事業部長の承認を得る。	２．自然災害 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の 2.1 項～2.4 項を含む第６条の表１に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設　異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））
2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 93 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付２「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1 項（体制の整備）に示す。	2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付２「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1 項（体制の整備）に示す。	
2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 107 条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 107 条及び第 108 条に基づき教育・訓練を実施する。	2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。	
2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に確保する。	2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（記載の適正化））
2.4 文書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む「加工施設　異常事象対策要領」及び「火災防護計画」を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 1）地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 2）竜巻 ① UF_6を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。 ③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。	2.4 文書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第６条の表１に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設　異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 1）地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 2）竜巻 ① UF_6を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。 ③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する２号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図－１のとおりとする。 ④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 3) 外部火災 ① 防火帯の維持及び管理に関すること。 ② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。 ③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。 ・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 ・ 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認 ・ FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 ・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 ④ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。 ⑤ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。 ⑥ 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関ること。 4) 火山（降灰） ① UF_6を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。 ③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 5) 溢水 ① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 6) カスケード設備の生産運転停止等の措置 ① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備の UF_6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 ② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。	なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する２号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図－１のとおりとする。 ④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 3) 外部火災 ① 防火帯の維持及び管理に関すること。 ② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。 ③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。 ・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 （削除） ・ FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 ・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 ④ 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。 ⑤ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。 ⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。 ⑦ 外部火災発生の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関ること。 4) 火山（降灰） ① UF_6を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。 ③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 5) 溢水 ① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 6) カスケード設備の生産運転停止等の措置 ① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備の UF_6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 ② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。	・記載の適正化（その他記載の適正化）
（新規追加）	2.5 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（評価・改善の記載の追加））
図表一覧	図表一覧	
図－１ 飛来対策区域	図－１ 飛来対策区域	

現　行	変更後	変更理由
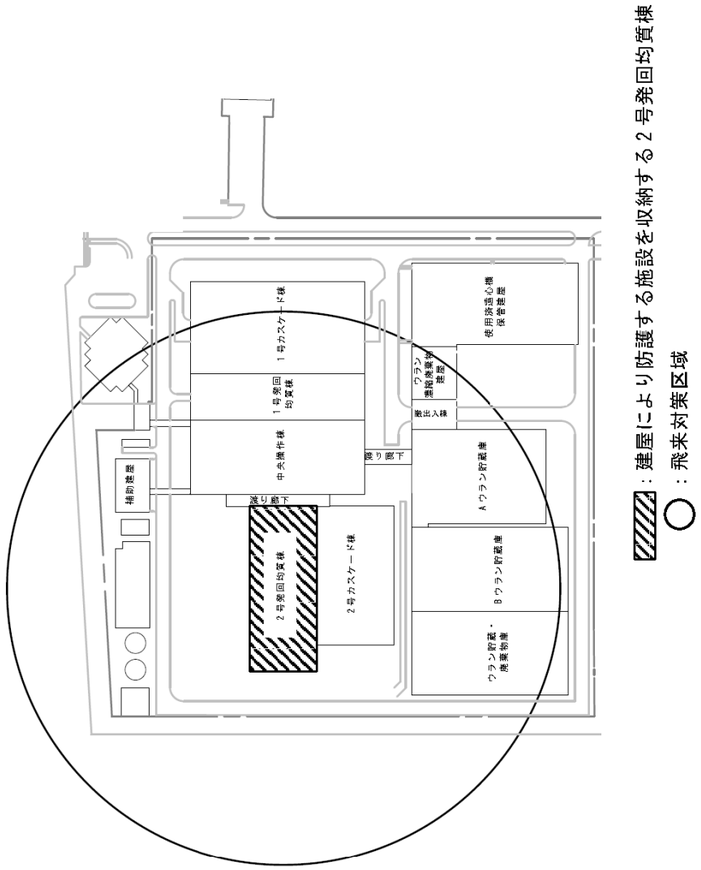 1号カスケード様 1号発回均質槽 中央操作棟 補助建屋 渡り廊下 2号発回均質槽 2号カスケード様 A ウラン貯蔵庫 B ウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫 使用済造心棒保管建屋 ウラン濃縮廃液建屋 搬出入棟 ：建屋により防護する施設を収納する２号発回均質棟 ○：飛来対策区域 図－１　飛来対策区域	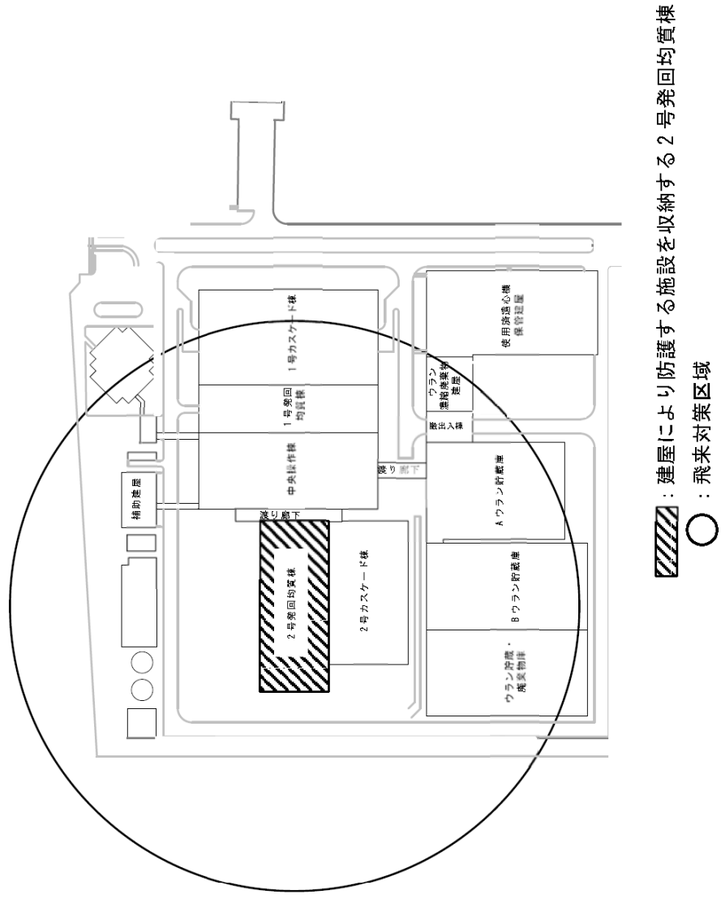	・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
添付２　重大事故に至るおそれがある事故 及び大規模損壊対応に係る実施方針 （第 11 章 関連）	添付２　重大事故に至るおそれがある事故 及び大規模損壊対応に係る実施方針 （第 73 条 関連）	・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針 1．重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外への UF_6 漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の 1.1 項～1.4 項を含む「加工施設　異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第 93 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 (1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。 1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班）で構成する。 また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。 ① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。 ② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。 ③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。 ④ 消火班長は、消火活動及び気体状の UF_6 等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。 ⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。 ⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。 ⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。 ⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。 ⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。 ⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。 ⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。 ⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。 (2) 非常時対策組織要員の確保 実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状の UF_6 等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図－１参照）。 また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図－１参照）。 (3) 社外組織からの支援 加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。 また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。 (4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡がで	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針 1．重大事故に至るおそれがある事故 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外への UF_6 漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の 1.1 項～1.4 項を含む第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。 1.1 体制の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。 (1) 非常時対策組織 非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。 1) 非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班）で構成する。 また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。 ① 本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。 ② 運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。 ③ 設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。 ④ 消火班長は、消火活動及び気体状の UF_6 等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。 ⑤ 総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。 ⑥ 放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。 ⑦ 技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。 ⑧ 本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。 ⑨ 広報班長は、社外への広報活動を行う。 ⑩ 救護班長は、被災者の救護活動を行う。 ⑪ 資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。 ⑫ 厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。 (2) 非常時対策組織要員の確保 実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状の UF_6 等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図－１参照）。 また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図－１参照）。 (3) 社外組織からの支援 加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。 また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。 (4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡がで	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
きる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。	きる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。	
1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第107条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第107条及び第108条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定し、UF_6の特性及びUF_6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年１回以上実施する。 ② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年１回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF_6等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。 ③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。	1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、第87条に基づき以下の事項を含む教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定し、UF_6の特性及びUF_6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年１回以上実施する。 ② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年１回以上実施する。 なお、訓練は、気体状のUF_6等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 また、定期的に要員の召集訓練を実施する。 ③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。	
1.3 資機材の配備 各課長は、UF_6漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表－１に示すとおり配備し、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に確保する。 また、表－１に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。 なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。 ① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策 ② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管 ③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮 ④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応	1.3 資機材の配備 各課長は、UF_6漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表－１に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。 また、表－１に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。 なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。 ① 大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響を考慮した分散配置、離隔配置及び固縛等の転倒・飛散防止対策 ② 事故対処が必要なときに短時間で資機材等が使用可能である場所への保管 ③ 屋内保管の資機材等は保管容器へ収納又は保管棚へ保管及び内部飛来物の影響を受けないための考慮 ④ 屋外保管庫は保管庫の損傷及び降雪・降灰した場合における資機材等の取出しに考慮すべき対応及び浸水に考慮すべき対応	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（記載の適正化））
1.4 文書の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む「加工施設　異常事象対策要領」を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 ① UF_6の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF_6等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。 ② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。 ③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。 ④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF 濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。 ⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最	1.4 文書の整備 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 ① UF_6の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF_6等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。 ② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。 ③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。 ④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF 濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。 ⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化））

現　行	変更後	変更理由
優先にカスケード設備のUF_6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 ⑥ UF_6が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF_6等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。 ⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図－２参照）。 ⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF_6を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。 また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。 ⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。	優先にカスケード設備のUF_6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。 ⑥ UF_6が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF_6等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。 ⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図－２参照）。 ⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと火災による大気圧未満でUF_6を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定した建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。 また、これらの想定事象に加え、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順に関すること。 ⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。	
２．大規模損壊への対応 運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、以下の事項を含む「加工施設　異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第107条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年１回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第107条及び第108条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動にあたる。 ② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF_6等の拡散を抑制する。 ③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に確保する。 ④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動にあたる。 ⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年１回以上実施する。	２．大規模損壊への対応 運営管理課長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合に対処するための体制として、以下の事項を含む第６条の表１に掲げる文書（「加工施設　異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。 また、運営管理課長は、大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、第87条に基づき総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年１回以上行う計画を作成し、事業部長の承認を得る。各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。 ① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。 ② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF_6等の拡散を抑制する。 ③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。 ④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。 ⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年１回以上実施する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定反映（記載の適正化）） ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（記載の適正化））
（新規追加）	３．評価・改善 事業部長は、運営管理課長に重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（加工規則の改正反映（評価・改善の記載の追加））

現　行	変更後	変更理由
図表一覧 図－１　非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数 図－２　保安上必要な通路 表－１　重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等	図表一覧 図－１　非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数 図－２　保安上必要な通路 表－１　重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等	

現　行

本部長
副本部長
本部員

・ 対策活動の統括管理
・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価
・ 応急、復旧計画の決定
・ 復旧状況の把握、評価

本部事務局

・ 発生事象に対する情報の収集・整理
・ 本部決定事項の指示及び伝達
・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括
・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援
・ 対策本部要員の把握及び本部運営

技術支援班	・ 対外対応資料作成 ・ 設計、許認可上の評価 ・ 通報文添付資料の作成
総務班※1 （6名以上）	・ 事業所内通話制限 ・ 避難誘導 ・ 事業所内警備 ・ その他庶務事項 ・ 被災者の救助 ・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2 ・ 工場内の要救助者救出活動※2
厚生班	・ 食料、被服類の調達 ・ 宿泊関係の手配
救護班	・ 被災者の救護 ・ 緊急被ばく医療の実施 ・ 医師、病院の手配
資材班	・ 応急資機材の調達及び輸送
広報班	・ 報道機関対応 ・ 隣接市町村対応 ・ 発生事象に関する広報
設備応急班※1 （19名以上）	・ 被害状況、周辺環境の把握 ・ 応急復旧対策の策定及び実施 ・ 復旧状況の確認 ・ 放射性物質による汚染の拡大防止 ・ 被災者の救助の助勢 ・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2 ・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2
運転管理班※1 （2名以上）	・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施 ・ プラント状態監視、運転操作 ・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF_6漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッタ前カーテン封鎖※2 ・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF_6漏えいがない場合）※2
放射線管理班 ※1 （16名以上）	・ 放射性物質の放出状況の把握・評価 ・ 環境放射線等の測定 ・ 放射線影響範囲の推定・評価 ・ 除染作業等に係る放射線管理 ・ 被ばく管理 ・ 避難誘導 ・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2 ・ 放射線管理、作業環境測定等※2
消火班※1 （19名以上）	・ 消火活動 ・ 被災者の救助 ・ UF_6拡散抑制のための放水活動 ・ 消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF_6漏えいがない場合）※2 ・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF6、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2

※1：非常時対策組織の実施組織を示す。

※2：重大事故に至るおそれがある事故への対応を示す。

図－1　非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数

変更後

本部長
副本部長
本部員

・ 対策活動の統括管理
・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価
・ 応急、復旧計画の決定
・ 復旧状況の把握、評価

本部事務局

・ 発生事象に対する情報の収集・整理
・ 本部決定事項の指示及び伝達
・ 通報文作成、関係機関への通報連絡の総括
・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援
・ 対策本部要員の把握及び本部運営

技術支援班	・ 対外対応資料作成 ・ 設計、許認可上の評価 ・ 通報文添付資料の作成
総務班※1 （6名以上）	・ 事業所内通話制限 ・ 避難誘導 ・ 事業所内警備 ・ その他庶務事項 ・ 被災者の救助 ・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2 ・ 工場内の要救助者救出活動※2
厚生班	・ 食料、被服類の調達 ・ 宿泊関係の手配
救護班	・ 被災者の救護 ・ 緊急被ばく医療の実施 ・ 医師、病院の手配
資材班	・ 応急資機材の調達及び輸送
広報班	・ 報道機関対応 ・ 隣接市町村対応 ・ 発生事象に関する広報
設備応急班※1 （19名以上）	・ 被害状況、周辺環境の把握 ・ 応急復旧対策の策定及び実施 ・ 復旧状況の確認 ・ 放射性物質による汚染の拡大防止 ・ 被災者の救助の助勢 ・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2 ・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2
運転管理班※1 （2名以上）	・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施 ・ プラント状態監視、運転操作 ・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF_6漏えい状況確認、2号発回均質室入口シャッタ前カーテン封鎖※2 ・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF_6漏えいがない場合）※2
放射線管理班 ※1 （16名以上）	・ 放射性物質の放出状況の把握・評価 ・ 環境放射線等の測定 ・ 放射線影響範囲の推定・評価 ・ 除染作業等に係る放射線管理 ・ 被ばく管理 ・ 避難誘導 ・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2 ・ 放射線管理、作業環境測定等※2
消火班※1 （19名以上）	・ 消火活動 ・ 被災者の救助 ・ UF_6拡散抑制のための放水活動 ・ 消防自動車（化学消防自動車）（屋外）、消火器（工場内）による本格消火活動（UF_6漏えいがない場合）※2 ・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF6、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2

※1：非常時対策組織の実施組織を示す。

※2：重大事故に至るおそれがある事故への対応を示す。

図－1　非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数

変更理由

現　行	変更後	変更理由
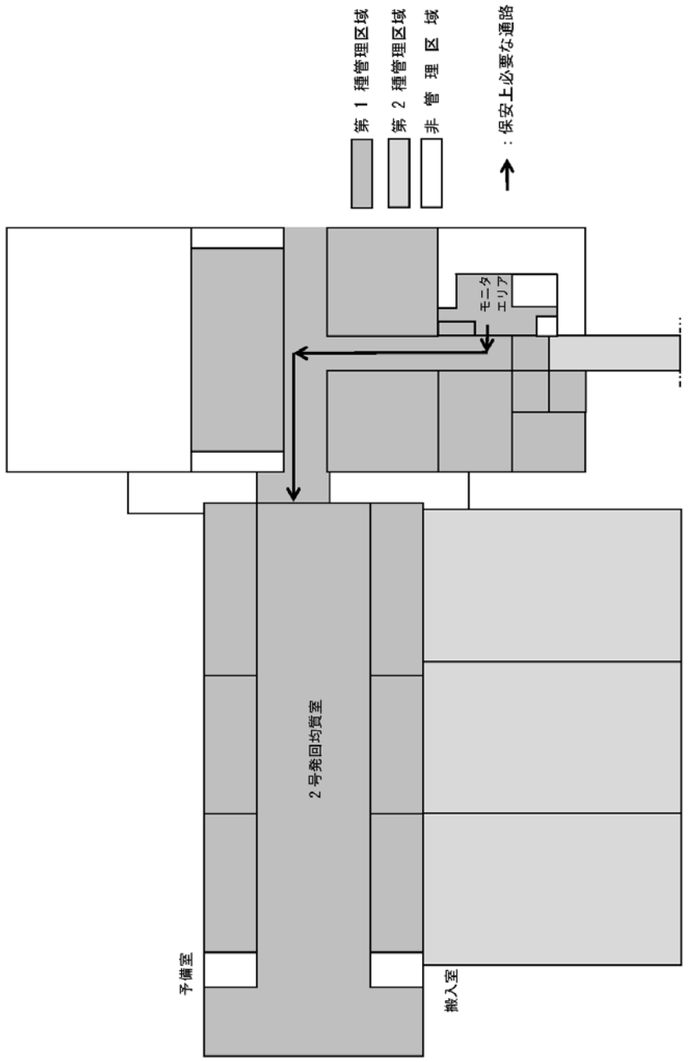 図－２（1／2）　保安上必要な通路	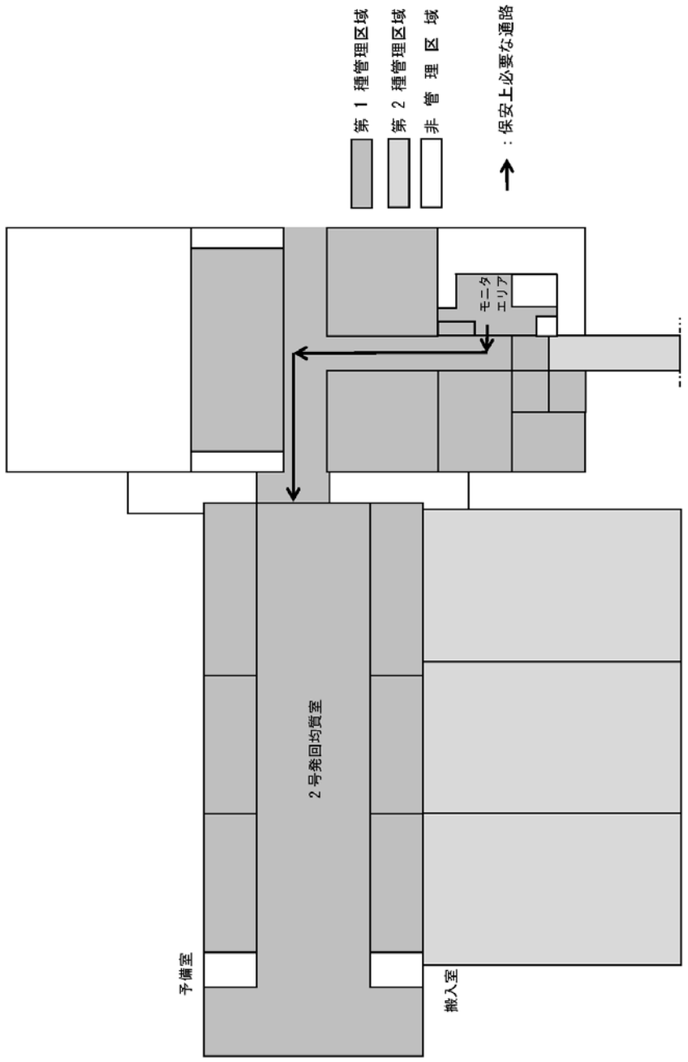 図－２（1/2）　保安上必要な通路	

現　行	変更後	変更理由
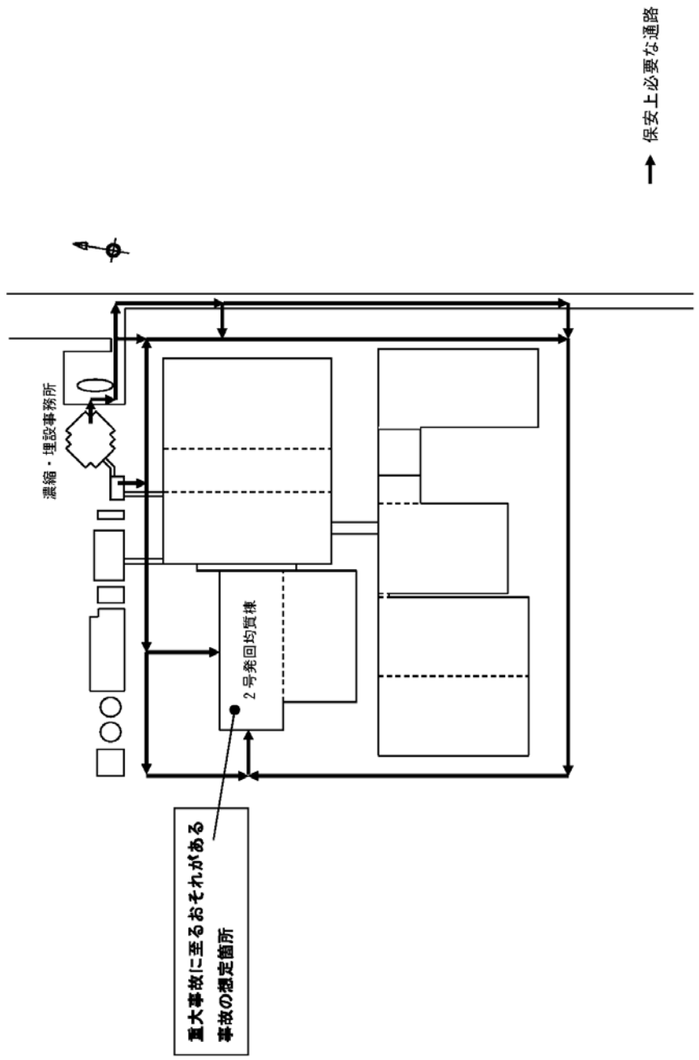 図－２（2／2）　保安上必要な通路	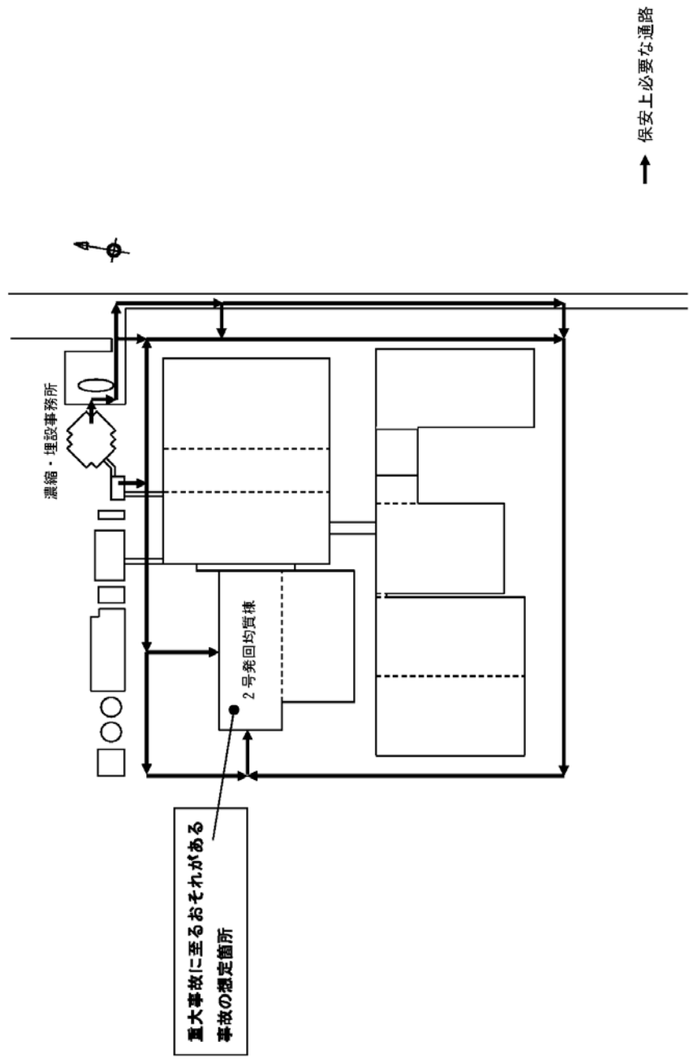 図－２（2/2）　保安上必要な通路	

現　行

表－１　重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等

資機材等		必要数	点検頻度	点検内容
通信連絡設備	ページング装置	1 式	1 回/年	外観、機能
	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観、機能
	業務用無線設備（アナログ式）	12 台	1 回/年	外観、員数、機能
	業務用無線設備（デジタル式）	12 台	1 回/年	外観、員数、機能
	緊急時電話回線	13 回線	1 回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話に含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様
	ファクシミリ装置	3 台	1 回/年	外観、員数、機能
	携帯電話	18 台	1 回/年	外観、員数、機能
	衛星電話	4 台	1 回/年	外観、員数、機能
現場対処用資機材・装備品	汚染防護服（PVA）	19 着	1 回/年	外観、員数
	化学防護服（簡易型）	19 着	1 回/年	外観、員数
	化学防護服（耐 HF 仕様）	8 着	1 回/年	外観、員数
	フィルター付き防護マスク（半面）	11 個	1 回/年	外観、員数、機能
	フィルター付き防護マスク（全面）	30 個	1 回/年	外観、員数、機能
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	14 個	1 回/年	外観、員数、機能
	化学防護服用マイクスピーカ	8 個	1 回/年	外観、員数、機能
	携帯用照明器具	22 台	1 回/6 ヶ月	外観、員数、機能
	ガンマ線測定用サーベイメータ	3 台	1 回/年	外観、員数、機能
	表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線）	11 台	1 回/年	外観、員数、機能
	可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	2 台	1 回/年	外観、員数、機能
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	63 台	1 回/年	外観、員数、機能
	モニタリングカー	1 台	1 回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線） 可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	各 1 台	1 回/年	外観、員数、機能
	風向風速計	1 台	1 回/年	外観、員数
	《代替品》 簡易風向風速計	1 台	1 回/年	外観、員数
	半導体材料ガス検知器（HF 検知器）	5 台	1 回/年	外観、員数、機能
	ガス採取器	2 台	1 回/年	外観、員数、機能

変更後

表－１　重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等

資機材等		必要数	点検頻度	点検内容
通信連絡設備	ページング装置	1 式	1 回/年	外観、機能
	所内携帯電話	非常時対策組織要員分	訓練の都度	外観、機能
	業務用無線設備（アナログ式）	12 台	1 回/年	外観、員数、機能
	業務用無線設備（デジタル式）	12 台	1 回/年	外観、員数、機能
	緊急時電話回線	13 回線	1 回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話に含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様
	ファクシミリ装置	3 台	1 回/年	外観、員数、機能
	携帯電話	18 台	1 回/年	外観、員数、機能
	衛星電話	4 台	1 回/年	外観、員数、機能
現場対処用資機材・装備品	汚染防護服（PVA）	19 着	1 回/年	外観、員数
	化学防護服（簡易型）	19 着	1 回/年	外観、員数
	化学防護服（耐 HF 仕様）	8 着	1 回/年	外観、員数
	フィルター付き防護マスク（半面）	11 個	1 回/年	外観、員数、機能
	フィルター付き防護マスク（全面）	30 個	1 回/年	外観、員数、機能
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	14 個	1 回/年	外観、員数、機能
	化学防護服用マイクスピーカ	8 個	1 回/年	外観、員数、機能
	携帯用照明器具	22 台	1 回/6 ヶ月	外観、員数、機能
	ガンマ線測定用サーベイメータ	3 台	1 回/年	外観、員数、機能
	表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線）	11 台	1 回/年	外観、員数、機能
	可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	2 台	1 回/年	外観、員数、機能
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	63 台	1 回/年	外観、員数、機能
	モニタリングカー	1 台	1 回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ（α・β線） 可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ）	各 1 台	1 回/年	外観、員数、機能
	風向風速計	1 台	1 回/年	外観、員数
	《代替品》 簡易風向風速計	1 台	1 回/年	外観、員数
	半導体材料ガス検知器（HF 検知器）	5 台	1 回/年	外観、員数、機能
	ガス採取器	2 台	1 回/年	外観、員数、機能

変更理由

現　行

資機材等		必要数	点検頻度	点検内容
応急・復旧工具等 その他資機材	閉止用資材（パテ、木栓、鉛栓、ビニルシート）	3式	1回/年	外観、員数
	消石灰	10袋	1回/年	外観、員数
	消石灰散布機	2台	1回/年	外観、員数
	担架	2台	1回/年	外観、員数、機能
	除染用具（ハンドブラシ等）	1式	1回/年	外観、員数
	発電機	2台	1回/年	外観、員数、機能
	電工ドラム	5台	1回/年	外観、員数、機能
	照明装置	18台	1回/年	外観、員数、機能
	チェンジングルーム（テント）	1式	1回/年	外観、員数
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	1回/年	外観、員数
	HF対応薬品	10式	1回/月	員数、機能
消防用資機材・装備品（UO_2F_2及びHF拡散抑制用の放水含む）	防火服	10着	1回/6ヶ月	外観、員数
	空気呼吸器	10台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能
	携帯用照明器具	現場対処用 資機材に含む	現場対処用 資機材と同様	現場対処用 資機材と同様
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	現場対処用 資機材に含む	現場対処用 資機材と同様	現場対処用 資機材と同様
	サーモグラフィ	1台	1回/年	外観、員数、機能
	消防自動車（化学消防自動車）※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 （消火）可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック	各1台	1回/年	外観、員数、機能
	消火用水	320㎥	1回/月	外観、員数
	泡消火剤	100㍑	1回/月	外観、員数
	防火服※	5着	1回/6ヶ月	外観、員数
	空気呼吸器※	5台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能
	携帯用照明器具※	5台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能
	資機材搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	緊急搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 一般車両等※	1台	1年/年	外観、員数、機能
	泡消火剤※	1500㍑	1回/月	外観、員数

※：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。

変更後

資機材等		必要数	点検頻度	点検内容
応急・復旧工具等 その他資機材	閉止用資材（パテ、木栓、鉛栓、ビニルシート）	3式	1回/年	外観、員数
	消石灰	10袋	1回/年	外観、員数
	消石灰散布機	2台	1回/年	外観、員数
	担架	2台	1回/年	外観、員数、機能
	除染用具（ハンドブラシ等）	1式	1回/年	外観、員数
	発電機	2台	1回/年	外観、員数、機能
	電工ドラム	5台	1回/年	外観、員数、機能
	照明装置	18台	1回/年	外観、員数、機能
	チェンジングルーム（テント）	1式	1回/年	外観、員数
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	1回/年	外観、員数
	HF対応薬品	10式	1回/月	員数、機能
消防用資機材・装備品（UO_2F_2及びHF拡散抑制用の放水含む）	防火服	10着	1回/6ヶ月	外観、員数
	空気呼吸器	10台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能
	携帯用照明器具	現場対処用 資機材に含む	現場対処用 資機材と同様	現場対処用 資機材と同様
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	現場対処用 資機材に含む	現場対処用 資機材と同様	現場対処用 資機材と同様
	サーモグラフィ	1台	1回/年	外観、員数、機能
	消防自動車（化学消防自動車）※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 （消火）可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック	各1台	1回/年	外観、員数、機能
	消火用水	320㎥	1回/月	外観、員数
	泡消火剤	100㍑	1回/月	外観、員数
	防火服※	5着	1回/6ヶ月	外観、員数
	空気呼吸器※	5台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能
	携帯用照明器具※	5台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能
	資機材搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	緊急搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年	外観、員数、機能
	泡消火剤※	1500㍑	1回/月	外観、員数

※：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを使用する。

変更理由

・記載の適正化（その他記載の適正化）

現　行	変更後	変更理由
（新規追加）	添付３　長期施設管理方針 （第 41 条関連）	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（長期施設管理方針の追加））

現　行	変更後	変更理由
	長期施設管理方針 １．加工施設の長期施設管理方針（始期：2011 年 9 月 26 日、適用期間：10 年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準の改正反映（長期施設管理方針の追加））